

山形大学大学院
社会文化システム研究科

紀 要

第14号

目 次

論 文

鎌倉極楽寺流の成立と展開

—初代から九代までの極楽寺歴代住持に注目して—……………松尾 剛次 (1)114

故郷をめぐる抗争

—『日本浪漫派』における亀井勝一郎と山形高等学校『校友会雑誌』—……………森岡 卓司 (21)94

マクデブルクの二つの笑顔……………元木 幸一 1

フッサルにおける中立性と想像の概念

——1920年代における「覚知的想像」の思想——……………小熊 正久 23

直線の地上絵における形状と制作時期との関係について……………門間 政亮・本多 薫 35

ジェノサイドを可能にする思考——ナチズムにおける論理の転換過程……………渡辺 将尚 45

記述的規範と人数が歩行者の信号無視に及ぼす影響……………佐藤 祐也・大杉 尚之 55

研究ノート

都市域の土地利用変化に対する衛星画像解析の可能性～宮城県石巻市を事例にして～

……………山田 浩久 65

社会文化システム研究科彙報（2016年度）……………75

投稿規程……………79

平成29年9月

マクデブルクの二つの笑顔

元 木 幸 一

(名誉教授)

はじめに

よく知られているように、ヨーロッパ中世の修道院で笑いは抑制されていたと言われる。その理由は、もちろん聖書に由来する。新約聖書『ルカによる福音書』に「今笑っている人々は、不幸である」(6:25)とあること、あるいは旧約聖書続編の『シラ書(集会の書)』に「愚か者は、大声で笑い」(21:20)とあることなどを根拠として、例えば東方教会のバシレイオス(330年頃～379年)や西方教会のヌルシアのベネディクトゥス(480年頃～543年)は修道士への戒律において笑いを厳しく規制したのである¹。

そのような修道院の規制とどれほど関係があるのかは不明なのだが、ロマネスク期までの中世美術において笑顔の表現はほとんど見られない。われわれがすぐに思いつく笑顔といえば、ゴシック彫刻の傑作、ランス大聖堂彫像の笑顔まで待たねばならないのである。

さらにランスからそれほど時代を経ずして、ドイツにおいても、ナウムブルク大聖堂の西内陣やドイツ最初ゴシック大聖堂と言われるマクデブルク大聖堂などに艶やかな女性の笑顔が次々と現れる。

殊にマクデブルク大聖堂の《賢い乙女たちと愚かな乙女たち》はドイツ・ゴシック彫刻の傑作として著名であるばかりか、それまでに見られなかったほど多彩で豊かな表情を示すのである。そ

して約100年後には、この大聖堂の内陣にミゼリコルディア彫刻としてそれとはまったく異様な笑顔が登場する。前者は乙女の笑顔であるのに対し、後者は悪魔の笑顔なのである。

本稿では、マクデブルク大聖堂に現れたこれら二種の笑顔表現を分析し、ゴシック期における笑顔について考察したい。

第1章 乙女の笑顔

マクデブルク大聖堂北側玄関ホールは「天国の玄関(Paradiesvorhalle)」と呼ばれているが、その入り口両側にそれぞれ5体ずつの乙女の像が立っている。向かって左側に笑顔を浮かべている賢い乙女たち(図1)、右側に泣き顔の愚かな乙女たち(図2)が並んでいるのである。笑顔分析



図1 《賢い乙女たち》マクデブルク大聖堂北側玄関ホール「天国の玄関」1240年代後半

¹ バシレイオスの『修道士大規定』は『中世思想原典集成2 盛期ギリシア教父』(上智大学中世思想研究所編訳, 平凡社, 1992年, 222-223頁), ベネディクトゥスの『戒律』は『中世思想原典集成5 後期ラテン教父』(上智大学中世思想研究所編訳, 平凡社, 1993年, 257-265頁)を参照のこと。なお、以下の拙論も参照されたい。「笑いと教会—ヨーロッパ中世美術におけるユーモア表現について—」『山形大学大学院社会文化システム研究科紀要』第7号, 2010年, 39-52頁



図2 《愚かな乙女たち》マクデブルク大聖堂北側玄関ホール「天国の玄関」1240年代後半

の第一の対象は、この賢い乙女たちである²。

賢い乙女と愚かな乙女は、『マタイによる福音書』第25章に出てくるキリストの来臨に備えている賢い人と備えを怠る愚かな人の寓話である。それが中世では最後の審判における天国などと結び付けられて、賢い乙女は天国に入る選ばれた者、愚かな乙女は地獄に堕ちる呪われた者を象徴することになる。マクデブルク大聖堂では扉口上部テュンパヌムに「聖母被昇天」（図3）が配され、やはり天国と関連付けられることになるのである。

先ほど述べたように、修道院神学で笑いは「不幸」や「愚か者」と関係して、マイナスのイメージとして捉えられていたが、ここでは選ばれた者たる賢い乙女こそ笑顔であり、呪われた者たる愚かな乙女は泣き顔なのである。つまり笑顔はプラスイメージであり、修道院神学とは逆の意味で表現されているということになる。

² 実はこの乙女たちの像は、もともとここにあったわけではない。それは、5体の台座や天蓋が同一形式ではないことから明らかである。左側から2つ目の乙女像だけが天蓋、台座ともに単純化されており、さらに一番左の像はアーチから外れ、壁面に付けられている。つまり5体はそれにふさわしい建築構造に配置されているわけではないのである。元来の場所についてはいくつかの仮説が提出されている。未完成の西正面、初期の内陣仕切り（現在では失われている）、北翼廊入り口などである。その中で、北翼廊入り口が最も多くの研究者に支持されている。Jacqueline E. Jung, "Dynamic Bodies and the Beholder's Share: the Wise and Foolish Virgins of Magdeburg Cathedral," *Bild und Körper im Mittelalter*, K. Marek, R. Preisinger, M. Rimmel, und K. Kärcher (Hg.), München, 2006, pp.135-160, esp.pp.141-142; G. Quast und J. Jerratsch, *Der Dom zu Magdeburg*, Berlin, 2014, pp.56-59.



図3 《聖母被昇天》マクデブルク大聖堂北側玄関ホール「天国の玄関」

(1) ゴシック彫刻における笑顔の誕生と伝播

ゴシック彫刻のもっとも代表的な笑顔は、言うまでもなくランス大聖堂西正面扉口側壁の《受胎告知》（1230～33年頃）と《微笑の天使》（図4）である。まずはランスからドイツ・ゴシック彫刻における笑顔表現への展開を追跡しよう。



図4 《微笑の天使》ランス大聖堂、1230～33年頃

ランス大聖堂の彫像は「古典的」とよく呼ばれるが、その笑顔は心の動きを表現した表情である



図5 《最後の審判》バンベルク大聖堂北側「君公の扉口」1233-35年頃

というよりは、新しい形式の顔といった印象が強いように思われる。

しかしこの笑顔がドイツに伝わり、バンベルク大聖堂に姿を現した時、同じ笑顔とはいえ、その印象はだいぶ異なってくる³。身廊北側のいわゆる「君公の扉口（Fürstenportal）」（図5）は最後の審判の高浮雕（1233～35年頃）なのだが、半円形テュンパヌムの中は口角の上った笑顔で一杯であるかのように見える。中央にキリストが座し、向かって左には十字架を持つ天使、右にはキリストに背を向けた天使がいる。向かって左方足下には聖母、右方には洗礼者聖ヨハネが小さな姿で跪拝している。彼らの下には、さらに小さな蘇る人が棺から起き上がっている。それら中央の人物たちの両脇に王冠、司教帽をかぶった人物などが、窮屈な空間の中で祈りを捧げている。

それら脇の人物たちは皆笑顔に見えるのだが、キリストの左右では眉毛の描写がはっきりと異な



図6 《笑う天使像》
バンベルク大聖堂
東内陣北壁、1235
-37年頃



図7 《最後の審判》
部分（図5部分）

る。向かって左側（キリスト右手）の人物では端が上がり気味の眉であるのに、右側（キリスト左手）では下がり気味なのである。それによって、左側人物は明るく笑っているように見え、右側人物は笑うというより、むしろ悲しみの表情に見えるのである⁴。

バンベルク大聖堂にはもう一つ笑顔の丸彫彫刻（1235-37年頃）がある。東内陣北壁の天使像（図6）である。これは「君公の扉口」における向かっ

³ W. Sauerländer, "Reims und Bamberg. Zu Art und Umfang der Übernahmen," *Zeitschrift für Kunstgeschichte*, Bd. 39, 1976, pp.167-192; P. Williamson, *Gothic Sculpture 1140-1300*, Hong Kong, 1995, pp. 91-97.

⁴ 新約聖書図像研究会で、左手人物像も笑顔だと思っていた筆者に悲しみの表情であることを示唆したのは平岡洋子氏である。ご示唆に感謝したい。

て左（キリスト右手）の王冠を被る人物像（図7）に良く似た顔である。「君公の扉口」では左右人物群の表情を対照的に表現することを目的としており、キリスト右手では天国に入る選ばれた者としての喜びの表情となっており、左手では地獄に墮ちる呪われた者として、二種類に区別された類型的な表情なのである。それに対してこの天使像は、ランス大聖堂天使像の笑顔に近い新しい形式としての表現、あるいは表情一般としての笑顔といえよう。これらはいずれもランス大聖堂に関わった工房の作とされている⁵。

さて現実の人間の笑顔が登場するのは、ナウムブルク大聖堂西内陣の「肖像彫刻」(1249-55年頃)である⁶。ナウムブルク大聖堂西内陣には12体の寄進者像が高所に設置されているが、その中で夫婦像となっているのは、《辺境伯ヘルマンと伯妃レクリンディスの像》（図8）と《辺境伯エッケハルト2世と伯妃ウータの像》（図9）である。こ



図8 《辺境伯ヘルマンと伯妃レクリンディスの像》ナウムブルク大聖堂西内陣, 1249-55年頃



図9 《辺境伯エッケハルト2世と伯妃ウータの像》ナウムブルク大聖堂西内陣, 1249-55年頃

の4人のうち、伯妃レクリンディス（図10）が大らかな笑顔で表されている。これらの像は、内陣を二つに区切る階段の上部に向かい合って設置されている（図11）。



図10 《伯妃レクリンディス》（図8部分）

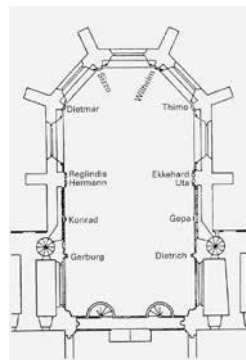


図11 ナウムブルク大聖堂西内陣配置図 (P. Williamson, *Gothic Sculpture 1140-1300*, fig.269より), 1249-55年頃

明らかにこれら4体は組になっている。ハイナリヒ・クロッツはこれら4体に性格の相違を見て取っている⁷。ヘルマンは頭部を傾け、暗い表情をしていることから憂鬱質の性格、レクリンディスは大らかな気質、エッケハルトは剣の柄を握り、いかにも活動的な人物、そしてウータは襟を立て、顔を隠し気味にしている慎ましやかな婦人であるとしている。これら夫婦はそれぞれ二人が明暗の対照的な性格をなしている。これらの気質表現の一つに笑顔があるのである。個性的な人物表現の出発点として笑顔があると言ってもよからう。

それは他の8体の寄進者像を見ればよくわかる。顔の表情も眉間にしわを寄せたり、口先を突き出したり、きわめて多様であるばかりか、ことに手の仕草が外衣をたくし上げたり、盾を持ったり、剣を抜こうとしていたり、これまた実に多彩に表現され、それぞれの人物の相違を鮮やかに表現しているのである。そのような多彩な表情をもっとも生き生きと表したのがレクリンディスの笑顔と

⁵ バンベルク大聖堂の図像学的分析に関しては次の論文を参照せよ。仲間詢「バンベルク大聖堂『君侯の門』彫刻群―「神秘の結婚」による終末の花嫁たちの救済―」『美学』第66巻第1号、2015年夏、pp.113-124。

⁶ 勝國興「ナウムブルクの彫刻家」『美の司祭と巫女：西洋美術史論叢』中央公論美術出版、1992年、1-22頁。

⁷ H. Klotz, *Geschichte der deutschen Kunst, Bd. 1, Mittelalter 600-1400*, München, 1998, p.290.

いえよう。これらを制作した親方もランス大聖堂で修業した彫刻家と推定されている。

さらにほぼ同時代にマインツ大聖堂の西内陣仕切りの断片《最後の審判》左下部の天国に入る人々の最後列で手を合わせて祈っている子供の顔貌（図12）が、生气に満ちた笑顔として表現されている。口角の上がり方も、弓のように湾曲した目の描写も実に自然な描写で、その自然らしさはレクリンディスの笑顔に近いものを感じる。



図12 《最後の審判》断片部分，マインツ大聖堂西内陣仕切り，現マインツ大聖堂博物館，1237－39年頃

こうして笑顔の像を制作年代に従って追跡してみると、1230年頃から1250年頃にかけて、ランスからバンベルク、そしてナウムブルクへと笑顔が伝播し、展開してきたことがわかる。そしてそれらの笑顔の様式分析に基づけば、マクデブルクはいまだ素朴なバンベルクの笑顔像からより生き生きとしたリアルな笑顔像のナウムブルクやマインツに展開する中間に位置すると考えられる。

（2）マクデブルク大聖堂の歴史

さて再びマクデブルク大聖堂の考察に戻り、ま

ずはマクデブルク大聖堂の歴史を簡単に振り返ることにしよう⁸。

- 937年 オットー 1 世が現在のマクデブルク大聖堂の場所にベネディクト会修道院聖堂を建設。聖マウリティウスに献堂。
- 955年 オットー 1 世，マクデブルクに司教座設置。
- 968年 オットー 1 世，マクデブルクに大司教座設置。大司教として友人で顧問のアダルベルト 1 世フォン・トリアーを任命。
- 1207年 大聖堂焼失。
- 1209年 大司教アルブレヒト 2 世・フォン・ケフェルンブルクによって，第 2 の大聖堂起工。
- 1363年 大聖堂内部が完成し，献堂式を挙行。従来聖マウリティウスに捧げられていたが，新たに聖カタリナも加えられた。
- 1520年 西正面北塔に十字架を設置し，竣工。内法＝長さ120m，幅はその 3 分の 1，天井高32m，西正面北塔99.25m，南塔100.98m。
- 1524年 ルター説教。
- 1945年 第二次世界大戦で西正面と側廊一部損傷。
- 1955年 再建。

オットー朝創始者オットー 1 世（大帝）により起工され，司教座聖堂，大司教座聖堂へと昇格し，神聖ローマ帝国内での地位を高めていった。当時のドイツ語圏で大司教座はケルン，マインツ，トリアーに次いで 4 番目となる。ライン川あるいはその支流沿岸以外では初めての大司教座聖堂となったのである。

1207年の焼失以後，1209年に再建が始まるが，それはドイツ語圏において初めからゴシック様式として構想された最初の聖堂建築ということになる。それゆえにしばしばドイツ最初のゴシック聖堂と言われる。

第二次世界大戦での戦禍はこの聖堂に関しては

⁸ G. Quast und J. Jerratsch, *op. cit.*, pp.10-18.



図13 《ガルス門ティンパヌム彫刻》バーゼル・ミュンスター、1185年頃

比較的軽微で、幸いなことに、われわれが扱う《賢い乙女と愚かな乙女》や内陣はほとんど被害がなかった。

マクデブルクはエルベ河岸の都市であるが、ナウムブルクもエルベ川の支流ザーレ河岸であり、マクデブルクに次ぐゴシック聖堂の一つであるマイセン大聖堂もエルベ河岸に属する。さらに言えば、プラハ、リューベックなどもエルベ河岸都市と言える。つまりエルベ河岸には、神聖ローマ帝国を代表するゴシック聖堂が立ち並んでいるということになる⁹。

(3) 〈賢い乙女たちと愚かな乙女たち〉像の変遷

《賢い乙女たちと愚かな乙女たち》は、マクデブルク大聖堂以前は、いかなる図像だったのだろうか。H・ザックスなどの分析に基づいて〈賢い乙女たちと愚かな乙女たち〉図像の変遷を簡単に

追跡してみよう¹⁰。先に述べたようにこの寓話は『マタイによる福音書』によるのだが、初期キリスト教時代4世紀のカタコンベ壁画から登場する。ここでは賢い乙女が火の点いた松明あるいは油壺を上に向けて持ち、7人ないし5人で表現される。それに対し、愚かな乙女は火の消えた松明あるいは下向きの油壺を持って登場する。衣装も異なり、賢い乙女は白い衣装を、愚かな乙女は多色の衣装を身につけていることが多い。また、賢い乙女が冠を被り、愚かな乙女は冠を落として表されることもある。

ロマネスク末期から、このテーマは聖堂扉口彫刻にしばしば登場することになる。ドイツ語圏の代表的な作例としては、バーゼル・ミュンスター、ガルス門楣石彫刻（1185年頃）（図13）がある¹¹。横長の矩形枠の中央に扉があり、その左にはキリ

⁹ ついでに言えば、バンベルク、マインツなどロマネスクからゴシック期にかけて建造された代表的聖堂はライン川沿岸都市である。マイン川はライン川の支流だが、実はエルベ川の支流であるザーレ川にも近いのである。

¹⁰ H. Sachs, "Jungfrauen, Kluge und Törichte," *Lexikon der christlichen Ikonographie*, Hrsg. E. Kirschbaum, Bd. 2, Breisgau, 1970, pp.458-463. 以下のエミール・マールも参照されたい。『ゴシックの図像学』（上）田中仁彦・池田健二・磯見辰典・細田直孝訳、国書刊行会、1998年、42頁。

¹¹ J. E. Jung, *op. cit.*, p.143.



図14 《賢い乙女たち》部分（図1部分）

ストが左方に向けて立ち、右手を上げて5人の賢い乙女たちに祝福を与えている。賢い乙女たちは火のついた油壺を手に持っている。扉の右には5人の愚かな乙女たちが立ち、彼女らは空になったことを示すべく、油壺を下向きに持っている。10人の乙女たちの仕草は多様だが、顔には表情が表されておらず均一化されている。

乙女たちに生き生きとした表情を付与するようになったのは、マクデブルク大聖堂の彫刻（1240年代後半）からだった。その表情の生気を理解するには、賢い乙女たちの右から2体（図14）を比較するだけで十分だろう。左の乙女は左方を見てそちらに艶やかに笑いかけているのに対し、右の乙女は真正面を向き、慎ましやかに微笑んでいる。また左の乙女は右手で壺を持ち、左手でマントを摘み上げているのに対し、右の乙女は右掌上に油壺を置き、側面を左手で撫でている。ヘアバンド、マントの紐、ベルトなどの模様も異なっている。これらの多様性は5体全てに指摘できる。すべてがそれぞれの要素で異なっているのである。ただし、笑顔自体は大きな笑いと微笑みのほぼ二様に類型化されている。それに対し、泣き顔は、涙を流しマントで拭いたり、頬杖をついて憂鬱そうな顔をしたり、目をつむって涙をこらえているような表情をしたり（図15）、頭に手を挙げ激しく悲しみを表していたり、頬に涙を流して口を固く結んでいたりと（図16）きわめて多様な表情を示し



図15 《愚かな乙女たち》部分（図2部分）



図16 《愚かな乙女たち》部分（図2部分）

ている。泣き顔の方がはるかに多彩なのである。

このマクデブルク大聖堂の《賢い乙女たちと愚かな乙女たち》の明快な表情表現の特徴を、ユングは「演劇性」と呼んでいる¹²。ユングによれば、マクデブルク近隣のチューリングゲン地方で上演されていた大衆劇として「賢い乙女たちと愚かな乙女たち」が流行し、具体的な例としては1321年のアイゼナハで上演された演劇があげられるという。この演劇は、感情を巧みに表現した劇として名声を博していたのだと。

この「演劇的な表現」は、以後このテーマに大きな刺激を与えていく。

フライブルク・ミュンスター西正面塔玄関ホールでは、テュンパヌムを挟んだ南北壁面に《賢い乙女たちと愚かな乙女たち》が5体ずつの小像として立っている（1270～1280年頃）¹³。向かって右側の愚かな乙女たちでは（図17）、皆下向きの油



図17 《愚かな乙女たち》フライブルク・イム・ブライスガウ・ミュンスター西正面玄関ホール、1270～80年頃

¹² J. E. Jung, *op. cit.*, p. 153.

¹³ H. Mittmann, *The Minster at Freiburg im Breisgau*, Lindenberg, 2012, pp.26-31.



図18 《愚かな乙女たち》ストラスブール大聖堂西正面南扉口、1277-98年頃

壺を持ち、頬杖をついている乙女や上を向いて涙をこぼさないように悲しんでいる乙女などが表現されている。また、賢い乙女たちは、皆わずかに微笑んでいるような表情を浮かべている。とは言ってもそれほど明快な表情とは言えない。

ストラスブール大聖堂西正面南扉口には左側に「この世の支配者」に隣り合って、2体の下向きの油壺を持つ乙女と油壺を下に落とした乙女1体が立っている（1277～1298年頃）（図18）。「この世の支配者」は地上の誘惑を示す、つまり誘惑者であり、イヴの誘惑を象徴するりんごの実を持っている。背中には爬虫類や両生類が這っている¹⁴。誘惑の実を見せられて笑っている乙女は右手を下げており、そこに持っているはずの油壺はすでに地面に落ちてしまっている。その右隣には暗い顔を下向きにして右手に巻物、左手に下向きの油壺を持っている乙女が立っている。さらに右隣にはもう一人の乙女が立っている。彼女は体をS字型にひねり、やはり顔を伏せて、左手には下向きの油壺を持っている。体型で悲しみを表していると言えるかもしれない。誘惑者の隣の乙女が笑っているのは、マクデブルクの乙女たちの表現に比較すると、きわめて対照的である。明らかに愚かな乙女を指すにもかかわらず、笑顔なのである。誘惑者が笑っているのに呼応しているかのように、

¹⁴ P. Williamson, *op. cit.*, pp.193-195.

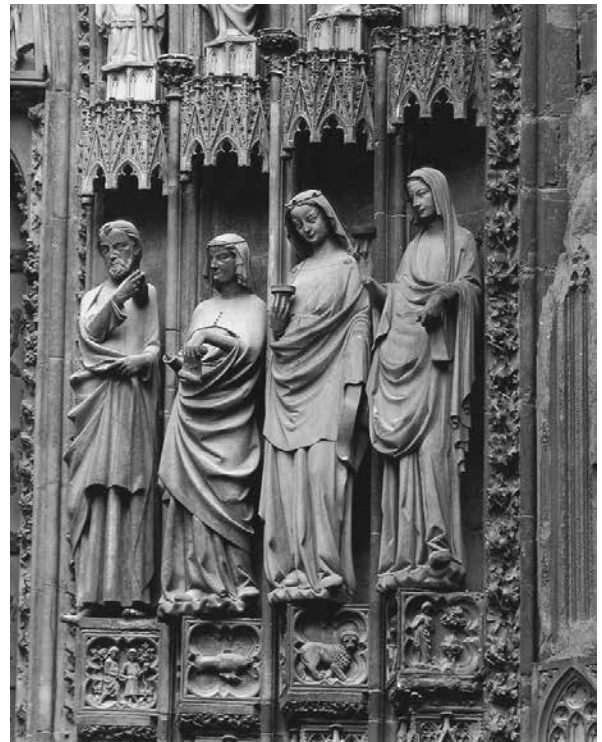


図19 《賢い乙女たち》ストラスブール大聖堂西正面南扉口、1280-90年頃

この乙女も笑っている。つまりこの乙女は『シラ書』（21：20）にいう「大声で笑」う「愚か者」ということになるだろう。

ストラスブールの扉口の右側には右手に上向きの油壺を持つ乙女が二人と、右手先が欠損している乙女が一人立っている（図19）。彼女らは「賢い乙女たち」で、微笑んでいるようにも見えるが、その表情はあまりはっきりとしない。ここでも「愚かな乙女たち」の方が表情としては明快なのである。

その傾向はエアフルト大聖堂北側三角入り口彫刻（14世紀前半）¹⁵でも変わらない。最後の審判のテュンパヌムの両脇柱に左右5体ずつの乙女像が並んでいる。左側が賢い乙女たち、右側が愚かな乙女たちである。

賢い乙女たちは（図20）、油壺の持ち方やもう片方の手の仕草は一樣ではないが、ほんの少し口角を上げて微笑んでいるような表情はほぼ同一で

¹⁵ V. Friedrich, *Der Dom St. Marien zu Erfurt*, Passau, 2011, pp. 20-21.



図20 《賢い乙女たち》エアフルト大聖堂北側三角入り口, 14世紀前半



図21 《愚かな乙女たち》エアフルト大聖堂北側三角入り口, 14世紀前半

ある。それに対し、愚かな乙女たちは（図21）、両手を頭の上で組んでいる乙女、顔の半分を片手で覆っている乙女、左手で頬杖をついている乙女、右手で下向きの油壺を持っている乙女、片手を軽く上げている乙女などとても個性的に表現されている。特に仕草のダイナミックさでこのエアフルトの《賢い乙女たちと愚かな乙女たち》は際立っている。これらの悲しみの表現はキリスト磔刑など受難劇の悲しみの表現に先立つものと言えるのではあるまいか。

このテーマは、喜びと悲しみを表情や仕草で対照的に表すのに好適だったのだろう。その彫刻における出発点といえるのがマクデブルク大聖堂の北側玄関ホールにおける彫刻だったと思われる。ちなみにエアフルト大聖堂彫刻と同時代の絵画作



図22 ニーダーザクセンの画家《賢い乙女たちと愚かな乙女たち》ハノーファー, ニーダーザクセン州立美術館, 1310-20年頃

品を比較してみると彫刻の方が、圧倒的に表現力豊かであることがわかる。その例としてハノーファー, ニーダーザクセン州立美術館蔵のニーダーザクセンの画家による同主題画（図22）をあげよう¹⁶。横長の板絵だが（プレデッラか）、中央にキリストがおり、キリストは右手で向かって左側に祝福を与え、その方向に油壺を正しく持った賢い乙女たちが5人いる。キリストの右側には油壺を下に向けた愚かな乙女たちが5人並んでいる。これらの顔を見ると、賢い乙女たちは皆、口角を上げて笑いを表し、愚かな乙女たちは5人中4人が眉や目尻を下げて悲しみを象徴し、一人だけが眉を上げて悲しみというより、嘆きを示している。いずれにしても感情表現というよりは、記号としての感情示唆と言えるのではあるまいか。

こうしてみると、マクデブルク大聖堂《賢い乙女たちと愚かな乙女たち》が、この図像表現において決定的な一歩を記した作品と言えるだろう。そうだとすると、なぜこの町で、この時期、このような表現が可能になったのだろうか。当時のマクデブルクを取り巻く社会的・宗教的状况を顧みること考察してみたい。

(4) マクデブルクと乙女

マクデブルク（Magdeburg）は元来「処女（Magd）の都市」という意味である。ラテン語で“civitas virginum”と呼ばれていた¹⁷。13世紀半ば頃のこの都市の紋章は、市門の上に立つ女性が右手で緑の花輪を持つ姿で表されている。それは処女の象徴なのである。現在でもその紋章が用い

¹⁶ M. Wolfson, *Niedersächsisches Landesmuseum Hannover Landesgalerie. Die deutschen und niederländischen Gemälde bis 1550*, Hannover, 1992, pp.145-146.

¹⁷ J. E. Jung, *op. cit.*, pp. 137-138.



図23 マクデブルク都市紋章

られている（図23）。

現存する最古のマクデブルクの都市紋章は1244年のものである。つまり、この都市のアイデンティティたる紋章が決定されたのがおそらく13世紀半ばであり、その紋章が処女モチーフだったのである。この都市の中心たる大聖堂の内陣への入り口の脇柱に〈賢い乙女たちと愚かな乙女たち〉が主題として選ばれ、しかもそれがこれまでにないほど生き生きとした表現の乙女像になったことと、都市のアイデンティティを指示する紋章の決定は無関係なのだろうか。この入口彫刻《賢い乙女たちと愚かな乙女たち》は聖書の寓意だが、ひょっとしたらこの都市そのものを示唆するものでもあったのではないだろうか。

次に、この都市特有の乙女との関係だけでなく、13世紀のマクデブルクに登場したある女性宗教者との関係について述べてみたい。ベギンだったマクデブルクのメヒティルト（1207～1282年頃）である。ベギンとは12世紀末に始まり、13世紀に頂点を迎えた半聖半俗の女性たちの運動であるベギン会に属するメンバーのことである。彼女らは修道女と同様に祈りと禁欲をこととする生活を送るが、修道誓願をたてず、身分は俗人のままでベギンホフと呼ばれる館で集団生活を営んだ。その優れたベギンの一人がメヒティルトだったのであ

る¹⁸。

メヒティルトはマクデブルク大司教区の貴族家系に生まれ、宮廷生活の教育を受けたが、幼い頃からしばしば神秘体験を積んだらしい。その神秘体験をまとめて低地ドイツ語で書いた著作が『神性の流れる光』（1250～80年頃）である。その神秘主義の特徴は、多くの女性神秘主義者と同様に、花嫁神秘主義と言われる。ひじょうに感覚的・官能的で、自分の本性が神の本性と溶け合う合一体験を中核と捉えるのである。それはエロスの神秘性と類似したものだった。

例えば受胎告知の幻想をメヒティルトはこう記している。

「わたしはお祈りをしている一人の乙女を見た。・・・天使の言葉に彼女の心は喜び、感覚は満ち溢れ、魂は燃えた。・・・ひざまずき、『あなたのお言葉に従い、神様にお仕えいたします』と言った。すると、聖三位一体、つまり、神性の力、人性の善意、聖霊の高貴な繊細さのすべてが、その処女性の全身を貫いて、用意が整った燃え上がる魂の中に入り、もっとも純粋な身体の開いた心に留まり、彼女のうちに見出す一切のものと合一したので、彼女の身体は神の身体になり、神は彼女の体内で完全な御子として成長し、神の身体の母になったが、汚れなき乙女のままであった。そして、彼女が神を長く宿せば宿すほど、ますます明るく、美しく、賢くなっていった。¹⁹」

ここに聖母が神と一体化する様子が神秘的に語られていることが分かる。そして聖母となる乙女は「明るく、美しく、賢く」なるのだと。

さらにこの母親＝乙女は次のように描写される。

「乙女は母親の愛情と乙女のしぐさで苦しめる

¹⁸ ベギン会とマクデブルクのメヒティルトについては以下を参照した。池上俊一『ヨーロッパ中世の宗教運動』名古屋大学出版会、2007年、269～374頁；『中世思想原典集成15 女性の神秘家』上智大学中世思想研究所・富原真弓編訳、平凡社、2002年、429～466頁；『キリスト教神秘主義著作集4/I 中世の女性神秘家I』植田兼義訳、教文館、1996年。

¹⁹ 「神性の流れる光」『キリスト教神秘主義著作集4/I 中世の女性神秘家I』、177～178頁。なお、引用文中の「・・・」は筆者による中略を示す。

御子に身をかがめ、彼女の若い乳房を膨らませた。さあ、この奇跡を聞きなさい。彼女の光り輝く花のような美しい目、乙女の顔の霊的な美しさ、純潔な心から流れ出る甘美さ、高貴な魂の歓喜に満ちたたわむれ、これら四つのものが、父の意志、御子の思い、聖霊の望みによって、乙女の乳房の一つに収斂していた。甘い乳が彼女の潔い心から苦しみもなく流れ出ていた。²⁰」

なんと官能的な美しさに満ちた記述ではあるまいか。そして乙女の美しさを惜しげもなく語るこれらの言葉は、あたかもマクデブルク大聖堂の《賢い乙女たち》を見て語っているかのようである。あの《賢い乙女たち》が作られたのが1240年代後半だとすれば、『神性の流れる光』が書かれた1250年から1280年頃までの一時期に、マクデブルクに住んでいたメヒティルトはこの群像を見た可能性があるのではないだろうか。いや、むしろマクデブルクのもっとも中心的な教会堂にあり、完成したばかりの入り口にある像を見なかったと考える方が難しかろう。そして幻想を鮮やかに浮かべるほど繊細な視覚を有するメヒティルトが、このこれまでにないほど斬新で生々しい像から刺激を受けなかったとはありえないように思えるのである²¹。

つまりマクデブルク大聖堂の《賢い乙女たちと愚かな乙女たち》は、「処女の都市」たるマクデブルクを象徴するような像であり、それゆえにこそ、マクデブルクの女性神秘主義者メヒティルトに美しき乙女像への示唆を与えたと推測できよう。そのイメージは、ベギン会を通じることでドイツ語圏の多くの乙女像を生み出す契機となったと言えるのではないだろうか。

そしてメヒティルトが記述した乙女が「高貴な魂の歓喜に満ち」ていたことからすれば、それは

笑顔だったとみてよかろう。魂の歓喜に満ちた笑顔なのである。

第2章 悪魔の笑顔

入り口の乙女たちの笑顔とは別に、マクデブルク大聖堂には内陣席に奇妙な笑顔の表現が多数見られる。本章では、この奇妙な場所の奇妙な笑顔を分析しよう²²。



図24 マクデブルク大聖堂内陣北西部

1363年、マクデブルク大司教ディートリヒ・カーゲルヴィッツは献堂式を行ったが、それに合わせて内陣席（聖職者席）（図24）を制作させた。注文者は大聖堂参事会だった。

1344年の文書によると、この時期に聖職者席に座すメンバーは以下のように構成されていた。正式な参事会員20名、ドミケッリ（Domicelli）と呼ばれる低い聖職禄を受け取る者9名、エレクトイ（Electi）あるいはスペクタンテス（Spectantes）と呼ばれる参事会員候補者6名、脇祭壇での礼拝を担当する助任司祭1名、主祭壇のミサを執り行うミサ高司祭2名、朗唱役の上級助任司祭2名、合計40名であった。

内陣席の装飾は主に以下のように構成されてい

²⁰ 同書、179頁。

²¹ J・E・ユングは、マクデブルクのメヒティルトとこの像との関係を同時代性の共有とみなす。つまり、《賢い乙女たちと愚かな乙女たち》の像の魅力を同時代ゆえの趣味の共通性と理解しようとしているが、筆者はメヒティルトの記述は、その像を見た経験から触発されたものと考えたい。J. E. Jung, *op. cit.*, p.138.

²² マクデブルク大聖堂の内陣席については以下を参照のこと。W. Koch, *Das mittelalterliche Domgestühl zu Magdeburg*, Dresden, 1936; G. Porstmann, *Das Chorgestühl des Magdeburger Domes*, Berlin, 1997; H. Michael, *Das Chorgestühl im Magdeburger Dom*, Magdeburg, 2002.

る。席数は全体で56席である(図25)。側板レリーフは、キリスト受胎告知から、キリスト昇天までのキリスト生涯から26場面の表現からなっている。その内、8場面は1844年に補修されたものである。この側板レリーフの頂部は、植物の球状装飾（あるいはライオン等）、預言者像、球状装飾（あるいは面貌からなる）、三角隅装飾からなっている（図26）。

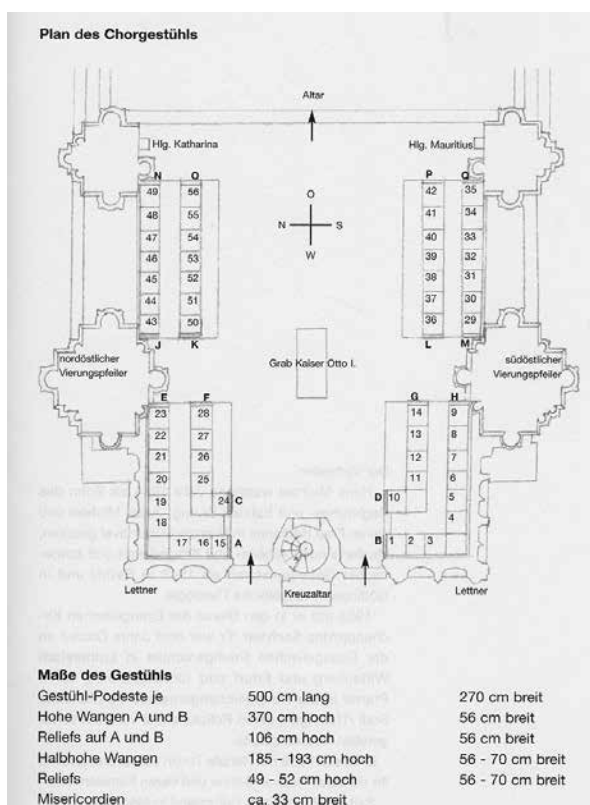


図25 マクデブルク内陣席配置図 (H. Michael, *Das Chorgestühl im Magdeburger Dom*, p.191. より)

内陣席下部装飾（ミゼリコルディア）には主要テーマが4種類ある。福音書記者と預言者は4席，祈る大聖堂参事会員は8席，美德と悪徳は33席，悪魔や悪霊の仮面は11席，合計で56席である。

肘掛には，聖職者たち（司教，司祭，助祭等），聖人（聖パウロ，聖アンドレアス等），雄羊などが付けられている（図27）。

本章では，笑顔が登場するミゼリコルディアを中心に分析しよう。

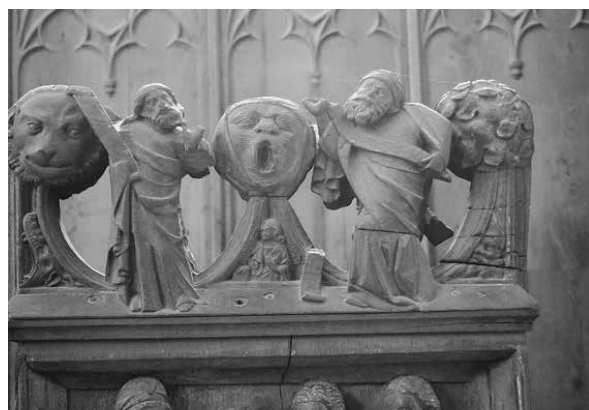


図26 マクデブルク大聖堂内陣側板レリーフ頂部（図25D）1363年



図27 マクデブルク大聖堂内陣肘掛

(1) ミゼリコルディアの笑顔

ベネディクトゥスの規則に従って，聖職者は聖務日課の間は立っていなければならなかった。ミゼリコルディアとは，その長時間，老いた聖職者，病弱な聖職者などが臀部を載せることができる特別な補助的突起のことである。特別な許容なので，慈悲（Misericordia ミゼリコルディア）と呼ばれるようになった。その言葉が初めて用いられたのは11世紀のドイツ，ヒルサウ修道院だった²³。その突起物にはしばしば彫刻が施され，しかも聖堂内でもっとも神聖な領域である内陣とは思えないほど，奇妙なモチーフが彫られることが多かった。現在知られている限り，もっとも古いミゼリ

²³ C. Grössinger, "Misericordia," *The Dictionary of Art*, Vol. 21, London-New York, 1996, pp.724-725.

コルディア彫刻は1230年頃のイングランドのエクセター大聖堂にある。ドイツでは1308-11年のケルン大聖堂内陣席が古い作例の一つである。

ミゼリコルディアのテーマは多様だが、マクデブルクのミゼリコルディアで一番多い悪徳のテーマにおける悪魔の表現を見てみよう。悪徳テーマは18場面で、そのうち悪魔が登場するのは5場面である²⁴。

まず座席23〈大食（Gula）〉（図28）では中央に女性がやや右方を向きながら、胸に手を置き、座している。右には豚、左には悪魔がいる。悪魔は女性の背後に忍び寄っているが、右手を女性と同様に胸に、左手を下腹部に置いている。女性は豚のほうを向き、しかも下腹部に手を置いている点から見て、大食の象徴といえよう。悪魔の耳は豚と似た形であり、足の蹄も豚と同様二つに割れている。悪魔の表情は、大きく割れた口の口角が両側とも上がっていることから笑っているように見える。



図28 マクデブルク大聖堂内陣ミゼリコルディア
（図25 座席23）



図29 マクデブルク大聖堂内陣ミゼリコルディア
（図25 座席24）

次に座席24（図29）を見ると、中央にいる女性が右手で剣を握り、胸に突き刺そうとしている。右には犬が女性の方を振り向いて、口を開けて吠えている。左には悪魔が、剣を持たないとはいえ、やはり女性と同じような手の格好をしている。悪魔の背にはコウモリの翼が見え、大きな口を開けてここでも笑っている。女性は自殺しようとしていることから、この場面は〈絶望〉（あるいは〈怒



図30 マクデブルク大聖堂内陣ミゼリコルディア
（図25 座席25）

り）の象徴とされる。

座席25（図30）は右に犬が頭を下げ、女性は犬に向かって諭しているようであり、背後にいる悪魔は左手を女性と同じように大腿部に置き、右手を上げている。この悪魔は大きな耳を持っているが、唇を上下に大きく開けて笑っている。犬は〈嫉妬〉の寓意に登場することがあることから、この場面は〈嫉妬〉なのだろう。

座席18（図31）は、右に狐が、女性のお尻の後ろに悪魔が隠れている。狐は〈偽り〉あるいは〈策略〉の象徴である。ここでも悪魔は右手と左手を上げて女性と同じ格好をしている。

座席10（図32）は男性が女性を背負って階段を上り、扉の開いた家に入ろうとしている。家の屋根には悪魔がとりついていている。男が女を背負っているところから、この場面は〈肉欲〉の象徴であろう。悪魔が屋根にいるということから、小屋は悪の巣窟なのかもしれない。悪魔の格好はやはり女性の格好と同様だが、ここでも悪魔は上下に大きく口を開けている。笑っているのだろう。

つまり悪魔が登場する悪徳の5場面で、悪魔はいずれも口を開けて笑っているのである。

さらに悪魔が女性の仕草や格好に似ているのは、あるいは悪魔が女性の真似をしているのは、女性が悪魔に近い存在、つまり誘惑者であることを示していると推定される。

²⁴ 悪徳の特定については主に H・ミヒャエルを、次いで G・ポルストマンを参考にした。H. Michael, *op. cit.*, pp.126-130; G. Porstmann, *op. cit.*, pp.31, 39, 44-47.



図31 マクデブルク大聖
堂内陣ミゼリコル
ディア
(図25 座席18)



図32 マクデブルク大聖
堂内陣ミゼリコル
ディア
(図25 座席10)

では悪徳以外の場面に登場する悪魔を観察しよう。

参事会員像は8場面あるが、それらを分析すると、基本的には中央に大司教座聖堂参事会員が祈りを捧げ、その祈りの方向に天使、背後に悪魔がいる²⁵。

座席1（図33）では参事会員が右へ祈りを捧げ、そちらに天使が盾の上に胸から上をのぞかせ、天使は銘帯を持っている。左には悪魔が参事会員と同様の格好をしている。悪魔の口は大きく左右に開かれている。ここでも笑いが表現されているのだろう。右手は銘帯の方に伸びている。悪魔の背にはコウモリの翼が付いている。位置から考えて、ここは首席司祭の座席である。

座席15（図34）は中央部に参事会員が長椅子に腰を下ろし、左手で耳に手を当てている。向かって右にはいかにも笑っているような悪魔が右手を参事会員の耳の方へ伸ばしている。左には天使があり、右手を参事会員の右耳に伸ばしている。これは悪魔が参事会員を誘惑する言葉をささやいているのに対し、天使が逆の耳に正しい信仰を吹き込んで、誘惑から逃れられるようにしているのだろう。

座席19（図35）でも参事会員は天使の方に祈っている。参事会員の前には盾型紋章があるので、貴族階級であることが暗示されている。帽子は両耳を包むイタチの毛皮製である。これは大聖堂内



図33 マクデブルク大聖
堂内陣ミゼリコル
ディア
(図25 座席1)



図34 マクデブルク大聖
堂内陣ミゼリコル
ディア
(図25 座席15)



図35 マクデブルク大聖
堂内陣ミゼリコル
ディア
(図25 座席19)



図36 マクデブルク大聖
堂内陣ミゼリコル
ディア
(図25 座席6)

がいかに冷えるかを物語っている。右の悪魔は真正面を向いて笑っている。

座席6（図36）は右手の天使の方へ祈っているが、背後にはやはり悪魔があり、参事会員の臀部を搔いている。

座席8（図37）では、同じように尻のところにいる悪魔が右手でお尻を触っている。一方で、左手では自分のお尻を触っている。この悪魔は女性の乳房を持つが、口を大きく開けて笑っている。



図37 マクデブルク大聖
堂内陣ミゼリコル
ディア
(図25 座席8)



図38 マクデブルク大聖
堂内陣ミゼリコル
ディア
(図25 座席28)

座席28（図38）でも悪魔は参事会員の尻にピッタリと顔を寄せ、左手で臀部下部を触っている。

²⁵ H. Michael, *op. cit.*, pp.114-122.

位置から考えると、ここは首席司祭か、聖歌隊員の席であろう。

座席26（図39）では参事会員は頬に片肘をついて正面を向いている。右手から天使が銘帯をもち、飛びながら近づいてくる。左では犬のような耳と鼻面を持つ悪魔が脚を折り、臀部を両手で支え、参事会員の方に向いている。

座席46（図40）は、参事会員だけが登場する。悪魔も天使もない。彼は右手を向いて跪くが、それは主祭壇の方向である。

こうして座席8つのうち、1,19,6,8,28,26では臀部方向に悪魔が存在している。それはこれらの座席につく参事会員にミゼリコルディアに座した時の尻に注意せよ、と警告を発しているように思われる。



図39 マクデブルク大聖堂内陣ミゼリコルディア（図25 座席26）



図40 マクデブルク大聖堂内陣ミゼリコルディア（図25 座席46）

最後に側板レリーフ〈イエスの誘惑〉（図41）にも悪魔が登場する。キリストと悪魔がそれぞれ2度登場しているが、いずれも悪魔は大口を開けてキリストを見上げている。顔の表情自体は必ずしも笑っているようには見えないのだが、その口の開け方から推察するといずれも笑っていると考えてよからう。

こうしてみると内陣席の悪魔はいずれも口を開けて笑っている。笑いの表情は、ここでは悪魔の表情なのである。つまり、修道院神学で述べられた笑顔の否定的な意味付けは、マクデブルク大聖堂のもっとも神聖な場所である内陣で悪魔の姿をとって具現化されているということになる。



図41 マクデブルク大聖堂内陣側板レリーフ（図25F）

（2）後期ゴシックの笑う悪魔

さて笑う悪魔は他にどのような場所に登場するのだろうか。まずはゴシック聖堂の石彫に登場する悪魔を見てみよう。例えばストラスブール大聖堂西正面テュンパヌムには〈キリストのリンボ下り〉で気味の悪い笑顔の悪魔が現れる（図42）。キリスト受難伝の上から2段目、自殺したユダの隣に大口を開けて笑っている悪魔が表現されている。その悪魔は目も笑っているのだ。

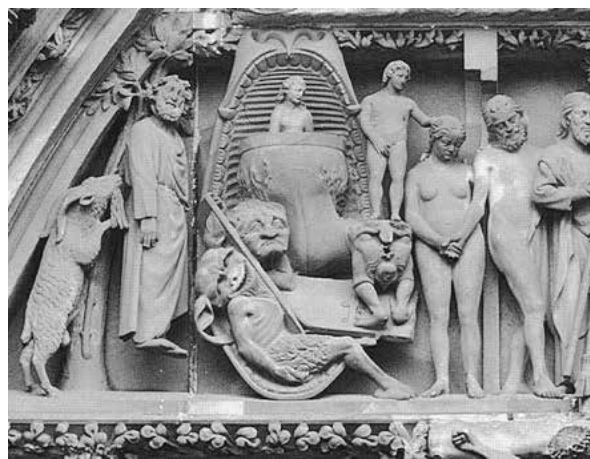


図42 ストラスブール大聖堂西正面テュンパヌム《キリスト受難伝》部分

後期ゴシックの版画や絵画では、より露骨に意地の悪そうな笑顔がしばしば見られる。たとえば、人気ある版画家イスラエル・ファン・メッケネム

《ズボン合戦》(1494～1503年頃)²⁶には空中を漂って女房を煽っている悪魔が登場する（図43）。右手前に落ちているのは男用の下着である。中世末期には、下着、ズボン、パンツ、キュロットなどを男の権力の象徴として夫婦で奪い合う図像が〈ズボン合戦〉として、写本挿絵、ミゼリコルディア、版画などに表現された。ここでは、女房が右手で糸巻棒を高く上げ、左手で夫の右手を握り、さらに先の尖った靴で夫の右足を踏み逃げられないようにして打ち付けようとしている。夫は腰に短剣を下げているにもかかわらず、左手を床について、必死で逃げようとするばかりである。それを空中から見て大きく口を開けて笑いながら嘲っているのは、悪魔である。嘲っているだけではな



図43 イスラエル・ファン・メッケネム《ズボン合戦》銅版画，1494－1503年頃

く、女房を操っているのかもしれない。

この悪魔と同様に歯をむき出して笑っている悪魔は板絵にも登場する。マルティン・シャフナーの《最後の審判》（フライブルク・イム・ブライスガウ，アウグスティナー博物館，1500年頃）では、多くの地獄の悪魔が歯をむき出しにして笑っている。特に、左翼の赤い悪魔はメッケネム版画の悪魔とそっくりに下の歯を大きく開けている（図44）。左上の緑色の悪魔も、口を開けた横顔で表され、中央画の鏡を持って女性に見せている悪魔は閉じた歯をむき出しにしている（図45）。いずれも笑っている悪魔の表現と言ってよからう。



図44 マルティン・シャフナー《最後の審判》左翼部分，フライブルク・イム・ブライスガウ，アウグスティナー博物館，1500年頃



図45 マルティン・シャフナー《最後の審判》中央画部分

マクデブルク大聖堂内陣席ミゼリコルディアに登場した笑う悪魔は、中世末期には、こうして様々な媒体に姿をあらわすことになるのである。

第3章 トウティウィルス

13世紀のジャック・ド・ヴィトリ（Jacques de Vitry）の説教集には愉快的悪魔トウティウィル

²⁶『聖なるもの、俗なるもの メッケネムとドイツ初期銅版画』国立西洋美術館，2016年，103－105頁。M. Bernhard, *Martin Schongauer und sein Kreis*, München, 1980, p. 349.

スが登場する²⁷。この悪魔は内陣に潜んでいて、礼拝中に耳をそばだて、無駄話やおしゃべりをリストに記録するのだ。その対象は司祭や女性たちである。礼拝中のおしゃべりは礼拝を怠けているということで、「怠惰」の罪になる。それらおしゃべりリストは最後の審判の時に、神に提示され、地獄に堕ちる根拠になるのである。その相方は天使で、信者が良い考えを浮かべた時、リストに書き留める。それは天国に入る、選ばれた者のリストになるのである。最後の審判においては、両リストが天秤に置かれて、天国か地獄かが判定される。

この説教における例話に関する研究として有名なグレーヴィッチの著書ではこう記されている。

「罪は『一行ずつ書き込まれる』。他界では、各人の一種の個人ファイルが作成されている。裁きの席にはこの功罪一覧が提出される。この罪科の目録を運んでくるのは悪魔の役目である。普通、これは重そうな冊子か立派な巻き物のかたちをしている。功績の一覧は通常は罪科一覧よりも量的には劣るが、これは天使が提出する。そして、この両方の書き物が天秤の皿の上に載せられるのである²⁸」。

この挿話は、さらに神秘劇として上演され、また『騎士ラ・トゥール＝ランドリーの書』などにも見られるようになり、普及するのである。そしてトゥティウィルスはドイツ・ルネサンスの大画家アルブレヒト・デューラーの素描や版画にも顔

を出すことになる²⁹。

(1) デューラーのトゥティウィルス

まずデューラーの素描《天使たちのミサ》（ペン素描、1500年頃、レンヌ美術館）³⁰では、中央部に置かれた書見台の左右両側に11人の聖職者が並び、大勢の悪魔と天使が取り囲んでいる（図46）。書見台のすぐ近くでは二人の悪魔が、口を大きく開けて笑いながら、罪を記録している（図47）。奥には祭壇があり、その真正面で横向きに立った天使が生真面目な顔をして、良き想念を記録している。



図46 デューラー《天使たちのミサ》ペン素描、レンヌ美術館、1500年頃

²⁷ トゥティウィルスに関しては、以下の文献を参照されたい。M. Jennings, "Tutivillus: The Literary Career of the Recording Demon," *Studies in Philology*, vol. 74, 1977, pp. 1-95; K. Cawsey, "Tutivillus and the 'Kyrkchaterars': Strategies of Control in the Middle Ages," *Studies in Philology*, vol. 102, 2005, pp. 434-451. ジャック・ド・ヴィトリリーに関しては以下を参照のこと。E・ダーガン『世界説教史 I 古代-14世紀』関田寛雄監修、教文館、1994年、243-244頁。

²⁸ A・Ya・グレーヴィチ『同時代人の見た中世ヨーロッパ 十三世紀の例話』中沢敦夫訳、平凡社、1995年、212頁。

²⁹ トゥティウィルス図像に関しては以下論文を参照した。C. Grössinger, "Tutivillus," *Profane Images in Marginal Arts of the Middle Ages*, (ed. E. C. Block), Turnhout, 2009, pp. 47-62; クリスタ・グレシンジャー『女を描く』元木幸一・青野純子訳、三元社、2004年、162-163頁。

³⁰ W. L. Strauss, *The Complete Drawings of Albrecht Dürer*, Vol. 2・1500-1509, New York, 1974, pp. 524-525.



図47 デューラー《天使たちのミサ》部分（図46部分）

他の悪魔たち、天使たちは、それぞれに聖職者たちに悪しき想念や良き想念を吹き込んでいる。例えば、書見台の左やや上方ではコウモリの羽を背につけた悪魔が裸体の美女を抱えて、聖職者に差し出している。これは明らかに淫欲をかきたてようとしているわけだ。またその上でトンボのような悪魔がグラスを差し出しているが、これは飲酒の誘惑を提示している。書見台を挟んで右側には背中に籠を背負っている悪魔がいるが、籠の中にはここにも裸体の美女がおり、その右手にはビールジョッキを持ち、左手には西洋双六（バックギャモン）の盤を持っている。おそらくそれぞれ肉欲、大食、賭け事を示しているのだろう。それらの誘惑というわけだ。ちなみに、書見台のすぐ左には三日月に乗った聖母子のイメージが浮かんでいる。これは聖母子の幻想を浮かべている聖職者を示している。こちらは良き想念である。

手前では天使たちが「汝らが望むものをここに記せ」という銘文が書かれた大きな板を持っている。

『ラ・トゥール・ランドリーの騎士の書』は、1371/72年にフランス人貴族が二人の娘の教育のために書いた道徳本だが、15世紀になってシュヴァーベン人マルクヴァルト・フォン・シュタインがドイツ語に翻訳し、パーゼルで出版者ミヒャエル・フルターが出版した。それに若きデューラー



図48 デューラー『ラ・トゥール・ランドリーの騎士の書』「ミサの最中に雑談する女性を責める悪魔」木版画、1493年



図49 デューラー『ラ・トゥール・ランドリーの騎士の書』「ミサの間の女性のおしゃべりを羊皮紙に書き留める悪魔」木版画、1493年

が木版画で挿絵を入れた（1493年）³¹。この挿絵にトゥティウィルスが2度登場するのである。第一に「ミサの最中に雑談する女性を責める悪魔」（263.10）（図48）では、司祭の背後で二人の女性が顔を見ながら、手を動かしておしゃべりをしている様子である。二人の頭上に悪魔が漂って、手でそれぞれの頭を押さえている。雑談している二人を注意する悪魔なのだろう。第二の「ミサの間の女性のおしゃべりを羊皮紙に書き留める悪魔」（263.11）（図49）はもっと明快にトゥティウィルスであることを示す。祭壇の前でミサを執り行っている司祭の斜め背後で3人の女がおしゃべりをし、左下の悪魔は椅子に座して腿の上に広げた紙に彼女らのおしゃべりを書き留めている。上の悪魔は、口で羊皮紙を噛んでいるように見える。これは羊皮紙を口でくわえて引き伸ばしているところなのである³²。女性のおしゃべりはあまりにも多いので、紙数が足りないからである。

（2）聖堂のトゥティウィルス

さて時代を遡ってこの例話が成立した時代、つまりロマネスク末期からゴシック初期にかけての聖堂におけるトゥティウィルスを見てみよう。

³¹ R. Schoh, M. Mende, und A. Scherbaum, *Albrecht Dürer Das druckgraphische Werk, Bd. III Buchillustrationen*, München, 2004, pp. 50-59.

³² *Ibid.*, p. 58, Abb. 263.10-11



図50 《トゥティウィルス》ボン・ミュンスター内陣仕切り, 1220年頃

ボン・ミュンスター内陣仕切り上部には片側にトゥティウィルス（図50）、もう片側に天使がいて、それぞれにペンを持ち、記録している（1220年頃）。トゥティウィルスは脚を組み、巻物に右手で罪を記録している。目を開き、大きく口を開けて笑いながら、内陣での無駄話を書いているのである。人間が無駄話をすることで地獄に堕ちる運命に陥るのが可笑しくてたまらないのだろう。トゥティウィルスは内陣内でのおしゃべりを記録するので、この場所にいて目を見開いているのである。

ボンに近い MARIA・ラーハ修道院付属聖堂の西正面入り口アーチ支柱の柱頭にもトゥティウィルスがいる（図51）。グリーンマンのように毛皮で覆われた悪魔が、右手で巻物に字を書いている。横長に口を開いているが、これも笑い顔と思われる。ここは山奥の修道院なので、付属聖堂全体が大聖堂や教区聖堂などの内陣と同じように、無駄口禁止の神聖なる空間なのだろう。それゆえ西正



図51 《トゥティウィルス》マリア・ラーハ修道院付属聖堂西正面柱頭, 1220年頃



図52 《トゥティウィルス》エリー大聖堂内陣席ミゼリコルディア, 1340年頃

面玄関の柱頭にトゥティウィルスがいる。

このトゥティウィルスが多く出没するのは、イングランドである。例えば、エリー大聖堂の内陣席ミゼリコルディア(1340年頃)にはドイツのトゥティウィルスとは異なる姿が現れる（図52）。座面の真下にいる怪物が女性二人の肩を両手で抱えている。この怪物が悪魔トゥティウィルスで、女性たちにおしゃべりを誘っているのである。そういえばこの悪魔は口をわずかに開けて笑っているようではないか。その左右に大きな銘帯を持つ小悪魔がいるが、右では銘帯に記録し、左では銘帯を口にくわえ、引っ張っているようだ。つまりデューラーの『ラ・トゥール・ランドリーの騎士の書』挿絵版画「ミサの間の女性のおしゃべりを羊皮紙に書き留める悪魔」(263.11)にいる二人のトゥティウィルスと同じ組合せなのである。13世紀初期に内陣仕切りなどに登場したトゥティウィルスは14世紀には内陣内のミゼリコルディア

に入り込んだのである。

(3) マクデブルクのトゥティウィルス

さてマクデブルク大聖堂にトゥティウィルスはいるのだろうか。ミゼリコルディアの参事会員が登場する場面にそれらしき彫刻がある。座席1のミゼリコルディアである（図53）。中央に右を向いて祈りを捧げる参事会員がいる。この参事会員は首席司祭である。左には悪魔が右手で銘帯を持っている。この銘帯の位置に注目したい。銘帯の先がちょうど手の下に位置する。この格好は、これから何かを書き始めようとしているように見えないだろうか。そうだとすると、この悪魔はトゥティウィルスで、右にいる天使は善行や良き想念を書き込む天使ということになるのではなかろうか。



図53 マクデブルク大聖堂内陣ミゼリコルディア
（図25 座席1）（図33と同図）

この座席1は内陣仕切りを背にした南側にある（図25参照）。主祭壇には遠いが、他の席を見渡すことができる場所なのである。ミサに集中しないで無駄口を叩いている人がいればすぐに気づく、トゥティウィルスにはもっとも好適な位置と言える。

さらにその席は首席司祭の席なので、ミサでは首席司祭が儀式を司るため空席になる。それゆえ見渡すためにはますます好都合ということになるだろう。そのような場所にいて、ミサに参加する

他の聖職者たちを密かに監視し、最後の審判のための成績簿をつけているというわけである。そのトゥティウィルスは口を横に大きく開いて笑っている。おしゃべりを見つけては、しめしめとほくそ笑んでいるかのように。

あるいはこのような彫刻が座席の下に隠れているということを知っていれば、内陣のどこかにトゥティウィルスが隠れているかもしれないと暗示するということになるのかもしれない。それによって無駄口、おしゃべりへの警戒を促す仕掛けということになるのだろう。

(4) トゥティウィルスの例話

さてこれらトゥティウィルスの登場はユーモアなのだろうか。

ジャック・ド・ヴィトリの説教集（1220年頃）から関連する例話を引用しよう。

「ある聖なる者は、内陣の中にいる時、悪魔が何かを袋一杯に詰め込んだのを見た。彼は悪魔に何を運んでいるのか教えてくれと頼んだ。すると悪魔は、その袋には礼拝の間に聖職者たちが端折ったりした聖歌の音節、句、言葉などをごそっと入れているのだと答えた。・・・悪魔は続けて言う。『こうして私はこつこつと彼らの罪を貯めているのだ』と」³³。

このように聖職者を貶める話をどのように考えたら良いのだろう。聖職者への生真面目な警句だろうか。いや、そうではないだろう。それならわざわざこのような悪魔を作り出す必要はあるまい。むしろ中世末期の風刺詩であるセバスティアン・ブランド作『阿呆船』の方が率直な聖職者批判になっているだろう。

「教会内では坊主まで

阿呆の国へ行くために

船の準備の下相談

ひそひそ話しが鳴り止まぬ。

・・・

自分の席をちょっとのぞき

³³ C.Grössinger, "Tutivillus," p. 49.

顔だけ見せて

すぐにまた

戸口の方から姿消す。

こう言う坊主はよう言わん。

そんなくだらぬおしゃべりが

信心深いお祈りで

わめき猿見てあくびして

それで大いに禄を食む。³⁴」

これは例話に比べるとかなり素直な非難である。やはり人文主義が進展し、宗教改革までそう遠くはない時期の風刺である。風刺なのだから、もちろん笑いを意図しているだろう。しかしそれにしても、ジャック・ド・ヴィトリの例話の方がはるかに風刺の刃は鋭いのではないだろうか。ずっと滑稽なのではないだろうか。神の裁きに加担する悪魔の存在などとは、トゥティウィルス（トウティウィルス）の創造は驚くべきものである。これに関連してもう一度グレーヴィチ（グレイヴィチ）を引用したい。

「例話にあつては、魔物もまた両義的である。…説教文学において、悪魔は神や聖母に従う従順な存在としての役割を演じ、神や聖母の御心を尊び、その意志を実行に移すことがしばしばあるという事実である。…ある聖人が、おまえは真理の敵であるのに、どうして真理を説くことができようかと訊いたところ、悪魔はこう答えた。『わたしは聴衆を害するためにやっておるのだ。というのも、真理を耳にしても、これをちゃんと実行しない者は、それ以前よりも悪しき者になるのだから。』³⁵」

こうして例話は、皮肉にも神の手下となる悪魔を編み出す。まさしく逆説である。そうした公式的な教義との微妙な「ずれ」は皮肉や滑稽味によるものなのである。教会の造形は例話と似た滑稽な「ずれ」によってきわめて神聖な空間であるはずの内陣にすら民衆性を付与することになった。

³⁴ セバスティアン・ブランド『阿呆船』尾崎盛景訳、第91章「聖職者の無駄話のこと」、現代思潮社、1968年、138-139頁。

³⁵ A・Ya・グレーヴィチ、前掲書、53頁。

終わりに

つまりマクデブルク大聖堂では、盛期ゴシックの美しいポジティブな笑顔が玄関口の乙女像において至福を示す表象として成立した一方で、約100年後に作られた内陣席では笑う悪魔が滑稽味ある教訓を示唆する像が生まれたのである。そしてそれらは笑いに関する修道院神学と矛盾したり、合致したり、相反する位相を持って現れる。マクデブルクのミゼリコルディアに登場する悪魔はいつも笑っている。内陣での無礼を記録する悪魔トゥティウィルスは、人間の無礼な行為を非難するというよりはむしろ喜んでいるかのように笑っているのである³⁶。

³⁶ 本稿は、2016年12月立教大学において開催された第16回新約聖書図像研究会での発表を基本にして加筆したものである。同研究会で発表する機会をお与え下さった辻成史先生、黒岩三恵氏と同研究会にて多くの有益なご助言を下された参会者の皆様に感謝申し上げます。

また本報告は平成27-29年度科学研究費助成「基盤研究(C)」(課題番号15K02132)「中世末期ヨーロッパ北方美術におけるユーモア表現」の研究成果の一部である。

Two Smiles in Magdeburg Cathedral

Kōichi MOTOKI

(Professor Emeritus)

Magdeburg Cathedral is the archetype of a German Gothic church. In it there are two kinds of smiling figure. The first are *the Wise Virgins and the Foolish Virgins* of the Paradise Porch, carved ca. 1250. The second are the devil figures in the choir stall, the 'misericords', made in the mid-14th century.

Gothic smiling figures spread from Reims Cathedral in France to Bamberg, Naumburg and Magdeburg in Germany. It seems that it was in Magdeburg Cathedral where the smiling figures appeared for the first time in wise/foolish virgin iconography.

There are two reasons why smiling virgins appeared here. The first concerns the meaning of Magdeburg. Since *Magd* means 'virgin', Magdeburg is the 'city of the virgin'. The coat of arms of Magdeburg, which predates the statues of the wise virgins, shows a virgin standing on a gate and was first recorded in 1244. It can thus be presumed that the wise virgins suggest the city of Magdeburg.

The second reason is due to a female mystic, Mechthild von Magdeburg, who inspired many pious women. She saw many visions, including vivid visions of virgins. These visions are said to resemble the wise virgins of Magdeburg Cathedral and Mechthild must have seen the statues.

The choir of Magdeburg Cathedral was finished and consecrated in 1363, after which 56 choir stalls were installed. The misericords were decorated in four themes: evangelists and prophets; chanters; virtue and vice; and demonic masks. In the misericords many devils emerge, always smiling. Gluttony (*Gula*) shows a lady in the middle and a devil on the left, smiling with a big opened mouth. In stall 1, a chanter sits and prays to the right, where an angel hovers. A devil on the left also smiles.

Jacques de Vitry, a 13th century French preacher, told of a devil, named Tutivillus, who is said to record choir chatter. It was said Tutivillus would show these records at the Last Judgment, where it would become evidence for the fall into hell. Statues of Tutivillus appear in the choir screen of Bonn Münster and in the capital of the west porch of Maria Laach Abbey church. They hold a pen in their right hand and are writing on parchment, smiling. The devil in stall 1 of Magdeburg Cathedral looks like Tutivillus writing, happily recording choir chatter.

フッサールにおける中立性と想像の概念 ——1920年代における「覚知的想像」の思想——

小 熊 正 久
(名誉教授)

序

『フッサール著作集 第23巻 想像, 像意識, 記憶1894-1925』¹には, 想像, 中立性および中立性変様, 像意識(画像についての意識)などについてのフッサールの草稿が収められており, その最終部分には, 1920年代における草稿「第19番: 純粹可能性と想像」, 「第20番: 想像, 中立性」, そのほかの「補遺 Beilage」²が収められている。だが, これら1920年代の草稿には上の主題について以前の著作や草稿とは異なる趣旨の論述が見られる。

たとえば, 「補遺第64番」の冒頭では, 「中立性変様」について, 次のように言われている。

「中立性変様」という表現は主題化に関する変更には適合するが想像には適合しない³。

だが, 1913年に公刊された『イデーン第一巻』では, 「想像」とは(「想起」の)「中立性変様」であると言われていたのであり, それに従えば, 上の引用の言葉とは違って, 「中立性変様」という表現は「想像」に適合するように思われる。では, われわれは, 「中立性変様」や「想像」についての見解が変わったのだと考えるべきであろうか。

また「補遺第64番」では, 上の文に続いて次の

言葉がみられる。

想像は覚知的(perzaptive)想像と再生的(reproduktive)想像に拡張されなければならない;一般にあらゆる体験は〈かのように〉の変様をもつ。そしてあらゆる主題には〈かのように〉の主題が対応する。

これを読むと「想像」の一区分として, 通常の想像である「再生的想像」のほかに, 「覚知的想像」の存在が認められているようであり, それは1910年代の彼の考えであった。しかし, この文には編集者による次の註がつけられている。

おそらく書かれたあと間もなく, 対角線によって削除された, そして, フッサールは欄外に, 「そうなのか, 覚知的想像は存在するのか?!」という文言を付している(S.591)。

繰り返しになるが, ここで言われている「覚知的想像」については, 拙論(小熊2017. 2)において示したとおり, 1910年代には「想像」のなかにこの「覚知的想像」という部類が認められ, この種の想像は「像客体」の理解や「美学的態度」と関連があると説明されていた。そして, 上のテキストの本文ではそうしたことが述べられている。ところが, この編集者の註をみると, その本文は妥当なものとはされておらず, 「覚知的想像」の存在と, 想像作用の区分(「覚知的想像」と「再生的想像」)が問題視されているように思われる。

そこで, 本論文では, 「中立性変様」と「想像」

¹ 文献の引用および指示の仕方については論文末の文献欄に示した。

² 「草稿第19番」は「おそらく1922/23年」, 「草稿第20番」は「1921/1924年」, 「補遺第64番」は「おそらく1921年ないし1924年」とされている。

³ S.591, "Der Ausdruck "Neutralitätsmodifikation" passt auf die thematische Änderung, nicht aber auf die Phantasie". なお, 「中立性変様」, 「覚知的想像」などの用語の説明は, 第1節以降で行う。

の問題と「覚知的想像」の問題についてのフッサールの1920年代の見解を明らかにしたい。なお、上の草稿群以外にこうした中立性や想像についてのまとまった論述が存するとされていない以上、これらの草稿において述べられている事柄を、この主題にかんするフッサール現象学の到達点とみることができるであろう。

本論文では、第1節、第2節において「中立性変様」と「想像」の問題を考察し、第3節において「覚知的想像」の概念の問題を、そののち、第4節において、前節とも関連する「美学的態度」の問題を見ていく。

第1節 態度変更としての中立性変様

フッサールは「草稿第20番」b)の冒頭において次のように述べている。

私は、『イデー第一巻』は中立性変様と定立性の区分を総じて正しく叙述したと思う。ただし、叙述はより詳しく、より印象的、より明晰な形でなければならなかったが(S.575)。

ここでは、『イデー第一巻』の叙述について、説明が詳細で明晰ではなかったとされてはいるものの、大筋としての正しさは認められており、この振り返りに従うならば、こうした主題についてのフッサールの基本姿勢は変わっていないと思われる。だがそうすると、冒頭でみたような変化を示唆する文言は何を意味するであろうか。その考察のために、われわれはまず、『イデー第一巻』における「中立性変様」と「想像」についての見解を一瞥しておくことにしよう⁴。

1 『イデー第一巻』における中立性変様と想像

たとえば庭の花を見るといった「知覚作用」や、その花がツツジであるといった「判断作用」は、

その対象が現に存在するとする対象の「定立」を含む。また、そうした経験を、たとえば昨日の経験として「想起」するような場合には、対象も経験もその時点で現前してはいないが現前しているように経験するので「再現前化」されると言われる。この場合にも、対象は過去のものとはいえ存在したと見なされるので、それは定立されていると言える。これに対して、対象が見えていても、何らかの事情により、対象が存在しない（あるいは、存在しなかった）とみなされる場合には対象の定立は中止されている、と言われる。また、「想起」と同様に対象が思い浮かべられてはいても、その対象が現実には存在しない（しなかった）と思われている場合、そこには対象が現にそこに存在するという定立は含まれておらず、そうした作用こそ「想像作用」にほかならない。こうして、知覚、判断、想起などのように対象を定立する作用と対照的に、対象を定立しない態度は「中立的態度」と呼ばれ、そうした態度に移行することは「中立性変様」と呼ばれていた。

そこでフッサールは、『イデー第一巻』の「中立性変様」と題された§109において、「その変様は、それが加えられるとどのような臆見の様相もみな或る種の仕方でまったく停止させられ、まったく力を殺がれるというものである——しかし、それは、否定とはまったく別の意味においてである」と述べている。

こうして、『イデー第一巻』では、「想像作用は、……想起の中立性変様である」と言われていたのである。では、1920年代に属する「草稿第20番」においてはどのような説明ないし解明が加えられたのであろうか。

さて、冒頭に挙げた「補遺第64番」のなかの「中立性変様」にかんする言葉のなかに、「『中立性変様』という表現は主題化に関する変更には適している」という文言があった。この「主題化に関する変更」という語は、主題化する仕方に関する変更すなわち「態度変更」のことを意味していると

⁴ 拙論（2013）参照。

思われる⁵。そこで、この「態度変更」や「中立性変様」と関連の深いと思われる「エポケー」（判断中止）についての1920年代の見解を上の問題のための手がかりとしよう。

2 二重のエポケーと中立性の二つの意味

「草稿第20番」のa)においては、まず「定立的態度」と「中立的態度」が対比されている。先にみたところであるが、前者は、通常の知覚のように対象の存在を定立している態度であり、「中立的態度」は、想像作用、中止された判断、立体鏡を覗いて見える像、現実のものではないとして映像を見ているとき⁶などのように、対象が現実存在するとはみなされていない場合、正確に言えば、存在するとも存在しないとも決定されておらず、あたかも存在するかのよう⁷にみなされている場合の態度である。

さて、知覚作用のような「定立的態度」において、たとえば家といった対象は、対象の現れ方（どのように現れているか）、注意の有様（どのように注意されているか）、考察や把握の様態（どのように考察され、把握されているかという様態）を伴って知覚されている。他方、家の想像のような「中立的態度」における作用⁷の場合には、対象は上と同様の様態を伴って意識されてはいるが、対象の現実存在としての定立は行われていないのである。

次に、これらの作用についての「反省」の在り方が考察されている。

まず、「定立的作用」を反省する場合である。私が対象などを定立しながら生き、判断したり価値評価したりする際には、私は対象や価値に向かい、いわばそれに気を取られていて、その際の私は、或る意味で「我を忘れた私」、「自己を失った

私」である。

それらの経験を反省しようとする場合には、「自己忘却的に措定したものに関して、措定をともに行わず、措定されたものを、妥当として自分のものとすることなく」、考察し、把捉する。そこで、こうした場合について、「第二の定立的自我」が確立された、と言われている。こうした反省は自我がいわば「分裂する」ないし「二重化される」ということを意味し、その「反省」は、『エポケー（判断中止）』を含むのである。それによって、元の知覚作用は反省される対象となり、その知覚作用の定立は中止されることになる⁸。

これに対して、想像作用などの中立的作用を反省することには「二重のエポケー」が含まれている、と言われる。第一に、元の想像作用や中立的意識そのものに含まれる中立性が「エポケー」と言われている。そして第二に、『『像』の把捉のために、私が夢みる自我として疑似的に遂行する疑似的作用に関してのエポケーがある』。それは、「中立的自我について定立的自我を確立するための態度変更に属するエポケー」と言われているが、この点は、さらに次のように説明されている。

まったく我を忘れて夢み、夢みつつ疑似的に活動している以前の自我に対して、今や、定立的自我、夢みることと夢そのものを注視する自我が、観察者、無関与の観察者として、対立するのである（S.573）。

この反省について、作用と対象の關係に即してもう一度整理すれば、以下ようになるであろう。

「第一のエポケー」は、想像などの「中立的作用」においてその対象の存在が定立されていないということの意味する。つまり、フッサールの用語で言えば、対象が「括弧に入れられている」のである。それに対して「第二のエポケー」はそうした想像作用を反省することになる。すなわち、「第一のエポケー」において想像の対象は定立されて

⁵ 文脈から、主題そのものの変更ではなく、主題化する仕方の変更を意味すると思われるので、上のように「主題化に関する変更」と訳した。この語のこうした使い方はS.577にも見られるところである。

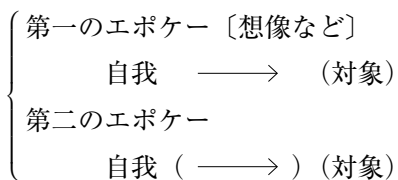
⁶ CF. S.574.

⁷ こうした作用を、簡略化して「中立的作用」と呼ぶ。

⁸ CF. S.574.

はいないが、それへ向かいそれに気を取られている、いわばそれを夢みているということがある。例えば童話の中の城について架空のものとしてあれこれ想像をめぐらすなどといったことである。だが、「第二のエポケー」は、反省することにより、そのような仕方に対象に向かうということをやめるのである。完全に想像作用をやめて、それを無にするわけではないが、その作用を括弧に入れ、「対象に向かうこと」そのことを反省するということになるのである⁹。

ここで参考のために敢えて図式化を試みれば、二つのエポケーは次のように表されるであろう¹⁰。なお、矢印は志向作用を、（ ）はエポケーによって括弧に入れられたことを表す。



さて、このような二つのエポケーと同様に、「中立性」についても二つの意味を区別できるであろう。一つは、「第一のエポケー」に含まれている中立性、つまり、「想像作用」などのように、対象の定立は中止しているが、対象への想像に没入している中立性である。もう一つは、「第二のエポケー」と言われているような、「態度変更」ないし「差し控え」としての中立性であり、こちらはまさしく「変更」の意味で「中立性変様」と呼ばれるであろう。

さて、こうした区別の観点からみる時、(想像

に限らず) 中立性一般に関して、とくに中立性変様によるのではなく最初から中立的である意識、またそうであらざるをえない意識も存在することは注目に値する。たとえば、判断に関して言えば、「シリウスに人類のような生物が生きているかどうか」という例が挙げられている。それについて、「私は、『何かを発言すること』、信念を持つことができない。私は肯定も否定もできない」(S.576)のである。また、知覚に関連してフッサールが出している例だが、立体視が可能になるような眼鏡を覗いて見える立体的な（たとえばピラミッドのような）形態もそれにあたるであろう。それにはもともと現実感がないのであり、とくに態度変更としての「中立性変様」によるのではないのである。

「態度変更」という点から振り返ってみよう。二重のエポケーによる反省における態度変更は「中立性変様」とみなすことができる。だが、こうした「エポケー」を目標とせず中立的態度に立って想像に没入する場合——たいていの場合にそうであろうが——には、「中立性変様」という語は適切でないことになろう。

こうして、中立性は、態度変更としての「中立的変様」とそうではなく最初から中立的である態度に分けることができるであろう。後者は、対象を定立してはいないが、それが存在する「かのように」それに没入している態度なので、「〈かのような〉という中立性」と呼ぶことができるであろう。

さて、こうした区別から、冒頭に挙げた問題について、解答の一部を導き出すことができる。すなわち、「中立性変様」が適合しない「中立性」もあるということを顧慮するなら、「中立性変様は変更には適合する」という文言は納得のいくものと考えられるのである。

さらに、この文言の後半部は、「中立性変様は想像には適合しない」ということであつた。

上の考えに従えば、「想像」は「中立性変様」とは呼ばれない「中立的態度」に属するという

⁹ なお、「可能性」の把握のために、想像だけでなく、その差し控えが必要であることについては、「草稿第19番」を参照。

¹⁰ この点はまた次のようにも表現されている。「今や私は、想像と一般に〈かのように〉の中で失われている自我として中立的作用を遂行しているのではない。むしろ、私は態度の変化においてこの疑似的遂行をふたたび働きの外におく。想像上の知覚、想像上の判断、価値評価などの主体であり、それらのなかで構成される想像上の諸対象の主体であるところの自己を失った自我に対して、私は定立的自我を確立する」(S572)。

ことになるであろう。だが、このことをさらに正確に考察するために、「第二のエポケー」ないし「差し控え」に限らないさまざまな「中立性」意識と「想像」の関係についてみてみよう。

第2節 さまざまな中立性意識と想像

では、さまざまな「中立性意識」のうちで「想像」はどのような差異的特徴を持つのであろうか。「草稿第20番」b)の読解を通してそのことを明らかにしていきたい。

1 自由な戯れとしての想像

「草稿第20番」b)の中で、「中立性」の諸形態が挙げられ、それらの中での「想像」の特徴も提示されている。

中立性はさまざまな仕方で動機づけられる。それは『思いつき Einfall』として出現しうるし、写像において『像客体の意識』として出現しうるし、ずっと維持されるが定立的に無効にされた再生の自由な戯れとしても、しかしまたすべての定立の任意の差し控え（Enthaltung）としても出現しうる。想像という言い方は、あとのほうの場合「複数」にのみに適用されるが、その理由は、その語は通常の語法では、意識された世界に対してなんらかの決定を適合させるという目的のために役立ちはしない精神的行為を表示するからである（S.577）。

こうして、中立性は「思いつき」、写像意識（画像表象）における「像客体」の意識としても生じることもあるが、それらのうちで、「想像」は、「再生の自由な戯れ」としてあらわれる。そしてまたそれは「すべての定立の任意的な差し控え」という特徴をもつこともありうるということになる。

けれども、この「差し控え」については、「しかし、諸措定の差し控えは自然的生においてはつねに諸措定の獲得のために役立つという意義を

もっている」と述べられている。

そしてさらに、この箇所には、想像と中立性の関係について重要な以下の言葉がある。

想像は無目的性、戯れ（Spiel）の国である。それにはさらに、主題のない、主題以前の出来事も算入される（ibid.）。

こうして、先の「差し控え」は、認識の定立ということが暗黙のうちに含まれているので、純粋な意味で「想像」ではないということになるであろう¹¹。

以上のことを考慮すると、想像は、対象の定立を含んではないが、「差し控え」によって生じるものではなく、自由に思い浮かべることだと言えるよう。

また、「想像」を定立の連関から分離して考えることについては、「様態化」の観点からも考察されている。すなわち、「疑いを抱くこと」、「未決定のままにしておくこと」、「問題視すること」、また可能性の意識などといった変様した諸作用が問題になってくることがあるが、それらは「最終的には変様されていない肯定的命題へ向かう努力」である。そこに出現する〈かのような〉という意識は想像と似ている場合もあるが、異なるものである、つまり「単なる想像 bloße Phantasie」とは異なる。フッサールはこうした定立と関わりのある作用と「想像」を区別しようとしている。なお、上のような意識作用は「様態化 Modalisierung」という表題の下に『受動的総合のための分析』などで扱われている事柄である¹²。

こうして、「想像」ないし「単的な想像」は「最終的には変様されていない肯定的命題へ向かう努力」の一環ではなく、「自由に思い浮かべること」であるということになる。

¹¹ なお、同じ「草稿第20番」c)では、こうしたことについてより詳しく述べられているが、ここでは省略する。

¹² Cf. Hua.Bd.XI, SS.581-583.

2 「想像」の二義性

さて、中立性のなかでの想像の位置づけを考察してきたが、フッサールによれば、一般に「想像」についても二つの意味を区別できる。彼は、哲学史上に見られる「想像」概念の二義性について語っている。ここで歴史上の事柄には立ち入ることはしないが、その二義性の一方は「再生および再現前化一般」ということであり、他方は作用の「遂行の仕方 Art des Vollzugs」という意味であると言われているが、これは、「中立的態度」における「遂行」ということである。さて、「想像」はこうした二義性をもつが、そのゆえに、それぞれの意義を取り上げれば、他の作用と共通の特徴を有するものと考えられる。

第一に、「想像」は「思い浮かべる」という意味での「再現前化的ないし再生的作用」である。この意味では、「想像」は「想起」と同様の特徴をもつ。

第二に、「想像」は「中立性」という意味をもつ。この意味では、想像は「画像意識」などにおける「中立性」の意識との共通性を有する。

以上のように、想像は「中立的態度において自由に思い浮かべること」であるが、中立性の二義性に関連して言えば、「〈かのような〉という中立性」に属するのであり、「第二のエポケー」、「差し控え」という意味の中立性つまり「中立性変様」ではない、ということになる。以上で、第1の、「中立性変様」と「想像」の問題についての解答はえられたこととし、つぎに、これらの二義性を念頭に置きながら、もう一つの問題である「覚知的想像」の概念の考察に移ろう¹³

¹³ 本論筆者は、想像の二義性と中立性の二義性により「覚知的想像」の概念を解明している点で、Christian Ferenzflatz の論文を参考とするとともに、それに賛同するものである。本論文は、さらにフッサールの「美的風景の観照」や「立体鏡によって見られる像」などの事例を考慮するとともに、「覚知的概念」にかんするフッサール自身の疑念の所在を明瞭にするという点で、「中立性」と「覚知的想像」のさらなる明確化をはかるものである。

第3節 「覚知的想像」の概念

冒頭でみたように、「補遺第64番」では次のように記されているとともに、まさにその文が削除されていたのであった。

想像は[・]覚[・]知[・]的[・]想像と[・]再[・]生[・]的[・]想像に拡張しなければならない；一般にあらゆる体験は〈かのように〉の変様をもつ。そしてあらゆる主題には〈かのように〉の主題が対応する。

ここで「再生」ないし「再現前化」としての「想像」とは、知覚などの「現前化」と対比される通常の想像であり、前節でみたように、「思い浮かべる」という点で「想起」と共通性をもつ中立的作用である。他方、「[・]覚[・]知[・]的[・]想像」は内容としては「知覚」と同じ内容（覚知）であり、美的風景の観照、立体鏡において見られる立体的図形、演劇鑑賞などがそれに属するものとされていた¹⁴が、見える対象の存在を措定していないという点で、それらも中立的作用である。そのさい、先にみた「想像」の二義性——一方の「現前化」という意味、他方の「遂行の様式」つまり「かのようなという中立性の意識」という意味——に注意し、「想像」の語が後者の意味で使われていると考えれば、知覚的内容にも「想像」の語を拡張して「覚知的想像」という語で上の諸作用を一括することに問題はないように思われる。

しかし上の文言が削除され、その際、「実際、『覚知的想像』は存在するのか?」と付記されていたこと、さらに、同草稿に属する「覚知的想像」に関する段落も削除されたことなどを考えると、フッサールがこの概念を放棄したかどうかは文献の上からは定かではないとはいえ、少なくともこの概念に対する疑念が生じたことは確かであろう。そこで、「覚知的想像」の事例の特質とその概念の有用性を考え、そのうえで、疑念が生ずるとすればどのような点についてかを考察したい。

¹⁴ 拙論（2017. 2）参照。

1 「覚知的想像」の事例

第1に「美的風景の観照」といった事例がある。1918年の「草稿18番」には、「風景を美学的に観照する」場合について、次の叙述がある。

われわれは現出するものを、あたかもそれが現実であるかのように、受け入れる。……われわれはなるほど経験してはいる、しかし、われわれは経験の態度にあるわけではない。われわれは経験の措定を現実にもに行っているわけではない。われわれにとって現実はいくつかのような現実となるのであり、《戯れ Spiel》になるのである、客体が美的な仮象に、覚知的ではあるが端的な想像客体になるのである¹⁵。

ここで、この作用が「想像」の一種であるとされるのは、対象を見る際の態度が、事物の存在を措定しながらその探索を行うような「知覚的態度」ではなく、中立的であって事物の存在には関心が向かっておらず、美学的ないし美的観照の態度にあるからである。

第2の事例は、画像意識における「像客体」の表象である。肖像画やスナップ写真といった「画像」を通して或るものを表象する（「画像意識」という）場合、そこには3つの契機がある。1つは「像物体 Bildding」であり、これは布としてのキャンバス、印刷された紙、絵の具などの物である。第2は、キャンバスや紙の上に見える顔や人のような形であり、「像客体 Bildobjekt」と呼ばれる。第3は、その「像客体」によって写された現実の人などの主題であり、「像主題 Bildsujet」と呼ばれている。こうして「像物体」上に見取られる「像客体」を通して「像主題」が表象されるわけであるが、まさしくその際、「像客体」は知覚されているがそれ自身が現実の物と把握されているわけではなく、その措定は「中立的」である。このように「像客体」は知覚されているがそ

¹⁵ S.513.

の内容は措定されておらず、あたかもそこにあるかのように意識されているので、それは「覚知的虚構」ないし「覚知的想像」と呼ばれる¹⁶。なお、像主題がない表象、言い換えれば、像主題と像客体が一体化しているような表象についても「覚知的想像」の語が使われている¹⁷。

第3に、先に言及した立体鏡を覗くことによって見られる視覚的な現れといった事例も、見られてはいるが、現実のものと措定されていないという理由で、「覚知的想像」と呼ばれている¹⁸。

以上の事例に関して「想像」という語が適用された理由は、「遂行の仕方」という意味での「想像」という語を、知覚的内容（覚知）に適用したものである。この「遂行の仕方」とは「中立性」を意味するので、「覚知的想像」も「中立的」である。先にみたように「想像」には、「再現前化ないし再生」という意味と「〈かのように〉としての中立性」という意味があったが、後者を「知覚内容（覚知）」に適用したのである。

中立的態度における、風景の知覚、画像意識、立体鏡を覗くことによって見られる立体的図形の視覚的現れ、本論文では言及しなかったが演劇鑑賞の意識、こうした「かのように」という在り方を一般的に述べる用語として「覚知的想像」は有用な用語であるといえよう。

2 「覚知的想像」概念の総括的説明

さらに、こうした「覚知的想像」の概念を総括的に述べている箇所を見ておこう。

最初に、知覚と同様な有体的現出であってもそれを虚構物（Fiktum）と捉えることがあるということが述べられている。

虚構物は、まったく有体的な所与性において、知覚の客体と同じ意味において有体性の現出

¹⁶ 「覚知的」という語は『イデーン第一巻』で使われている。そのほかその後は、「覚知的想像」とも言われている。

¹⁷ 拙論（2017.2）7頁の（e）の事例を参照。

¹⁸ 拙論（同上）14頁参照。なお、この事例は『イデーン第一巻』（§108）でも言及されている。

において現出しはするが、それにも拘わらず虚構物であるということがありうる。私が仮象客体（立体鏡的な像や写像の像客体のような知覚的仮象）を、あたかも当該客体が存在するかのように考察するときがそうである¹⁹。

次に、こうした「虚構物」について、知覚的現出であるけれども、「想像」という用語が使われている点に注目すべきである。

これは、私が仮象の像を保持する間、それに反するものを暗黙のうちに一緒に虚構的に変造する（umfingieren）ということである。まさしくこのことによって、それは、不調和な経験の地平のかわりに調和的なそれを獲得し、まさしくそれは、そうであるかのようにである。それは、まさしく想像されているのであるが、他方で、まさしく知覚的に現出する諸特徴に従って有体的に与えられているのである（ibid）。

最初の部分は、知覚的な物としての把握に対して、あからさまに「相克」という形ではなく、それが暗黙のうちに虚構的に変造されるということである。こうした「虚構」を「想像」と呼んでいるのである。

最後にこの見解が『イデーン第一巻』の見解であったと言われている。すべてがその見解であったのか、それとも、修正や補足が行われたのかという点については、疑問の余地があるが、これがこの草稿執筆時の見解であることは確かである。

こうしてこれが、『イデーン第一巻』における、「覚知的虚構物 perzeptive Fikta」が存在するという正しい教説であるが、もちろん、「そのままにしておくこと」、差し控えという仕方での態度の排去によるのではなくて、顕在的措定の排除というまったく別種のやり方、

すなわち、虚構的変造、定立のなかと定立を超えた想像の設定と付加によるのである（ibid）。

以上のように、諸事例や「虚構物」についての見解をみてみると、「覚知的想像」の概念が確立されたようにも思われるが、しかし、先にもみたように、「補遺第64番」など、この時期に書かれた草稿の幾つかの箇所では、「覚知的想像」の概念はそのまま率直に肯定されてはいないようである²⁰。ではその疑念ないし躊躇の理由はどういうことであろうか。

なお、参考までに「中立性」と「想像」の二義性について諸作用の分類を図で表せば、次のようになるであろう。

中立性

- 中立性
 - 中立的変様（第二のエポケーないし「差し控え」）
 - 中立的態度
 - 想像以外の中立的態度ないし作用
 - 想像作用
 - 再生的想像（通常の「思い浮かべるといふ」意味での想像）
 - 覚知的想像（中立性という遂行の様態での知覚内容の想像）

3 躊躇の理由

第2節の2でみたように、「想像」には、「再現前化」と「かのようなという中立性」という二つの意味を区別することができ、「覚知的想像」における「想像」は「かのようなという中立性」の意味と理解される。だが、「想像」という語を「再現前化」の意味で受け取ると、現前的内容である

²⁰「補遺第64番」の最後の部分でも「覚知的想像」の例を挙げている部分がのちに削除されている。「草稿第20番」の585頁の本文では、この概念に否定的論述があるが、註によれば、のちに肯定的文言が加えられている。なお、同時期の講義『第一哲学 第二部（Erste Philosophie 1923/24, II）』には「再生的想像」の語はみえるがこの語は見あたらないようである。

¹⁹ S. 580.

「知覚的内容（覚知）」とは相容れなくなる。この概念の使用を躊躇した理由はこの点にあったのではなかろうか。一般には「想像」は上の二つの意味を兼ねそなえた作用、すなわち「かのようにという中立的な仕方で想い浮かべる」作用として使われるので、但し書きをつけずに、「想い浮かべられた」内容ではなく知覚された内容にこの語を適用するならば、誤解を与える可能性があると思われるのである。

また逆に、「覚知的想像」は、「覚知的」であるということによって、「再生的」という意味での「想像」の場合を排除することにもなりかねない。こうして、「再現前化」の意味での想像についても成り立つはずの中立性について「覚知的想像」が適用されるかどうか、という点で曖昧さがつきまとうということも考えられる。

こうして、この概念には、そのままでは、「覚知的」という点からみても、「想像」の点からみても、不明瞭さがつきまとうように思われる。「覚知的想像」の概念に対するフッサールの躊躇の理由は上のようなようであったと思われるが、しかしながら、この概念はまた、写像における「像客体」、「美的風景」などの美的経験になりうる経験に広く適用されるとともに、その虚構性という本質を表現するという側面をもっており、その点で有用であるようにも思われる。

では、それと関係の深いものとされていた「美学的態度」とはどのような態度であろうか。「覚知的想像」においては、それ自体がすでに「美学的態度」をとっているということを意味するのであろうか。最後にこのことをみておこう。

第4節 美学的態度

1 写像関係と想像における主題的態度と美学的態度

まず、写像された客体について、「主題的態度」と「美学的態度」が区別されている。「主題的態度」においては、主題が定立され、それについての関心が存在し、主題が置かれている身体的・精神的・

歴史的な観点で開かれた「地平」に従って関心が移動するのである。他方、「美学的態度」においては、主題について、さまざまな「地平」について知っているとしても、定立の遂行は行っておらず、現実に対して関心は存在しない²¹。

では、「想像」においても二つの態度が存するのであろうか。この点に関しては次のように言われている。

私が以前から現実の写像と受け取っていない像において、たとえば私の想像におけるケンタウルスたちの光景を次々と経めぐり、私が認識したいと欲し認識すべきだと考えるかのように、それが調和的なものだと虚構するならば、それは美学的態度ではなく虚構の、しかも認識の虚構の態度である。

こうして、「想像」の場合も、「写像」の場合の同様のことがなりたち、認識の真偽が問題になるような認識的態度に立って虚構として認識する場合もあるし、美学的態度を取る場合もあるのである。ここからわかることは、「想像」という中立的態度をとっていても、それが必ずしも「美学的態度」ではないということである。

2 美的風景の観照の場合

では、より積極的には、「美学的態度」の特質はどのようなことであろうか。まず、「地平」現象に注目するならば、通常の事物の知覚において物と地平は以下のようになっている。

端的な物に対して私は予め与えられた世界をもち、その中で、私は身体的にここに立ち、そこから私は環境世界の一部を知覚し、それを超えて可能な経験の地平をもつ。これらすべては妥当し、信念を規定している。私の物に対する信念、端的な対象の措定は無条件の

²¹ CF. S.585.

措定であり、それは、統覚が自らに具えている地平全体を措定する（S.587）。

こうして、物にはそれを取り巻く地平があり、知覚する際にはそれが措定され、それに従って知覚は進行する。それに対して、美学的態度における客体については、地平が局限されている。

私の美学的信念、美学的客体の信念は、私を、私がここから溪谷への入り口から得る視覚的な一連の現出に、そして、そこで視覚的に構成された統一に、それ自身で同一化可能で認識可能なものとして局限する。それを越え、それに属し、直接および間接に私に接近可能な総合のすべてをそなえた無限の地平は、私が今遂行する主題的妥当の地平でない限りにおいて切り取られている。この局限された総合の統一が、それが直観的である通りに、私の美学的客体である（ibid.）。

すなわち、地平の面で局限された「総合的統一」が美学的客体なのである²²。まわりに広がる地平に即して知覚が行われるのではなく、視線は局限された地平の内部にとどまり、そこでの統一的な現れそのものが美的関心の的になると言えるであろう。そのことは次の文からも伺えることである。

美的関心は、呈示された対象に呈示された有り様に向かい、その際、その実在そのものと疑似的実在への関心はないのである。私が実際に見ている美しい風景において、ここから、この溪谷への入り口から呈示された風景そのものに向かうのである（S.586）。

さらに、「美的風景」の例からは離れることになるが、美学的態度における物語や小説などの観賞においても、写像の場合に限界づけがなされる

のと同様に、限界づけが行われる、と言われている。

「私は説話において、より沈潜し、物語られたことそのもの、風景、人物などをより細かくする限りにおいて、説話を越えていくことができる。しかし、私の想像は継続的形成において自由ではなく、……束縛されている（S.588）。

こうして、「美学的態度」の特徴として、局限された「地平」の中で現れるもののその「現れ方」に関心が限定されるということが存するのである。

以上のように、「主題的態度」と「美学的態度」の相違が述べられていた。この区別は写像的客体においても、実際の美的風景の場合にも変わらない。想像についても、「主題的態度」としての「認識的な虚構的態度」（虚構だとみなす態度）が存する。「美学的態度」において風景などの地平は局限されており、その現れそのもの、あるいは、現れ方（Wie）が主題となっているのである。

こうしてみると、「覚知的想像」であれ、「再生的想像」であれ、「想像」がそのまま「美学的態度」をとることであるとは言えないであろう。「想像」は虚構するという点で美的経験を準備するが、「美学的態度」をなす上の特質も重視すべきであろう。

結びに代えて

本論で明らかになったことをまとめてみよう。

- (1) 中立性の二義性は、「差し控え」ないし「エポケー」としての中立性（中立的変様）と「〈かのような〉という中立性」のことであった。後者の中立性における「想像」は、「自由な戯れ Spiel」という特徴をもつ。また、このことにより、「二重のエポケー」の意味も明瞭になった。
- (2) 想像の二義性は、「再現前化」ないし「再生」の意味での「想像」と「遂行の様式」ないし「か

²² このことは、絵画（像客体）の額縁による限定とも関連していると考えられる。

のようなという中立性」の様式であった。第二の意味では、知覚的内容（覚知）も想像とみることができ、それが「覚知的想像」と呼ばれた。ただし、この語は、第一の意味では「想像」とは呼べない作用である「覚知 *perzeptiv*」（知覚の内容）と「想像」という語を結びつけているため、誤解の余地がある。また、「覚知的想像」はそのままでは「再生」の意味での「想像」を排除しかねない。こうした点にフッサールのこの概念に対する躊躇ないし疑念があったのではないかと推測される。

- (3) 「覚知的想像」の事例として「美学的態度」に立った場合の例が多く見られるが、「草稿第20番」によれば、「想像」がそのまま「美学的態度」だとは考えられていないようである。知覚の中立化にせよ、単なる想像にせよ、「美学的経験」であるためには、主題に対するのではなく「現れ方 *Wie*」についての関心、それにもなう「地平の局限」といったことが必要である。

以上より、「覚知的想像」は誤解を生じやすい概念であるが、ただし、その意味を正確に理解するなら、フッサールの事例が示すように、われわれの美的経験や芸術作品を理解する上で有益であると考えられる。

美的経験や芸術作品に関する「覚知的想像」の概念の有用性について、また、「二重のエポケー」と「現象学的還元」についてのフッサールの見解については、さらに考察する余地があると思われるが、ひとまず筆を擱くこととしよう。

文 献

フッサールの文献への指示や引用は以下の著作集の巻数と頁数による。ただし、おおかた第23巻によるので、本文中に（S...）のように示したものは、フッサリアーナ第23巻の頁数である。

Husserl, E. *Husserliana*. Gesammelte Werke, Den Haag, Martinus Nijhoff.

- *Husserliana* Bd. III/1 : *Ideen zu einer reinen Phänomenologie und phänomenologischen Philosophie Erstes Buch* 1913, 1976.
- *Husserliana* Bd. VIII : *Erste Philosophie II* (1923/24), 1962.
- *Husserliana* Bd. XI : *Analysen zur Passiven Synthesis* (1918-1926), 1966.
- *Husserliana* Bd. XXIII : *Phantasie, Bildbewusstsein, Erinnerung* (1898-1925), 1980.

Ferencz-Flatz, Christian.

- *Gibt es perzeptive Phantasie? Als-ob-Bewusstsein, Widerstreit und Neutralität in Husserls Aufzeichnungen zur Bildbetrachtung*, Husserl Stud, 2009, DOI 10.1007/s10743-009-9062-x.

小熊正久：

- 「中立性変様とその諸形態」山形大学大学院社会文化システム研究科紀要第10号，2013.10.
- 「フッサールにおける像意識と想像——1912年から1918年にかけての思想の進展」山形大学紀要（人文科学）第18巻第4号，2017. 2.
- 「画像表象と中立性変様」，小熊正久・清塚邦彦編『画像と知覚の哲学』，東信堂，2015. 11. 所収。

“Neutralität” und “Phantasie” bei Edmund Husserl —— über den Begriff “perzeptive Phantasie” in den 1920er Jahren

Masahisa OGUMA

(Professor Emeritus)

Nach E.Husserl, alle intentionalen Erlebnisse überhaupt scheiden sich in die zwei Gruppen; die positionalen (setzenden) Erlebnisse und die a-positionalen (nicht setzenden). Und dabei die letzteren werden «neutral» genannt. Das Bildbewusstsein (d.h. die Vorstellung der Bilder) und die Beobachtung der schönen Landschaft oder der Bühnenkunst etc. gehören zu den neutralen Erlebnissen. Und in den 1910er Jahren, hatte er verwendet den Terminus «perzeptive Phantasie» um diese Erlebnisse zusammenzufassen. Doch, in den 1920er Jahren, hat er gezögert, diesen Terminus zu verwenden. Meine Abhandlung hat versucht den Grund seiner Zögerung zu erklären.

In den 1920er Jahren, teilte er den Begriff der «Neutralität» in “das Bewusstsein als ob es wäre” und die Epoche der Setzung von der intentionalen Akten. Und bestimmte er den Begriff der «Phantasie» als “neutrale und freie Vorstellung ohne Beziehung zu irgendeine Setzung”.

Ich habe versucht, erstens, den Begriff “perzeptive Phantasie” erklären und dann den Grund seiner Zögerung der Benutzung des Terminus erläutern durch die Erklärung von den Begriffen der “Neutralität” und der “Phantasie”.

Nach meiner Meinung, bestimmte Husserl den Begriff “perzeptive Phantasie” als neutrale Vorstellung des Inhalts der Perzeption, aber, aus den Grund der gemeinen Verständnis des Begriffes, zögerte er, den Begriff zu benutzen. Denn, normalerweise, der Begriff der Phantasie und der der Perzeption (oder Wahrnehmung) sind nicht zu verbinden.

Doch, der Begriff “perzeptive Phantasie” ist lehrreich, wenn man ihn genau verstehen.

直線の地上絵における形状と制作時期との関係について

門 間 政 亮

(宇部フロンティア大学短期大学部)

本 多 薫

(文化システム専攻 心理・情報領域担当)

1. はじめに

南米、ペルー共和国の南海岸に位置するナスカ台地には、地上絵と呼ばれる遺跡群が多数存在している。ナスカ台地の表面は石が一面に敷きつめられたような状態になっており、石の表面が酸化して、日焼けしたように黒くなったため、真っ黒な地面のように見える。ところが、黒い石の下には、砂を大量に含んだ白い堆積物が広がっているため、石を取り除くと、そこから白い地面が顔を出す。このようなナスカ台地の特徴を利用して、地上絵は描かれている(坂井2014A)。地上絵は、単に地表面の石を取り除いた数センチ程度の浅い

ものから、さらに数十センチ掘り下げた深いものまで様々である。また、動物や植物、幾何学図形や直線といった、様々なタイプの地上絵が台地上に描かれているが、その中で最も多いのが直線の地上絵である(図1)。ナスカの地上絵は、紀元前400年頃から紀元16世紀頃までのおよそ2000年間使用され、また同期間、直線の地上絵周辺で意図的に土器を破壊する儀礼的行為が行われていたとされる(Sakai et al. 2010)。この2000年間は、考古資料およびそれらの資料から考えられる社会的特徴によってパラカス後期(B.C.400～B.C.200)、ナスカ前期(B.C.200～A.D.500頃)、ナスカ中期・ナスカ後期(A.D.500～A.D.700頃)、ワリ期



図1 直線の地上絵(一例)

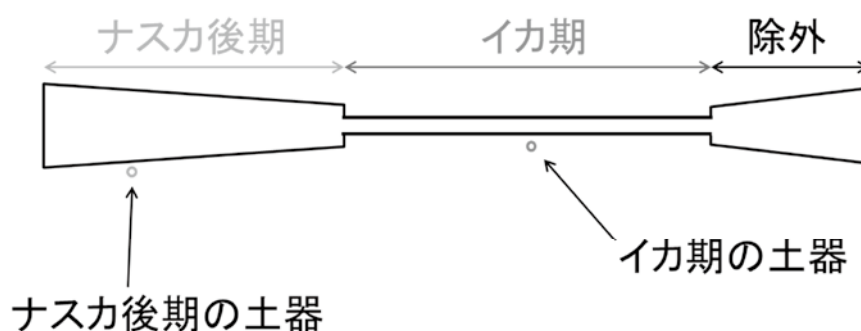


図2 測量ルール例（直線の地上絵の形状ごとに分類）

（A.D.700～ A.D.1000頃），イカ期（A.D.1000～ A.D.1500頃）という6つの時期に分類されている（坂井2014B）。そして，地上絵周辺に位置する儀礼的行為によって破壊された土器の破片を検討することで，それぞれの地上絵がどの時期に制作されていたかを推定することができる（坂井2014 A，坂井・オラーノ2010）。また，直線の地上絵における先行研究としては，直線の地上絵が伸びる方角についての統計学的分析（Ruggles 1990）や，ラインセンター^{注1）}の形状と，そこから伸びる直線の地上絵を測量することで，直線の地上絵と他のラインセンターとの関係を調査したもの（Aveni 1990）等がある。しかし，直線の地上絵の形状的な特徴について着目した研究はみられない。ほとんど注目されてこなかったものの，直線の地上絵の形状には多様性があり，実際には様々な形，距離，幅，深さのものが存在している。

そこで本研究では，現地調査で測量した直線の地上絵の距離・幅・深さと，土器から推定された制作時期との関係に注目し，直線の地上絵の形状が6つの時期で異なる特徴があるのか検討する。

2. 方 法

2-1. 制作時期のデータと調査対象の地上絵

これまでに，山形大学人文学部^{注2）}を中心とした共同研究では，人工衛星画像の解析によりナスカ台地上の地上絵の配置図を作成してきた（坂井・門間 2007）。また，現地調査により，地上絵周辺から採取，あるいは採取せずに地表面観察をおこ

表1 調査対象とした直線の地上絵の距離

	識別番号	距離 (m)
パラカス後期	C203-L4	289.21
	C44-C61	7394.18
ナスカ前期	C47-L7	404.10
	C47-L8	404.33
	C204-L2	863.94
	G115	312.39
	G1023	441.25
	G1024	133.15
	G1044	1109.75
	C60-C56-1	1497.53
ナスカ中期	C19-L6	815.99
	C57-L5	2423.19
	C60-C56-2	464.06
ナスカ後期	C47-L15	280.73
	C204-L1	238.14
	C207-L4	4483.42
ワリ期	C19-L3	2085.99
	C47-L13	278.50
	C61-C60	2853.28
	C61-L5	361.62
イカ期	C19-L2	1423.51
	C44-C42	2136.81
	C57-cam	1677.02
	C57-L1	997.75
	G1022	441.62
	C61-L6	1436.51

なった土器破片のデータに基づいて，地上絵の制作時期を推定した（坂井2014A，坂井・オラーノ2010）。しかし，地上絵によっては，異なる時期に分類される複数の土器破片が発見されているも

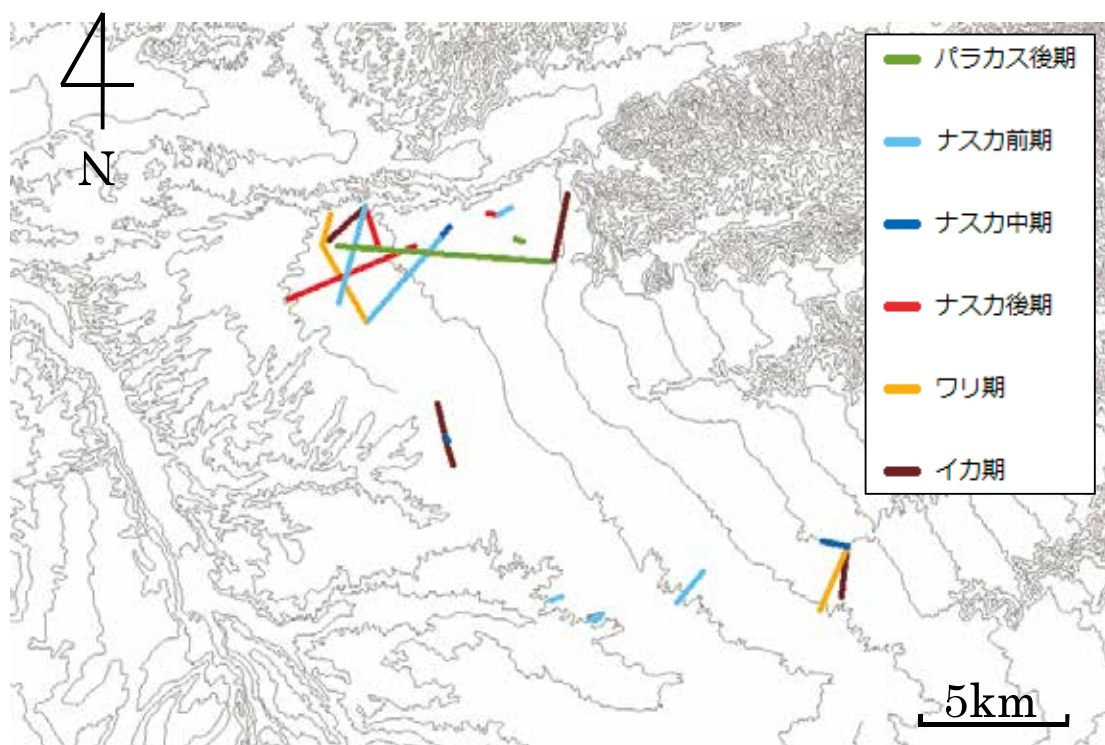


図3 測量した直線の地上絵の場所と時期（ナスカ台地）

のもあり、制作された後、別の時期においても使用されたと推定している（坂井2014B）。2013年の調査時点で研究に利用できる可能性のある直線の地上絵は66本であった。現地調査を行うにあたり、測量地点の決定に各地上絵の距離を把握する必要があったため、人工衛星画像上で確認を行ったところ、47本について視認することができたため、これらを調査対象とした。47本の直線の地上絵について、次のルールを基準として制作時期を推定し、前述の6つの時期に分類した。①地上絵周辺に単一の時期の土器破片のみがある場合、その時期に分類した。②直線の地上絵は、一直線上に複数の形状の地上絵が連結している場合があり（図2）、それぞれの形状ごとに別の時期の土器破片がある場合は、形状ごとに区別して分類した。③単一の形状の地上絵に複数の時期の土器破片がある場合、その中で最も古い時期に分類した。④時期が推定できない土器破片が一つでもある場合は、制作時期を推定できないため調査対象から除外した。但し、パラカス後期に分類できる土器破片がある場合、それ以前の時期がないことから、

パラカス後期を制作時期と推定した。この結果、本研究の調査対象となったのは、パラカス後期2本、ナスカ前期8本、ナスカ中期3本、ナスカ後期3本、ワリ期4本、イカ期6本の計26本である。（図3）。表1に直線の地上絵の距離を示す。なお、表中の識別番号とは、直線の地上絵を整理するために用いられたものである。

2-2. 測量調査

直線の地上絵に関するデータは、現地でおこなった幅、深さおよび距離の形状測量（以下、測量）より取得した。測量調査は、地上絵の一端を起点として、一定距離ごとに行った（図4）。衛星画像上での測定距離が500m以上のものについては、500mごとに、500m未満250m以上のものについては、250m地点で一度とし、最後にもう一方の端を终点とした。250m未満のものについては、起点と終点のみ測量した。洪水跡等により、地上絵が途中で寸断されている場合、現地で先が確認できない場合はその地点を终点とした。また、寸断された先が確認できる場合には、残存箇所ご



（巻き尺を用いて、直線の地上絵を測量している場面）

図4 形状測量の風景

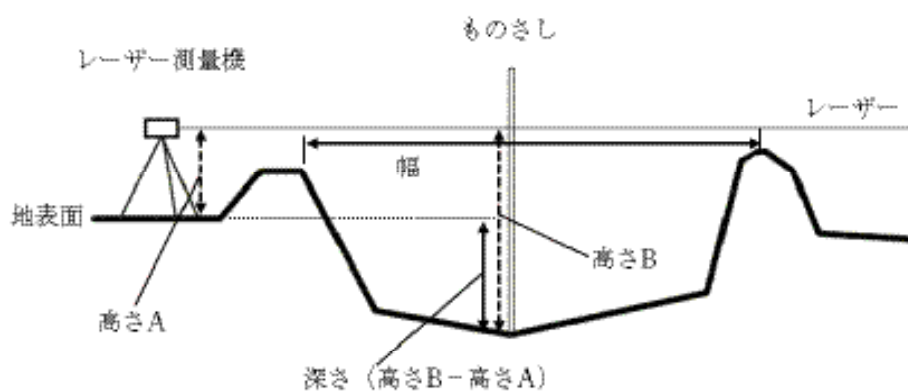


図5 測量方法

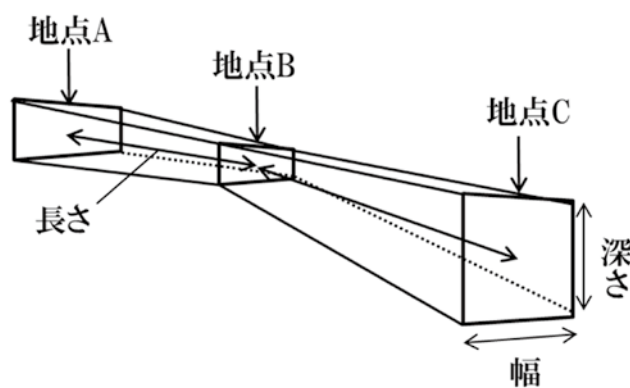


図6 体積の算出方法

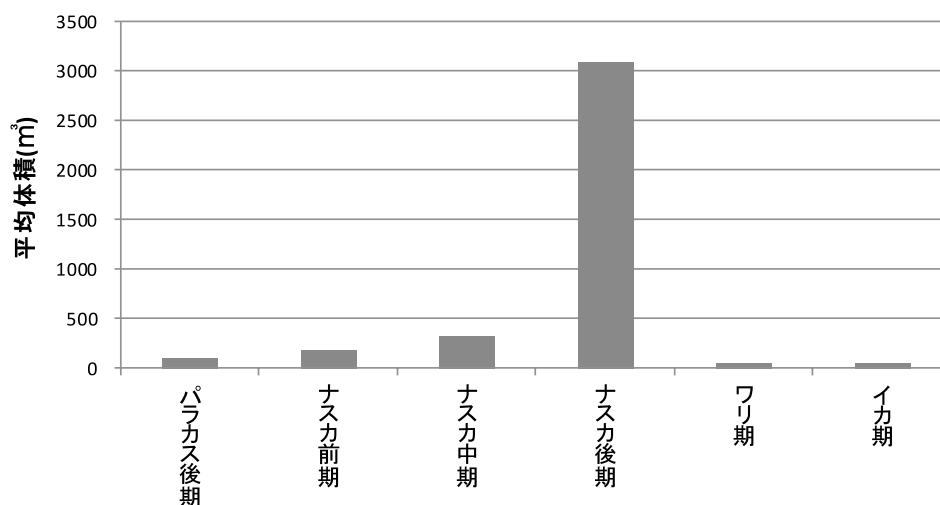


図7 各時期における直線の地上絵の平均体積

とに上記測定距離のルールを適用して、起点から終点までを測量した。ただし、この場合には、測量データはまとめて一つの地上絵を示すものとして扱った。さらに、測量地点がわかるように、GPS 座標の緯度・経度データを取得した。

測量方法の模式図を図5に示す。幅の測量には巻き尺、コンパス、GPS ロガー（Garmin eTrex 30）を用いた。地上絵脇の盛り上がっている部分（中央の石、土をよけた部分）の一番高い点を地上絵の端とし、コンパスおよびGPS ロガーによって地上絵の方向を求め、垂直方向に端から端までの幅を測量した。深さの測量にはレーザー測量器を用い、水準器で水平を取ることによって精度を高めた。その際、左右の地面（地表面）にわずかも高低差がみられる場合は、いずれか高い方の地面を基準として設置した。直線の地上絵の方向に垂直にレーザーを照射し、ものさしを当てて、図5の高さA（測量機のレーザー照射位置）と、高さB（地上絵の一番挟れている場所）を測定した。高さBと高さAの差を地上絵の深さとした。また、取得したGPS 座標の緯度・経度データから測量地点間の長さを算出した。各地点間の長さを合算し、一つの直線の地上絵の「距離」とした。

2-3. 分析

直線の地上絵の測量を行った結果、時期にかかわらず、距離や測量地点ごとに幅が異なっていたので、距離と幅を個別に比較することや、距離と幅から算出した面積を指標として比較することで、直線の地上絵の形状の特徴を捉えるのは難しい。そのため、深さのデータを加えた体積を指標として用いることとした。体積の算出方法を図6に示す。測量地点ごとの幅と深さ、地点間の長さを用い、下記の式1により地点間の体積（四角錐台）を算出した。その後、地点間の体積を合算し、一つの直線の地上絵としての体積を求めた。

$$\text{体積（四角錐台）} = \left[(\text{地点 A 幅} \times \text{地点 B 深さ}) + (\text{地点 A 深さ} \times \text{地点 B 幅}) + 2 \{ (\text{地点 A 幅} \times \text{地点 A 深さ}) + (\text{地点 B 幅} \times \text{地点 B 深さ}) \} \right] \times \text{地点 AB 間の長さ} \div 6 \quad \cdots \text{式 1}$$

※式1は地点Aから地点Bまでの体積を例とした。

3. 結 果

図7に各時期における直線の地上絵の平均体積を示す。図7より、各時期の体積を比較すると、ナスカ後期が3000m³を越え、他の時期と大きく異

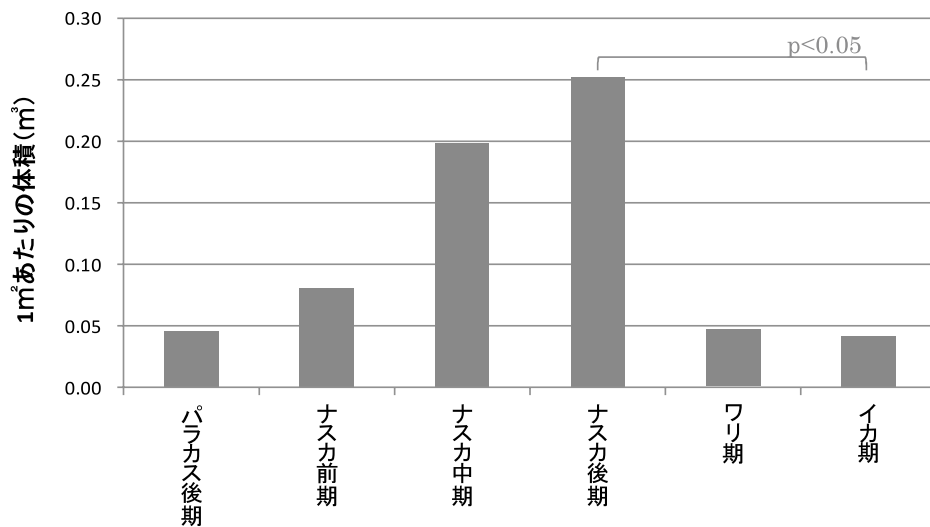


図8 各時期における地上絵1m²あたりの体積

なる。しかし、パカス後期、ナスカ前期、ナスカ中期、ナスカ後期を比較すると、時期が進むにつれて体積が徐々に大きくなる傾向がみられる。そのあとに続くワリ期とイカ期については、他の時期と比較して体積が非常に小さい。

表1に示した26本の直線の地上絵の距離をみると、最長で7394.18mのものから、最短で133.15mのものまで様々である。また、各時期で地上絵の距離を比較しても、距離による時期ごとの特徴はみられない。そこで、時期間の形状的な特徴を捉えるために、単位面積（1 m²）あたりの体積（直方体）を求めることとした。体積は幅×奥行×高さ（深さ）で求めることができる。幅と奥行がどちらも1 mのため、これら2つの指標の効果を除外し、深さの特徴のみをとらえることができる。図8に各時期における地上絵1 m²あたりの体積を示す。図8より、パカス後期からナスカ後期にかけて徐々に大きくなっている。特にナスカ中期・後期において他の時期よりも大きく、それぞれ0.197m³、0.251m³であった。その後、ワリ期で急激に体積が小さくなっている。パカス後期、ワリ期、イカ期は0.05m³以下の結果であった。各時期の1 m²あたりの体積について、時期を要因とする一元配置の分散分析を行ったところ、有意差（ $F(5,20)=3.19, p<0.05$ ）がみられた。また、

多重比較（Bonferroni法）の結果、ナスカ後期とイカ期の間に有意差（ $p<0.05$ ）が認められた。

4. 考 察

ナスカ台地は平坦ではなく、傾斜角度度ではあるものの傾斜しており、さらにわずかな起伏もみられる。そのため、まず本研究における測量データの妥当性について考察する。測量時は、レーザー測量機を用いて水平を取り、深さを測量する際の精度を高めた。その際、左右の地面にわずかでも高低差がみられる場合は、いずれか高い方の地面を基準として設置場所を決定した。また、一つの直線について一定間隔ごとに複数点測量することで、測量地点によるデータの偏りを考慮した。以上のような同一の条件の下に複数箇所測量した結果として、最も距離の長かった直線の地上絵（C44-C61）を取り上げ、測量データの誤差の検証を行った。この直線の地上絵は両端を含めて21か所で測量を行ったので、20か所分の体積を求めている。これら20か所について、1 m²あたりの体積の平均と標準誤差（standard error）を算出した。その結果、平均が0.0431m³であったのに対して、標準誤差は0.0038であった。このことから、誤差は小さく、各体積を比較することに問題はないと考えられる。



ナスカ後期



ワリ期



イカ期

図9 測量した地上絵と周辺の地表面（ナスカ台地北西部）

分析の結果、直線の地上絵の1㎡あたりの体積は、パラカス後期からナスカ後期にかけて徐々に大きくなっている。特にナスカ中期・後期において他の時期よりも大きくなり、ワリ期で急激に減少する。すなわち、1㎡あたりの体積から考えると、直線の地上絵の深さは、ナスカ中期・後期において他の時期よりも深くなったといえる。このように、直線の地上絵の深さには時期間で差異がみられたが、その理由としては①深く掘りやすい・掘りにくい、深く掘らないと埋まる、などといった台地の地表面の性格や、②直線の地上絵の利用法の変化、が関係している可能性が考えられる。

そこでまず、台地の地表面の性格について検討した。図3の測量した直線の地上絵の場所と時期をみると、時期ごとに場所の偏りはなく、台地の広い範囲で測量したことがわかる。また、図9にナスカ台地北西部で測量した直線の地上絵と周辺の地表面の写真を示す。ナスカ後期とワリ期・イカ期を比較しても、地表面の性格はともに緩やかで、洪水による影響等による大きな差異は見られない。これらのことから、台地の地表面の性格の違いが影響した可能性は低いと考えられる。

次に、直線の地上絵が時期ごとにどのように利用されたのかを検討する。坂井（2014B）は、「ナスカ中・後期において儀礼的な道が、丘を中心とした儀礼空間同士を結びつけていた。この道は、儀礼空間を連結することによって、それぞれの儀礼空間を担う村落同士を結びつけていた。ところがワリ期になると、ナスカ中・後期に存在していた村落間の連帯関係は解消された。」「ワリ期では、放射状直線の地上絵も使われなくなり、その代わりに小さな独立した儀礼空間がいくつもつくられた。」と述べている。また、本多・門間（2013, 2015）は、ナスカ台地の南北をつなぐラインセンター間のネットワーク（放射状直線）が存在し、直線の地上絵のいくつかは人々の移動路として利用されていたと推察している。そして、ナスカ台地の直線の地上絵に沿って歩行する実証実験を行い、ラインセンター間をつなぐ直線の地上絵を移

動できることを確認している。ナスカ中期・後期からワリ期にかけて、直線の地上絵が急激に浅くなった（1㎡あたりの体積が減少した）ことは、社会の枠組みが変わり、坂井（2014B）が指摘するように、儀礼的な道としての直線の地上絵の利用のされ方が変化したことによる影響ではないかと考えられる。

最後に、地上絵作成の労働力についても検討してみたい。先述したように、ナスカ前期、ナスカ中期、ナスカ後期と時期が進むにつれて、単位面積あたりの体積からみた直線の地上絵の深さが深くなることが示された。Aveniらは、ナスカの地上絵を作成するために必要な労働力を検討するために、実際に地上絵を作成する作業を行った。そして、12人の作業員が90分間作成作業を行った結果、27㎡の面積の石を地表面から取り除くことができたと報告している（Aveni 2000）。本研究において測量したナスカ後期の直線の地上絵の内、最長は4483.42 m（識別番号 C207-L4（表1））で、その面積を算出すると33621.55㎡である。この直線をAveniらの想定と同条件で作成したと仮定した場合には、112072分（1867.9時間）が必要となる。さらに、単に石を取り除く作業だけでなく、地表面を深く掘り下げた場合、より多くの時間と労力が必要となったと考えられる。このことから、ナスカ中期・後期の直線の地上絵は、何らかの重要な意味をもつものであったと推察されるが、その意味については、今後文化人類学・考古学の研究者等と協力し明らかとしたい。

5. ま と め

以上のように本研究では、直線の地上絵の形状が制作時期で異なる特徴があるのかを検討した。その結果、パラカス後期からナスカ中期・後期にかけて、直線の深さは徐々に深くなり、その後のワリ期で急激に浅くなったことが分かった。このことは、ナスカ中期・後期からワリ期にかけて、社会の枠組みが変わり、直線の地上絵の利用のさ

れ方が変化したことによる影響ではないかと考えられた。本研究におけるデータ個数は26と少ないため、今後はさらに個数を増やして研究結果を検証していく必要がある。現在、土器破片に基づいて、多くの地上絵の制作時期の推定データが蓄積されてきている（Sakai et al. 2010）。しかし、26本の形状測量にも約1か月の期間を要したため、さらに形状測量データを増やしていくためには、効率的な測量の方法を含めた検討を行っていく必要があるだろう。

本研究の一部は、文部科学省科学研究費補助金新学術領域研究（研究領域提案型）「アンデス比較文明論」（課題番号26101004）の助成を受けて行われた。

参考文献

- Aveni, A. (1990) : Order in the Nazca Lines, The Lines of Nazca (ed. Aveni, A.) , pp41 -pp113, The American Philosophical Society, Philadelphia.
- Aveni, A. (2000) : Sacred Landscapes: A Nasca for a New Millennium, Between The Lines, pp118-pp210, University of Texas Press, Austin.
- 本多薫, 門間政亮 (2013) : ナスカ台地におけるラインセンター間の移動について（第2報）—南北歩行実験による検証—, 山形大学大学院社会文化システム研究科紀要, 10, pp33 -pp47.
- 本多薫, 門間政亮 (2015) : ナスカ台地におけるラインセンター間の移動について（第3報）—最短路と経路選択からの検証—, 山形大学大学院社会文化システム研究科紀要, 12, pp 1 -pp14.
- Ruggles, C. (1990) : A Statistical Examination of the Radical Line Azimuths at Nazca, The Lines of Nazca (ed. Aveni, A.) , pp245-pp269, The American Philosophical Society, Philadelphia.
- Sakai, M., Olano, J., Matsumoto, Y. y Takahashi, H. (2010) : Centros de Líneas y Cerámica en Las Pampas de Nasca, Perú, 2010, pp 4 -pp63, Yamagata University Press.
- 坂井正人, 門間政亮 (2007) : 高精度人工衛星画像にもとづく地上絵研究, 山形大学大学院社会文化システム研究科紀要, 4, pp107-pp138.
- 坂井正人, ホルヘ オラーノ (2010) : ナスカ台地の放射状直線の制作時期をめぐって, 季刊地理学, 62 (4) , pp239-pp242.
- 坂井正人 (2014A) : 古代アンデス文明における環境変化とナスカ地上絵 3 地上絵の調査, マヤ・アンデス・琉球 環境考古学で読み解く「敗者の文明」, pp140-pp162, 朝日新聞出版.
- 坂井正人 (2014B) : 地上絵と共に生きた人々—ペルー南海岸ナスカ台地周辺における社会動態, 文明の盛衰と環境変動, pp121-pp139, 岩波書店.
- 注1 ラインセンターとは、直線の地上絵が放射状に伸びる中心地点のことである。自然の山や丘を利用したものがあるが、人工的に制作されたと思われるマウンドや石積みもある。
- 注2 現在の人文社会科学部である。

On the relation between straight line geoglyph forms and the Construction Periods

MONMA Tadasuke

(Ube Frontier College)

HONDA Kaoru

(Psychology & Information Sciences, Cultural Systems Course)

We examine whether straight line geoglyph forms differ across six time periods, by focusing on the relationship between their length, width and depth and the construction periods in which they were made. We find that their depth gradually got deeper between the late Paracas period and the middle / late Nasca period, but drastically shallower during the Wari period. It is presumed that this is due to the fact that the use of straight line geoglyphs changed as social structure was transformed during the middle / late Nasca and Wari periods.

ジェノサイドを可能にする思考 ——ナチズムにおける論理の転換過程

渡 辺 将 尚

(文化システム専攻 欧米文化領域担当)

序

ヒトラーは、1925年刊の『我が闘争』第1巻においてすでに「東方植民地」の必要性について言及している。彼によれば、「ドイツでは毎年ほぼ90万人という割合で人口が増加して」¹おり、近い将来かならず飢餓がやってくる。このまま何ら策を講じなければ、「いつか悲劇的な結末を迎えるにちがいない」²のだという。こうした重大な問題に対する彼の回答が、増え続けるドイツ人を植民させる「東方植民地」の獲得であった。1959年、イギリスの歴史学者トレバー＝ローパーは、ヒトラーは政権掌握後もこの目論見を捨てず、それが1939年に開始された戦争の重要な目的の1つとなったと指摘した。³

『我が闘争』の内容のみに着目すれば、トレバー＝ローパーの主張も、たしかに納得のいくもののように思われる。後にも触れる、1939年のポーランド侵攻後に置かれた「総督府」は、東部の地に植民してくるドイツ人と居住地域を明確に分けるために、ユダヤ人らを隔離しておく場であったし、1941年、不可侵条約を破ってソ連領内に侵攻したという事実も、まさに「東方植民地」を実現するためになされているように見える。しかし、その論法にまで注目した場合、トレバー＝ローパーの主張には明らかな違和感がある。ヒトラーの論法から分かるのは、戦争によって実際にドイツが

獲得したものが、『我が闘争』における「東方植民地」計画とかならずしも同一のものではない、つまり、戦時中に行われたことは、『我が闘争』以来の長年の夢を実行に移した結果ではないということである。

ヒトラーによれば、迫り来る飢餓を回避するためには、4つの選択肢を考えることが可能であったと言う。第一に、出産の制限。第二に、国土開発。第三に、新領土の獲得。第四に、商工業の活性化である。そのうち、第一と第二の選択肢は、短期的には成果を上げる可能性があるが、長期的な政策としては採用されるべきではない。なぜなら、種は自然淘汰によって強靱になるのであるから、同じことを人為的に行っても逆に種の弱体を招くだけであり、国土の生産性を上げても、限られた国土しかなければ、早晚限界が来ることは明らかだからである。したがって、残る選択肢は2つであるが、ドイツがより健全に発展していくためには、第三の道が執られるべきであると主張する。

つまり、「東方植民地」は、ドイツ人およびドイツという国が発展していくためのあくまで手段であり、さらにそこに至る複数の道のうち、消去法によって最善であると選ばれたものとして提示されているにすぎない。たしかに、他の可能性をすべて論駁した上で、自らの主張に説得力を持たせようとしたのだとも考えられる。しかし、「東方植民地」をめぐる彼の議論は一貫して慎重であり、大言壮語する他の箇所と比して、弱気にすら見える箇所もある。

たとえば、同じ文脈でヒトラーは、本国と地続きになっていない海外植民地にも言及している。現在、海外に植民地を保有している国は、それを

¹ Adolf Hitler: Mein Kampf. München (Franz Eher) Bd. 1. 1925. S.137.

² ibid.

³ トレヴァー＝ローパーがこの主張を展開した「国際現代史学会」での講演内容については、堀内直哉：「トレヴァー・ローパーに見るヒトラーの戦争目的」〔目白大学人文学研究〕第9号、2013年〕に詳しい（ヒトラーの思考の首尾一貫性については、特に30頁を参照）。

維持するための莫大な負担に比して国自体の基盤は非常に小さく、よってそれらの国家はすべて脆弱なのだという。⁴彼によれば、そのような負担を負ってまで植民地が維持できるのは、イギリスとアメリカだけである。⁵こうした主張は——ヒトラー自身が直接言っているものではないが——米英ほど確固たる基盤を持っていないドイツのような国家は、海外植民地の野望を放棄しなければならないと言っているに等しい。

先述のように、『我が闘争』には「東方植民地」への言及があり、それが戦争の目的の1つであったことは事実である。しかし、上記のような点——すなわちその論法——を考慮すれば、『我が闘争』から東部占領地域での大量虐殺までを単純に1つの線で結びつけることはできないことが分かる。大量虐殺に至るには、ヒトラーおよびナチズムの中で、論理の転換ないしは飛躍が生じたと見るべきなのである。⁶

以下では、そうした論理転換がいつ、どのような形で生じたのかを考察する。

⁴ 「今日、多くのヨーロッパ諸国は、ピラミッドを逆さにした姿に等しい。その底面は、植民地、貿易などの負担に比してひどく小さい。」（Adolf Hitler: Mein Kampf Bd. 1, S.146.）

⁵ イギリスも国土自体は小さいが、言語的にも文化的にも共通のものを持つアメリカという存在がある分、ヨーロッパの他の国とは異なるのだと言う。

⁶ 筆者は以前、第2次大戦という同時期に首相を務め、ともに自国の大国化を目指した2人の独裁者、ドイツのヒトラーとタイのピブーンを比較し、いかなる思考が大国化の野心へと発展していくのかを考察した（拙論：「無限に拡大する『民族性』——ヒトラーとピブーン、2人の独裁者の言説をめぐって」〔山形大学人文学部研究年報〕第12号、2015年、53～65頁）。その結果、いずれの独裁者も「ドイツ人とは何か」「タイ人とは何か」を初めに定義することによって、どこまでを自国民として許容可能かという限界線を設定し、その境界内にいる住民たち——ナチズムの場合、ユダヤ人は初めから排除されているが——を取り込むことで大国化を目指すという共通点があることが明らかになった。

しかし、周知のようにナチズムは、戦争によって獲得した東部占領地域でこそ残虐性を発揮し、おびただしい数の人々を虐殺した。新たに獲得した地が、殺戮の場になったわけである。一方タイの場合、ナチズムのような大量虐殺を行うことはなかった。それどころか、ラオス・カンボジアなどの住民の入国税および入国手続きを免除し、結果彼らを同胞として扱うこととなった。こうした比較を通じて我々が気づくのは、領土拡大の野心だけでは残虐行為へとは至らないということである。

1

1939年9月1日のポーランド侵攻は、ドイツ人たちに対して、東方に関する新たな発見をもたらすこととなった。それが何かは、1940年2月29日、ヒムラーが大管区長官（Gauleiter）および党幹部たちを前に行った演説の中で明確に言及されている。

「東部の町や村を走ると、非常に奇妙なことに——少なくとも私にはそう思えるのだが——しばしばすばらしい顔立ちやすばらしい人間たちに出くわすのだ！諸君もそこに行けば、金髪・碧眼で細面の人間を見出すであろう。金髪で背が高いのだ。彼は、憎しみのこもった目で我々を見つめる、狂信的なポーランド人だ。彼は、『お前は民族ドイツ人か』と聞かれても、『いや、私はポーランド人だ』と答えるだろう。」⁷

引用1行目において「奇妙」だと言われていることから、ヒムラーは、東方にはアーリアの血を引く人間はいないと思っていたことが分かる。しかし、外見的特徴から、口ではどんなに否定しようとも、彼らは間違いなく「我々の血」⁸を引いているのだと確信する。

では、彼らはどのような経緯をたどってポーランド化するに至ったのだろうか。ヒムラーによれば、もともと民族と民族の間には明確な線引きがなされていたが、ドイツ人が他の東方の民族を支配するようになって以後、両者の混血が生じた。自らに統治能力がないことを悟った民族によって、あえて支配者として招かれたことすらあったのだという。そのようにして、次々とドイツの血が流れ込み、ドイツの血を受け継いだ者たちは、さまざまな職業において目覚ましい活躍を見せる。しかし、やがてドイツの力が弱まってくると、ポー

⁷ Heinrich Himmler, Geheimreden 1933 bis 1945 und andere Ansprachen. Hrsg. v. Bradley F. Smith und Agnes F. Peterson. Berlin (Propyläen) 1974. S.125.

⁸ ibid.

ランド化が生じることになる。ドイツ語で教育を行う学校は禁止され、人々はポーランド語でしか読み書きができなくなる。現在のポーランド人はこのような過程を経て形成されてきたにも関わらず、かつてドイツ語を用いていたことすら忘れてしまっているのである。⁹

東方にアーリア人はいないというのはまったくの誤りであり、それどころか、東方の至る所にアーリア人がいることになるのである。

「今回のポーランドとの戦争のことを思い出してみよう。すさまじい抵抗を行う者があったとすれば、それはドイツ人だったのだ。ワルシャワの防衛に当たったロンメル将軍、ヘル防衛に当たった海軍提督ウンルー、モドリン要塞の防衛に当たったフランスのユグノーの出、つまり我々ゲルマンの血も流れている（also auch unser Blut, germanisches Blut）トメ将軍のことを考えてみるがよい。今すぐ名前は出てこないが、ヴィスワ川とブク川の間で18日以上もの間持ちこたえたあの将軍も、ドイツ系の名前だったと思う。」¹⁰

ここに登場するロンメルは、ポーランドの軍人で、ドイツ系ではあるが、北アフリカで活躍したエルヴィン・ロンメルとは別人である。また、ウンルーも同様に、ドイツ系ポーランド人である。ヘルは、ポーランド本土からバルト海に突き出した半島およびその先端部にある町の名で、この半島は、ドイツ軍の侵攻の際、ポーランド陸軍がもともと頑強に抵抗した地として知られている。

最初に挙げられている2人は、明らかにドイツ系であるから、語られている内容自体ナンセンスだとしても、この時点ではまだヒムラーの中での論理は一貫している。しかし、問題は残りの2人である。引用文中のドイツ語を付した部分から明らかのように、ユグノーであるということは、同時にゲルマンの血が流れていることを意味する。新教に帰依し旧教から弾圧を受けたことをもって、すでにその人々はゲルマンの血を持っていると言ってよいというわけである。

最後の、18日間耐えた将軍の例は、さらに極端である。名を忘れたと言いながら、あれほどの忍耐を持ってドイツ軍に抵抗できた人物はドイツ人であると主張している。

後半の2人の例から明らかになるのは、「血」という言葉を再三用いつつも、実際に血統がどうかは問題ではなく、思想傾向や行動こそが重要だということである。ヒムラーの内部では、ゲルマンの血が流れているから優れているというのではなく、優れているならゲルマンの血が流れているはずだ、という方向に思考が動いているのである。そこではもはや、政権獲得後まもなく（1933年4月7日）発布された「職業官吏再建法」（Gesetz zur Wiederherstellung des Berufsbeamtentums）以来の人種に関する考え方は、完全に覆されている。当該法律では、「『宗教』ではなく『血統』『人種』『血』が決定的」¹¹であり、「ユダヤ教信徒共同体に属していなくても『ユダヤ性』を問い追求できる」¹²とされていた。ユダヤ人は生まれた時点ですでに「ユダヤ性」を有しており、同様に、アーリア人は生まれた時点ですでにアーリア人と見なせるということであった。

だとすれば、「アーリア」も「ゲルマン」も、もはや実体ではなく、単なる概念に等しいものとなっていると言える。後に、ヒトラーは、東部占領地域で見出した金髪・碧眼の青年をドイツ本国

⁹ 全般にわたって事実の歪曲がはなはだしいが、ごく一部史実に基づいている部分もある。これが、ヒムラーに限らず、ナチ幹部たちの主張の危険さでもある。たとえば、1804年にオーストリア領となった現ウクライナのプロディでは、当初ドイツ語で教育が行われていたが、19世紀末財政難に陥り、ポーランドの支援を受けるようになると、ポーランド語で教育が行われるようになった。（Börries Kuzmany: Center and Periphery at the Austrian-Russian Border: The Galician Border Town of Brody in the Long Nineteenth Century. Austrian History Yearbook (University of Minnesota) vol.42. 2011. p.81.

¹⁰ Heinrich Himmler, Geheimreden 1933 bis 1945 und andere Ansprachen. S.127.

¹¹ 芝健介：『ホロコースト——ナチスによるユダヤ人大量殺戮の全貌』中公新書、2008年、34頁。

¹² 同上

で教育してドイツ人に仕立て上げようとするが、このこともまた、「アーリア」あるいは「ゲルマン」が、先天的から後天的、実体から概念に変化していたことを示している。

2

「アーリア」「ゲルマン」の指し示すものが変化しているなら、「ユダヤ」の意味するものも当然変化をこうむっているはずである。なぜなら、「ユダヤ」はいつも「アーリア」の対極にあるものを指しているからである。以上のことを確認するために、まずフランス降伏直後の1940年7月19日、ドイツ帝国議会で行ったヒトラーの演説から見ていくことにしよう。この演説の目的はイギリスに向けて和平の意思を表明することであるが、その前段階に当たる、ナチス政権のこれまでの成果を振り返り、イギリスの態度がいかに不当であったかを語る文脈において、「ユダヤ的」という言葉が散見される。

政権のこれまでの成果について、ヒトラーはつぎのように言う。

「国家社会主義の運動は、内政においては、ごく少数の金権民主主義的搾取者層があやつるユダヤ資本主義（jüdisch-kapitalistisch）の呪縛から解放されること、また外交においては、ヴェルサイユ体制の足枷から自由になることを表明してきた。…こうした見直しを何年もの間戦争なしで成し遂げたことは、これまた第三帝国の政権運営の成果の1つとして、我々皆が認識しているところである。」¹³

戦争なしで成し遂げられた成果とは、1935年の再軍備宣言、翌36年のラインラント進駐などを思い浮かべればよいであろう。ヒトラーによれば、こうした要求は本来英仏の強力な抵抗を招くはず

であるが、¹⁴ドイツ側の努力によって平和裡に解決することができたのだという。しかし、戦争によって私腹を肥やそうとする諸勢力は、ドイツを戦争に引き込もうと画策し、ついに戦争せざるを得ない状況に追い込んだのである。

「血にまみれたユダヤ資本主義の戦争煽動者たちは、そのように平和的な見直しがうまく進んでしまうと、自分たちの狂気じみた計画を実行する格好の機会が失われてしまうと思ったのだ。…この諸民族にばらまかれた国際的ユダヤ的毒（das internationale jüdische Völkergift）は、あらゆる健全な理性を破壊しようとますます活発に動き始めているのだ。」¹⁵

ユダヤ人は、世界の経済システムを操り、各地の戦争をあおって金儲けをしようとしているというわけである。

この演説から11ヶ月後の1941年6月22日、ソ連に侵攻し独ソ戦が開始されたこの日（バルバロッサ作戦）、ヒトラーはドイツ国民に向けて声明を発表し、この軍事行動がいかに必要なものであったのかを説明する。ここでも「ユダヤ」という言葉が散見するが、その指示内容は先に見た演説とはまったく異なる。

「…しかし今や、ユダヤアンゲロサクソン（jüdisch-angelsächsisch）の戦争煽動者と、モスクワ本部にいるボルシェヴィキの同じくユダヤ人（jüdisch）権力者たちの陰謀に立ち向かうべき時が到来したのだ。」¹⁶

共産主義はユダヤ人がばらまいているものとい

¹³ Max Domarus: Hitler. Reden und Proklamationen 1932-1945. Wiesbaden (R. Löwit) Bd. II, Erster Halbband. 1973. S.1541. 傍点は引用者によるもの。以下の引用でも同じ。

¹⁴ ラインラント進駐は、同地域を、ドイツ領でありながらドイツ軍が駐留できない地域であると定めたロカルノ条約（1925年）に反する行為であった。

¹⁵ Max Domarus: Hitler. Reden und Proklamationen 1932-1945. Bd. II, Erster Halbband. S.1541.

¹⁶ Max Domarus: Hitler. Reden und Proklamationen 1932-1945. Bd. II, Zweiter Halbband. Wiesbaden (R. Löwit) 1973. S.1731.

う主張は、ヒトラーの他の言説でも見られるものであるが、ここで興味深いのは、民主主義、資本主義、共産主義いずれも、ユダヤ人が行っている、あるいはユダヤ的なものであると述べられている点である。このように矛盾した用語法が可能となるのは、自らに敵対するものに、その都度その都度「ユダヤ的」との烙印を押していくからである。ここで言う「敵対するもの」とは、政治上対立する国家だけでなく、ナチズムとは相容れない思想も含む。つまり、「ユダヤ」は明確に何か特定のものを指すのではなく、「非ナチ」の総称である。だからこそ、敵対するものが変わるたびに、「ユダヤ」の指示内容も変化するのである。したがって、「ユダヤ」もまた概念である。

3

「ユダヤ」が実体から概念に変化したことによって、ユダヤ人政策も変貌をとげたのだろうか。また、そうだとしたら、それはどのような変化だったのか。以下では、こうしたユダヤ性の概念化を引き起こす、まさに契機となったと言える東欧地域——このことは、ヒムラーの演説を用いてすでに見ておいた。概念化は、彼らが東欧でアーリア人を発見したことから始まる——のケースを見ていくことにしよう。

東欧に侵攻していく中で新たに占領した地域におけるユダヤ人の連行は、地元の警察などの協力を得て行われていた。地の利がある彼らは、屋根裏や物置などに隠れているユダヤ人をも見つけ出し、ドイツ人に引き渡す役割を負っていた。¹⁷このような方法は、たしかに効率のよいものである一方で、別の見方をすれば、ユダヤ人の選別をドイツ人以外——すなわちそれは自動的に劣等民族を意味する——に任せてしまうことにもなる。あらかじめ、当該地域における反ユダヤ主義を煽つ

ておいたとはいえ、¹⁸他民族任せにすれば、本来連行されるべきでない人間が連行されたり、あるいは逆に、連行されるべき人間を取り逃がしたりする可能性に、たえず頭を悩ませなければならないはずである。しかし、ポーランド警察に関して言えば、1939年末から1943年に至るまで継続的に人員が増強されている。¹⁹彼らの任務はドイツ人の補助であり、この事実は両者の協力関係が長きにわたって存続していたことの証左である。

このときすでに「ユダヤ」が概念化していたのであれば、上記のような共犯関係が存続したことも納得できる。なぜなら、「ユダヤ」の概念化によって、ユダヤ人かどうかの選別は、もはや血統という（彼らがそう信じる）客観的な手法に拠ることができず、服装や行動を含む外見上の特徴、あるいは思考傾向といったあいまいなものに頼らざるを得なくなるからである。このことは、東欧の子どもたちのドイツ化計画に関する山本秀行の報告から確認することができる。

「ヒムラーは、ドイツに齒向かうパルチザンの子どもたちも、ドイツ化しようとしている。有名な例は、リディツェ村の事例である。ベーメン・メーレン保護領総督代理に就任したラインハルト・ハイドリヒが、1942年5月プラハで襲撃され、6月4日に死去すると、ヒトラーは報復としてリディツェ村の破壊を命じた。村の15歳以上の男性は射殺され、女性はドイツにある強制収容所に送られ、子ども98人のうち、現場でドイツ化可能と判定された3人と1歳以下の7人をのぞく、88人がウッチにある収容所に送られた。このうち『再ドイツ

¹⁷ Klaus-Peter Friedrich: Collaboration in a "Land without a Quisling": Patterns of Cooperation with the Nazi German Occupation Regime in Poland during World War II. *Slavic Review* (University of Illinois) vol. 64, no. 4. 2005. p.724.

¹⁸ 「独ソ戦前夜の1941年6月17日、帝国保安本部長官ラインハルト・ハイドリヒは、ドイツ軍に同行する4隊の特別行動隊の隊長に対し、口頭で、現地の共産主義者とユダヤ人の掃討を、ドイツ人の手によらず、現地住民による『自己浄化運動』として始動させるよう指示していた。」（野村真理：「1941年リーガのユダヤ人とラトヴィア人——ラトヴィア人のホロコースト協力をめぐって——」（前篇）」『金沢大学経済論集』第30巻、第1号、2009年、222頁。〕

¹⁹ Klaus-Peter Friedrich: Collaboration in a "Land without a Quisling". p.722.

化可能』と判定された7人は、その後、ドイツ風に改名して、養子にだされた。残りの81人は絶滅収容所で殺害されたといわれている。」²⁰

重要なのは引用9行目である。詳細な審査・検査を経ずに外見のみで判断し、「現場でドイツ化可能と判定された」人々がいたのである。それは同時に、ドイツ化不可能——つまり、絶滅収容所での殺害——の判定も、その場で下されたということの意味する。

この例から明らかなように、この時すでに「ユダヤ」は概念化されており、概念化は殺害過程の簡略化をもたらすことになる。実際にユダヤ人であるかはどうでもよく、ユダヤ人らしいと判断されればそれで十分だからである。²¹

ポーランド侵攻時、ユダヤ人政策は、ある一定の計画に基づいて実行されていた。まず奪還できた西プロイセン²²を、南北2つの「ガウ（「大管区」）」として帝国に併合し、それ以東のポーランドを「総督府」という形で、厳密にはドイツ領ではないが、実質的にドイツの管理下に入れた。新帝国領土には、ポーランド人だけでなく、ユダヤ人も多数居住していたが、純粋にドイツ人だけが住む土地にするために、非ドイツ人たちは「総督府」に強制移住させられた。たしかに、この計画（すなわち、特定地域のゲットー化）は最終的に

は頓挫することになるが、²³ある一定時期まではユダヤ人をまず明確に区別するという思考が働いていたことを示している。つまり、初め厳密に行われていたユダヤ人を区別するという方策は、途中で放棄されたのである。ゲットー化の失敗——その背後には、もちろん対ソ戦のいきづまりが大きく影響している——といった実際的な問題が先にあり、それが「ユダヤ」の概念化をもたらしたのか、またその逆であるのか、それを見極めるのは難しい。しかし、一方がなければ他方もまた起こりえないこともまた事実である。戦局が悪化すればかならず他民族の大量虐殺に行き着くわけではないし、²⁴「ユダヤ」が概念化したとしても、かならずそれが殺害に至るとは言えないのである。

*

1941年10月14日、ついにドイツ帝国本土からも大量のユダヤ人移送が開始され、移送先への到着後すぐに、数千人におよぶ人々が射殺された。これを機に殲滅の対象は西ヨーロッパにも拡大され、1942年7月にはオランダ、同10月にはノルウェーのユダヤ人の東方移送が相次いで開始されていく。²⁵

このユダヤ人狩りの西方への拡大にも、概念化が大きな役割を果たしている。この時期、イタリアの外相チャーノが、大本營のヒトラーを訪問しているが（1941年10月25日）、チャーノはその時語られたヒトラーの言葉を以下のように伝えてい

²⁰ 山本秀行：「ナチ人種主義再考——1942年9月16日のヒムラーの演説を読む——」〔「お茶の水史学」第54号、2011年、141～142頁。〕

²¹ 先に、「ヒムラーの内部では、ゲルマンの血が流れているから優れているというのではなく、優れているならゲルマンの血が流れているはずだ、という方向に思考が動いている」と述べた。ここで、ユダヤ人に対しても同様の思考法が用いられていることが分かる。ユダヤ人だから劣っている（あるいはユダヤの特徴を有している）のではなく、劣っている（あるいは、ユダヤ人に通じる特徴を有している）からユダヤ人であると断定するのである。

²² 第1次大戦での敗戦によって、ポーランドに割譲させられていた。

²³ 永峯は、「総督府」を統括するフランクが、「総督府」さえも早々にゲルマン化し、ユダヤ人を一掃するという企図を持っており、それが周辺地域との間でユダヤ人のいわば押し付け合いを引き起こし、最終的に東方におけるユダヤ人の大量虐殺につながっていった過程を詳細に描き出している。（永岑三千輝：「東ガリツィアにおけるホロコーストの展開」〔「関東学院大学『経済系』」第227集、2006年、60頁。〕）

²⁴ 一般論としては、戦局が悪化した場合でも——あるいは悪化したからこそ——他民族を労働力や兵士として動員することは可能である。実際、ナチス政権も1941年9月の時点では、ユダヤ人の労働動員を行っていた。（永岑三千輝：前掲論文、60～61頁）

²⁵ Ronnie S. Landau: "The Nazi Holocaust." London (I.B. Tauris) 1992. pp.322-323. なお、この時点ですでにユダヤ人は、ドイツおよび同盟国から他国に出国することは禁止されている。（ibid.）

る。

「今は(ナチ高官たちの間で)『ヨーロッパの連帯』という言葉がはやりのようだ。総統によれば、ヨーロッパは単に地理的な概念だけではなく、文化的・道徳的概念(ein kultureller und sittlicher Begriff)でもあるのだと言う。ボルシェヴィズムとの戦争において初めて、(ヨーロッパ)大陸の連帯が示されたのだ——そんなことが、彼の側近たちからも繰り返し口にされた。」²⁶

重要なのは、ドイツ語を付した部分である。ヨーロッパは概念である。そのような発言が、まさに西欧諸国からの移送が始まる時期に、はやり言葉のようにナチの高官たちの間で交わされていたのだという。たしかに、ヒトラーは以前から、演説等で「ヨーロッパ」という言葉を用いている。しかし、以下の引用に見るように、そこではまだヨーロッパは「地理的な概念」に過ぎない。

「今、我々の前には、戦争によって達すべき素晴らしい目標が示されている。それは、新しいヨーロッパを作り出すことだ。このヨーロッパは公正さ(Gerechtigkeit)によって実現される。そうして皆にとって公正であれば、軍備すら不要なものとなる。武装解除が可能となるのだ。」²⁷

この引用は、1940年1月30日、政権掌握7年を記念して行われたヒトラーの演説からのものである。彼によれば、今のヨーロッパは公正ではない。第1次大戦後、ヨーロッパは「国際連盟」などの試みを通じて、すべての国がともに繁栄できる平和な世界を目指したはずだった。しかしそこに働いていたのは、民族自決などとは裏腹の、ドイツを解体しようとする目論見であった。ヒトラーは

言う。

「そのようにして、民族自決など顧みられることもなく、ヨーロッパは切り刻まれ、引き裂かれ、大国(große Staaten)は解体させられた。そして、初めは武装解除することによって、その後さらに分割することによって、国民(Nationen)から権利を奪った。それが、(戦後長い時間を経過してもなお)この世界に勝者と敗者を残すこととなったのだ。」²⁸

「大国」と「国民」はいずれも複数で用いられているが、内容からドイツのことを言っているのは明らかである。「武装解除」とは、最低限の軍備しか持つことを許されなかったこと、「分割」は、「ポーランド回廊」を指していると考えられる。ヒトラーによれば、ドイツをこのような過酷な境遇に置くことで、ヨーロッパ全体が経済的にも文化的にも停滞しているのだという。つまり、この演説での「ヨーロッパ」は、ドイツの損失をおおげさに言うために用いられているものであり、使用箇所によっては「ドイツ」の同義語ですらある(引用には「ヨーロッパは切り刻まれ」とあるが、切り刻まれたのはドイツである)。

したがって、「ヨーロッパ」がこれまでと異なる意味で使われ始めたとする先の引用でのチャーノの実感正しい。

「ドイツ」「ユダヤ」に続いて、「ヨーロッパ」までも概念化したことが分かる。概念化とは実体から乖離することを意味するから、「ヨーロッパ」というただでさえあいまいな言葉が、さらにあいまいさを増したことになる。こうした思考の変化は、一見、ユダヤ人の虐殺の進行を止める方向に作用するようにも思われる。なぜなら、「ヨーロッパ」があいまい化すれば、その反対である「非ヨーロッパ」も、同時にあいまいなものになっていく

²⁶ Max Domarus: Hitler. Reden und Proklamationen 1932-1945. Band II. Zweiter Halbband. S.1769. () 内は、引用者による補足。以下の引用でも同じ。

²⁷ Max Domarus: Hitler. Reden und Proklamationen 1932-1945. Band II. Erster Halbband. S.1453.

²⁸ ibid.

はずだからである。²⁹「ヨーロッパ」も「非ヨーロッパ」も、あいまいになった中で、もはや特定のターゲットを標的にすることなど不可能になると考えることもできよう。

しかし、事態はそうはならなかった。以下において、「ヨーロッパ」の概念化がもたらしたものは何だったのか、見ていこう。

4

ナチス政権はその初期から、IBM によるパンチ式の個人情報カードに目を付け、政策の立案に利用しようとしていた。パンチ式のカードとは、どの欄の何番目にパンチ穴があるかによって、その人物の特性・属性が分かり、さらに専用の機械にカードを投入し、集めたい特性を設定してソートをかければ、該当する人物をリストアップしてくれるというものである。当初、ドイツにある IBM の子会社（Dehomag 社）と協力しながら進められたのは、データの福祉分野での活用であった。³⁰

しかし、単なる平和利用で済むはずはなかった。1939年5月、政府は大量の作業員を募集し、ドイツ帝国内すべての人民のデータ化に乗り出す。その際、血統に関する調査も行われ、すべての世帯主は一家の血筋について詳細に報告しなければならなかった。³¹

やがて、パンチ式カードは、すべての収容所において、収容者の把握のために使用されることになる。カードそのものの製造を請け負っていたのは、最大の収容所アウシュヴィッツであった。³² このときから、「ユダヤ人たちの運命は、胸によく見えるように付けなければならない六角形の星によってではなく、ホレリスのパンチカード機によって穴が開けられ、ソートされる80の項目に

よって決定されることになった。」³³

ここには人間観の変化とも言えることが起こっている。

概念化された「ドイツ」も「ユダヤ」も、その内部の多様性を無視し、民族によって類型化する思考である。すなわち、「ユダヤ人ならこうである」、あるいは「こうならばユダヤ人である」と結論づけてしまうことである。しかし、パンチ式カードは、そうした民族による類型化とは相容れない。カードにおいて「民族」は——たとえ最も重要であったとしても——数多くの項目の中の1つであり、同じユダヤ人であったとしても、その他職業・技能等の項目はそれぞれ全く異なる、という状況も多々生じうるからである。

この状況は偶然の産物ではない。明らかに意図的に作られたものである。つまり、ナチズムの中で、人間を民族として一律にではなく、それぞれに固有の特徴を持った集合体として捉える（あるいは、そう捉えた方が自らの利益になる）という人間観の変化があり、それが反映されたものである。ただし、その影響関係は逆——パンチカードを導入したことで、人間観の変化が起きた——ではない。なぜなら、収容者個別の特性を把握したいというのは、何よりも現場である収容所自身が望んでいたものであったからである。必要な場所に必要な力、能力を持った人間を互いに融通しようというのが、収容所幹部たちの意図であった。

しかし、前述のように、こうした変化もユダヤ人への残虐行為を緩和する方向へは向かわなかった。

収容者ごとに個別の特性を把握することが意味するのは、いわば人間の目録化である。その目録に多くの情報が盛り込まれれば盛り込まれるほど、それは現実の人間の姿をより詳細に写し取ったものとなる。実際、カードをソートすることによって、収容者の移送先を決めていたわけだから、カー

²⁹ 「ドイツ」の概念化に続いて、対極にある「ユダヤ」の概念化が起こったことは、すでに見ておいた。

³⁰ Edwin Black: IBM und der Holocaust. In: Der Spiegel 7/2001(12.02.2001). „Hollerith in der Hölle.“ S.48.

³¹ ibid. S.48f.

³² ibid. S.54.

³³ ibid. なお、ホレリスはパンチ式カードシステムの考案者。彼が1896年に設立した会社は、後に他社と合併して IBM となった。

ドへの操作がそのまま現実の人間の処遇に結びついていたと言える。つまり、カードを管理できるということは、ユダヤ人をすべて手中に収めたことに等しい。

オランダ占領後³⁴の1941年10月2日、アムステルダムを管轄する長官ベームカーは、ある手紙の中で以下のように述べている。

「指令6/41のおかげで、今や我々はオランダのすべてのユダヤ人を掌握することができた。」³⁵

「指令6/41」とは、1941年1月に出された、オランダ国内に住むすべてのユダヤ人に申告を義務づけたものである。ユダヤ人の目録化は、彼らを労働力と見て有効活用するだけでなく、自分たちこそが彼らの運命を握る立場にあり、彼らを意のままにできるという思考に導くのである。

そこには、古い伝統を守り続ける東方ユダヤ人と、西欧に同化した西方ユダヤ人といった旧来の区分はもはや存在しない。占領した地域において大量虐殺が行われたことは事実であるが、侵攻と同時に虐殺が開始されたポーランド等東部地域とは異なり、オランダ等西欧では、占領後すぐに連行が開始されたわけではなかった。このことは、開戦以来ある時期までは西方・東方の区別が明らかに存在したことを示している。ナチの幹部たちの中での思考が変化したことにともなって、ついにこの区別も消滅するに至ったのである。

＊

『我が闘争』にはすでに「東方植民地」への言及がある。しかし、その構想と、実際に行った結果の間には大きな乖離がある。『我が闘争』における「東方植民地」が、増加の一途をたどる（と彼が主張する）ドイツ民族を移住させるための地であった一方、戦時中当該地域は、もっとも激烈

な殺戮の場となった。

本稿では、直線的に結びつくことのない、ドイツ人の移住からユダヤ人の殺害へ至る過程には種々の論理転換があるとの前提のもと、その変化の一端を追った。その結果、明らかになったことは、民族に対する狂信というよりはむしろ、民族が実体から概念へとあいまい化し、最終的には消滅することによって、大量虐殺へと至るということであった。概念となった「ドイツ」「ユダヤ」は「ヨーロッパ」に取って代わられ、さらには当時の最新の技術に支えられた人間のデータ化によって、その意味さえ失うこととなったのである。

たしかに、本稿で引用した永峯らの研究が指摘するように、戦局の悪化がユダヤ人政策にもたらした影響も大きい。しかし、それを下支えした論理の転換もまた、見過ごされてはならないのである。

³⁴ わずか5日間の攻撃の後、オランダがドイツに降伏したのは、1940年5月15日のことである。

³⁵ *ibid.* なお、「掌握する」に対応するドイツ語には „in der Tasche haben“ が用いられている。

Der Nazismus, als Prozess der gedanklichen Perspektivänderungen betrachtet

WATANABE Masanao

(European & American Cultures, Cultural Systems Course)

In „Mein Kampf“ betont Hitler schon die Notwendigkeit der Ostkolonien, um der stetig steigenden deutschen Bevölkerung neuen „Lebensraum im Osten“ zu verschaffen. Aus verschiedenen Dokumenten folgte 1959 der englische Historiker Trevor-Roper, dass Hitler auch später in der Kriegszeit diese Ansichten nicht geändert habe und diese wichtige Motive zur Kriegsführung und zum Genozid beinhaltet haben.

Wenn man jedoch nicht nur den Inhalt der Behauptungen Hitlers, sondern auch seine Erzählweise berücksichtigt, erklärt sich diese Deutung zwar als nicht falsch, aber auch nicht als ganz richtig. Er zeigt die Notwendigkeit der Ostkolonien als eine der vier Möglichkeiten, um Deutschland aus der Hungersnot zu retten. Vom Plan der Ostkolonien über den Krieg bis hin zum Genozid gibt es mehrere Gedankensprünge.

In der vorliegenden Arbeit wird untersucht, wann und welche Gedankenänderungen geschehen seien und zum Genozid geführt hätten.

Zum Genozid gibt es vier Stufen:

1. Undeutlichwerden der Definitionen zum Deutschtum
2. Undeutlichwerden der Definitionen zum Judentum
3. Undeutlichwerden der Definitionen zu Europa
4. Änderungen des Menschenbildes

Nun könnte man annehmen, dass das Undeutlichwerden dieser Definitionen die Prozesse der Ermordungen verhindern könnte. Jedoch war das Gegenteil der Fall. Es erleichterte diese ungemein: Ohne genaue und eindeutige Definitionen kann man auf undeutliche, willkürliche Kriterien stützen. Vor dem Krieg hatte man wie in den Nürnberger Gesetzen mit den deutlichen (natürlich nur für die Nazis deutlich) Kriterien geurteilt.

Die Änderungen im Menschenbild ist der letzte und meines Erachtens der wichtigste Sprung, der zum Genozid führt. Zu Beginn des Krieges wurden Lochkarten von einer IBM-Tochtergesellschaft eingeführt, um die Daten der Häftlinge in den KZ zu verwalten. Das anfängliche Ziel dieser Karten war es, Häftlinge, die unterschiedliche Fähigkeiten hatten, zur ihnen geeigneten Arbeit auszunutzen. Das bedeutet, dass die Nazis Häftlinge (hauptsächlich Juden) nicht als das ganze Volk, sondern als einzelne Personen zu betrachten begannen. Aber auch diese veränderte Betrachtungsweise wirkte nicht positiv. Es ist bald in den Hintergrund gerückt, und ein neuer Gedanke ist hervorgetreten: Am 2. Oktober 1941 schrieb der NS-Stadtkommissar von Amsterdam, dass sie jetzt alle niederländischen Juden in der Tasche hätten.

Man denkt, extrem völkische Gedanken führten zum Genozid. Das Gegenteil: Der Genozid wurde verursacht, indem man völkische Begriffe undeutlicher machte.

記述的規範と人数が歩行者の信号無視に及ぼす影響

佐 藤 祐 也

(人文学部人間文化学科)

大 杉 尚 之

(文化システム専攻 心理・情報領域担当)

1. はじめに

交通を円滑に行うために、赤信号を渡ってはいけないことが道路交通法に定められている。しかし交通法規として認知されているにも関わらず、信号無視をする歩行者が存在し、社会的問題となっている。この問題の原因として、歩行者の信号無視に対する悪質性意識の低さが挙げられる。小林・内山・松本(1977)は、歩行者の信号無視に対する悪質性の評価、罪悪感、抵抗感がドライバーのそれと比較して大幅に低いことを報告した。また、罪悪感や抵抗感が低下する原因として周囲の他者の影響が考えられている。長山(1989)は、他人もルールを破っていると認知することが、信号無視行動に対する心理的抵抗を小さくすると述べている。すなわち、歩行者は「信号無視をしてはいけない」という規範意識があるにも関わらず、実際の行動判断では他者がとる行動に影響されることが多いといえる。

交通場面における行動を説明する変数として、2つの社会的規範が考えられている(Cialdini, Kallgren & Reno, 1991)。命令的規範(injunctive norm)と記述的規範(descriptive norm)である。命令的規範は、多くの人々によって適切・不適切が一義的に知覚され、社会的報酬や罰をもって行動が志向されるものである(e.g., Staub, 1972)。交通場面における命令的規範は、赤信号を渡ってはいけないという法律(道路交通法7条の信号機の信号に従う義務)である。一方、記述的規範は、多くの人々が実際にとる行動によって示されるものである。つまり、周囲の他者がとる行動を、その状況における適切な行動の基準であると知覚す

ることに基づいている規範である(Thibaut & Kelley, 1959; Cialdini, 1988)。交通場面における記述的規範は、周囲の他者が赤信号を渡っているか、止まっているかである。

歩行者の信号無視行動に命令的規範と記述的規範が及ぼす影響は、信号無視行動を自然観察した研究において示された(e.g., 北折・吉田, 2000a; Rosenbloom, 2009)。北折・吉田(2000a)は、命令的規範と記述的規範のどちらに従って行動が生起するかを検討した。信号が青になるまで観察対象が止まっていたか、その時の周囲の他者の行動が示す記述的規範は何かの観点で行動を分析した。その場にいるうち過半数が、明らかに信号無視して渡ったことを意味する“渡れ”，その場にいるうち過半数が、明らかに渡らずに止まっていることを意味する“止まれ”，周囲の他者がおらず1人であったことを意味する“ニュートラル”の3つの記述的規範に基づき行動を分類した。その結果、記述的規範が“渡れ”である場合は渡る傾向が強いこと、“止まれ”である場合、これに従って止まる傾向が強いことが明らかになった。ニュートラルではこのような違いは見られなかった。以上から、個人の行動判断が記述的規範に影響されることが示された。

北折・吉田(2000a)で示された記述的規範が信号無視行動に及ぼす影響には個人差があり、以下の3つの行動パターン(確信犯型、同調型、遵守者型)が提案された。確信犯型は記述的規範が“止まれ”や“ニュートラル”時にも渡る歩行者、同調型は記述的規範どおりに渡ったり、止まったりする歩行者、遵守者型は記述的規範が“渡れ”や“ニュートラル”時に止まっている歩行者であっ

た。場面想定法を用いた質問紙調査の回答パターンから3つに分類した結果、確信犯型が28%、同調型が56%、遵守者型が16%であった（北折, 1999）。すなわち全体の半数以上が同調型であり、記述的規範の影響を受けて信号無視行動を行っていることが示された。また、北折・吉田（2000a）は、記述的規範が信号無視に関連した規範意識や感情に及ぼす影響を検討した。その結果、記述的規範が“止まれ”の場合（周囲の他者が止まっている場合）には、そうでない場合に比べて信号無視への許容度が低下し、赤信号に意識を向け、周囲への意識を高めていたことが明らかとなった。

北折・吉田（2000a）や北折（1999）では、周囲の他者の行動が信号無視行動や規範意識に影響することが示された。しかし、この研究では周囲にいる他者の行動を記述的規範の基準にしているが、周囲の他者の人数については検討していない。周囲の他者の人数の増加は、社会的な圧力を強くするために記述的規範の強さに関わる変数の一つであることが予想される。Asch（1955）は、周囲の他者の人数が増加するほど、個人判断が周囲の判断に影響を受けることを示した。わざと誤答を言う実験協力者（サクラ）の数が2人、3人と増えるほど、サクラの数が1人の時と比べて、同調する実験参加者数が増加した。また、違反行動が周囲の違反者の行動に影響を受けることは、北折・吉田（2000b）の大学内の駐輪禁止区域での駐輪行動についての調査でも示されている。すでに置かれている違反自転車の台数（記述的規範）を操作した結果、台数が増加するにつれて、駐輪違反行動が増加することが示された。以上の研究と同様に、周囲の人数が信号無視行動においても影響する可能性がある。

そこで本研究は場面想定法を用いた質問紙調査によって、周囲の人数が信号無視行動や信号無視に関連した規範意識、感情に及ぼす影響を検討した。記述的規範の異なる2つの状況（止まれ、渡れ）を提示し、回答者を周囲に流されず信号無視をする確信犯型、周囲の他者と同じ行動をする同

調型、周囲に流されず信号無視をしない遵守者型の3つの行動パターンに分類した。その上で、周囲の他者の人数の増加に伴って確信犯型、遵守者型から同調型に変わっていくかを検討した。以下のように予測した。

予測1：周囲の人数が増加するほど記述的規範の影響力が増すことで、同調型が増え、確信犯型や遵守者型が減る。

予測2：周囲の人数が増加し記述的規範の影響力が増すにつれて、信号無視への許容度がより大きく低下する。

予測3：確信犯型は信号無視への許容度が低下することで同調型に変化する。一方、遵守者型は信号無視への許容度が上昇することで同調型に変化する。

2. 方 法

調査参加者 国立Y大学の学生100人（男性26名、女性65名、性別について無記名9名）を対象とした。2016年11月に開講された講義科目を受講する学生に対し、複数の教室で実施した。講義終了後に質問紙を配布し、その場での回答および提出、または次週の講義での提出を求めた。

場面想定 最初に調査参加者に交通場面に関する文章を読ませ場面想定をさせた（付録1）。場面設定は北折・吉田（2000a）の研究1において自然観察した状況に基づいたものであった。

質問紙内容 場面想定の後、自分以外の人が「赤信号を渡っている状況（記述的規範：渡れ）」と「赤信号を待っている状況（記述的規範：止まれ）」の2つにおいて、信号無視をするか回答を求めた（付録2）。加えて、その時の規範意識と感情について調べるために北折・吉田（2000a）の研究2を参考にして、自分が信号無視することへの許容（1：許せない－7：許す）、周囲への意識（1：気にならない－7：気になる）、自分の行動に対する自信（1：自信なし－7：自信あり）、赤信号への意識（1：意識なし－7：意識あり）の4項目を設定し、7件法で回答を求めた。以上に

ついて、周囲の人数が1人の時（2人組条件）から4人の時（5人組条件）までの4つの状況で回答を求めた。すなわち、場面想定した際に自分と周囲にいる人数の合計を要因とした1要因4水準（2人組、3人組、4人組、5人組）の参加者内計画であった。尚、質問紙は2人組から5人組まで4つの水準をランダムに並び替えて、提示順序が回答に及ぼす影響を取り除いた。以下のような条件設定であった（Nは2から5）。

N人組条件：

あなたともう（N-1）人、合わせてN人で赤信号を待っている。

状況1：（N-1）人が赤信号を渡っている。あなたは信号無視をするか。

状況2：（N-1）人が赤信号を待っている。あなたは信号無視をするか。

3. 結 果

3.1. 全体的な傾向の分析

歩行者の行動 調査参加者から得た回答から歩行者を同調型、遵守者型、確信犯型の3行動パターンに分け、2人組条件から5人組条件までのそれぞれの回答者数を算出した（Fig. 1）。状況1（記述的規範：渡れ）で信号無視をする、状況2（記述的規範：止まれ）で信号無視をしない行動パターンを同調型、状況1と状況2の両方で信号無視をしない行動パターンを遵守者型、状況1と状況2の両方で信号無視する行動パターンを確信犯型とした。尚、状況1で信号無視をしない、状況2で信号無視をする行動パターンも選択肢としてはあ

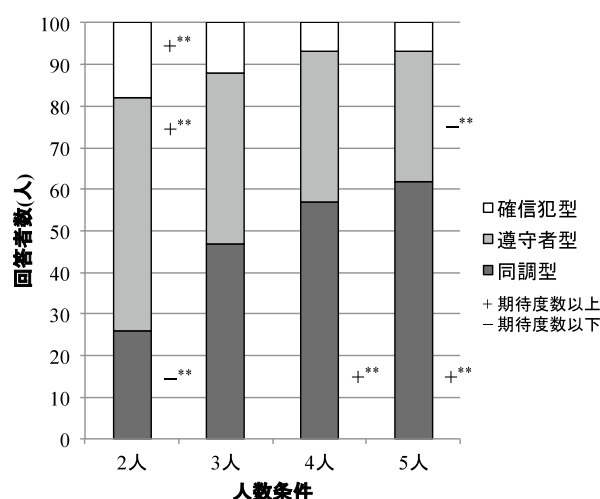


Fig.1. 周囲の人数の違いによる歩行者の行動パターンの変化（* $p<.05$, ** $p<.01$, 残差分析）

り得るが、今回は、そのようなケースは見られなかったので分析の際に考慮しなかった。

歩行者の行動の型（確信犯型、遵守者型、同調型）と人数条件（2人組、3人組、4人組、5人組）を 3×4 のクロス集計表としてまとめ、カイ2乗検定を用いて検定した結果、有意差が見られた（ $\chi^2(6) = 31.87, p < .01$ ）。残差分析の結果（ $p < .05$ ），同調型は、2人組条件では期待値よりも有意に少なく、4人組条件と5人組条件では有意に多かった。遵守者型は2人組条件では期待値よりも有意に多かったが、5人組条件では有意に少なかった。また確信犯型は2人組条件でのみ期待値よりも有意に多かった。

規範意識と感情 規範意識と感情についての評定値をTable 1に示す。4項目の回答（自分が信号無視することへの許容、赤信号への意識、周囲

Table 1. 周囲の人数による規範意識および感情の変化（ $^{\dagger} p < .1, * p < .05, ** p < .01$ ）

	人数（人）				F
	2	3	4	5	
自分が信号無視することへの許容	3.9	4.0	4.2	4.3	5.1**
周囲への意識	4.4	4.6	4.7	4.6	2.3 †
自分の行動に対する自信	4.7	4.5	4.5	4.5	1.9
赤信号への意識	5.4	5.3	5.3	5.2	3.0*

Table 2. 確信犯型と遵守者型の周囲の人数による規範意識および感情の変化（* $p < .05$, ** $p < .01$ ）

グループ	規範意識および感情	人数（人）				F
		2	3	4	5	
確信犯型	自分が信号無視することへの許容	6.3	5.8	5.9	5.6	2.9*
	周囲への意識	3.0	3.8	4.3	4.4	8.4**
	自分の行動に対する自信	4.9	4.8	4.9	4.8	0.2
	赤信号への意識	5.3	5.3	5.3	5.2	0.1
遵守者型	自分が信号無視することへの許容	2.8	3.1	3.3	3.6	9.0**
	周囲への意識	4.6	4.7	4.7	4.7	0.1
	自分の行動に対する自信	5.1	4.7	4.8	4.7	3.6*
	赤信号への意識	5.8	5.5	5.6	5.5	1.9

への意識、自分の行動に対する自信）についてそれぞれ分散分析を行った。まず、自分が信号無視することへの許容について人数条件（2人組、3人組、4人組、5人組）を参加者内要因とする1要因分散分析を行ったところ、主効果が有意であった（ $F(3, 297) = 5.11, p < .05$ ）。ライアン法を用いて多重比較を行ったところ、2人組条件と5人組条件間（ $t(297) = 3.64, p < .05$ ）、3人組条件と5人組条件間（ $t(297) = 2.67, p < .05$ ）に有意差が得られた。その他の条件間には有意差が見られなかった（ $ts(297) < 2.4, ps > .05$ ）。赤信号への意識について同様の分析を行ったところ主効果が有意であった（ $F(3, 297) = 3.01, p < .05$ ）。多重比較を行ったところ、2人組条件と5人組条件間に有意差が見られた（ $t(297) = 2.87, p < .05$ ）。その他の条件間には有意差が見られなかった（ $ts(297) < 2.04, ps > .05$ ）。周囲への意識の主効果は有意傾向であり（ $F(3, 297) = 2.38, p = .07$ ）、人数の増加に伴い周囲への意識が高まる傾向があることが示唆された。また、自分の行動に対する自信の主効果は有意ではなかった（ $F(3, 297) = 1.9, p = .13$ ）。

3. 2. 各グループの傾向の分析

2人組条件における確信犯型を確信犯型グループ、2人組条件における遵守者型を遵守者型グループとして、各グループの参加者が3人組条件、

4人組条件、5人組条件ではどの型に移行したか算出した。確信犯型グループ18人のうち、3人組条件では6人、4人組条件と5人組条件では11人が同調型になった。また、遵守者型グループ56人のうち、3人組条件では16人、4人組条件では21人、5人組条件では26人が同調型になった。同様の分析を2人組条件において同調型であった26人に対しても行った結果、周囲の人数が増加しても25人が同調型のままであり、1人だけが遵守者型に変わった。その他の移行パターンは見られなかった。

遵守者型と確信犯型から同調型に移行した際の規範意識や感情の変化を調べるために、遵守者型グループと確信犯型グループのデータをそれぞれ抽出し、これらの規範意識や感情の変化の分析を行った（Table 2）。確信犯型グループと遵守者型グループについて4項目の回答についてそれぞれ人数条件を参加者内要因とする分散分析を行った。その結果、確信犯型グループでは、自分が信号無視することへの許容の主効果が有意であった（ $F(3, 51) = 2.91, p < .05$ ）。多重比較を行ったところ、2人組条件と5人組条件間に有意差が得られた（ $t(51) = 2.87, p < .05$ ）。その他の条件間には有意差が見られなかった（ $ts(51) < 2.05, ps > .05$ ）。周囲への意識について同様の分析を行ったところ、主効果は有意であった（ $F(3, 51) = 8.35, p < .05$ ）。多重比較を行ったところ、

2人組条件と3人組条件間 ($t(51) = 2.46, p < .05$), 2人組条件と4人組条件間 ($t(51) = 4.22, p < .05$), 2人組条件と5人組条件間 ($t(51) = 4.4, p < .05$) に有意差が得られた。その他の条件間には有意差が見られなかった ($ts(51) < 1.94, ps > .05$)。また、自分の行動に対する自信 ($F(3, 51) = 0.246, p = .86$) と赤信号への意識 ($F(3, 51) = .098, p = .96$) の主効果は有意ではなかった。

遵守者型グループについても規範意識と感情の変化について同様の分析を行った (Table 2)。自分が信号無視することへの許容の主効果が有意であった ($F(3, 165) = 9.03, p < .05$)。多重比較を行ったところ、2人組条件と4人組条件間 ($t(165) = 3.27, p < .05$), 2人組条件と5人組条件間 ($t(165) = 4.96, p < .05$), 3人組条件と5人組条件間 ($t(165) = 3.27, p < .05$) に有意差が得られた。その他の条件間には有意差が見られなかった ($ts(165) < 1.69, ps > .05$)。自分の行動に対する自信について同様の分析を行ったところ、主効果が有意であった ($F(3, 165) = 3.57, p < .05$)。多重比較を行ったところ、2人組条件と3人組条件間 ($t(165) = 2.9, p < .05$), 2人組条件と4人組条件間 ($t(165) = 2.34, p < .05$), 2人組条件と5人組条件間 ($t(165) = 2.68, p < .05$) に有意差が得られた。その他の条件間には有意差が見られなかった ($ts(165) < .56, ps > .05$)。また、周囲への意識 ($F(3, 165) = 0.136, p = .94$) と赤信号への意識 ($F(3, 165) = 1.915, p = .13$) の主効果は有意ではなかった。

4. 考 察

本研究の目的は、場面想定法を用いた質問紙調査によって記述的規範と周囲の人数が信号無視行動、規範意識、感情に及ぼす影響を検討することであった。以下の3つの予測を立てた。

予測1：周囲の人数が増加するほど記述的規範の影響が増すことで、同調型が増え、確信犯型や遵守者型が減る。

予測2：周囲の人数が増加し記述的規範の影響が増すにつれて、信号無視への許容度がより大きく低下する。

予測3：確信犯型は信号無視への許容度が低下することで同調型に変化する。一方、遵守者型は信号無視への許容度が上昇することで同調型に変化する。

調査の結果、周囲の人数が増加するにつれて、同調型が増加し、確信犯型と遵守者型が減少することが示された。すなわち、「周囲の人数が増加するほど記述的規範の影響が増すことで、同調型が増え、確信犯型や遵守者型が減る」とした予測1と一致する結果が得られた。この結果から、赤信号を待っている集団の人数が多くなるほど信号無視行動が抑制されること、赤信号を無視している集団の人数が多くなるほど信号無視行動が促進されることが考えられる。つまり、周囲の人数は記述的規範の強さに関わる変数であることが明らかとなった。また、規範意識と感情においては、「周囲の人数が増加するにつれて信号無視に対する許容度がより大きく低下する」という予測2と一致する結果が得られた。これは周囲の人数が増加し記述的規範の影響が増すにつれて、命令的規範（赤信号）の影響力が弱まっていることを示している。この傾向は、赤信号に対する意識が有意に低くなり、周囲への意識が高まっていく傾向が示されたことから見てとれる。

本研究では、周囲の人数が増加するほど、同調型が増加していくことが明らかになった。北折・吉田 (2000a) では、周囲のとり行動（記述的規範）に、個人の行動判断が直接影響されることが示されたが、周囲の人数の増加によって歩行者の行動パターンが変化するのかが明らかではなかった。しかし、Asch (1955) や北折・吉田 (2000b) では、周囲の他者の人数が判断に影響を及ぼすことが示されていた。これらを踏まえ調査したところ、周囲の人数が増加することで同調型が増え、記述的規範が“渡れ”の時は渡る人が多くなり、記述的規範が“止まれ”の時は止まる人が多くなること

が示された。すなわち、北折・吉田（2000a）が示した記述的規範の効果は、周囲の人数により増大することが明らかになった。この研究と一致する結果は、交通場面を観察した研究で示されている（Rosenbloom, 2009; Brosseau et al., 2013）。横断歩道にて自然観察を行った結果、赤信号を待っている歩行者数と信号無視行動数には負の相関があり、待っている他者の人数が信号無視行動を抑制することが示唆された。これは確信犯型や遵守者型が同調型に変化したために生じた可能性がある。今後の研究では、現実場面での観察で確信犯型や遵守者型の行動がどのように変容するかを検討する必要がある。

また、本研究では規範意識や感情の傾向について検討した結果、周囲の人数が増加するにつれて、自分が信号無視することへの許容が大きくなっていくこと、赤信号への意識が低くなっていくことが示された。北折・吉田（2000a）では、記述的規範が“止まれ”の場合に、歩行者が赤信号を意識し、周囲の他者を気にするような認知や感情が喚起され、命令的規範が優位になることが示された。本研究では、周囲の人数が増加するにつれて赤信号（命令的規範）に対する意識が低くなり、記述的規範の影響を強く受けることで信号無視に対する許容が大きくなることが示された。この結果より、赤信号時に周囲の他者を気にするような認知や感情が喚起されるかは、周囲の人数に依存していると考えられる。周囲の人数が少ない場合には赤信号に対する意識が高く、信号無視に対する許容は小さいが、多くなるにつれて赤信号に対する意識が低く、信号無視に対する許容は大きくなると考えられる。このような周囲の人数の増加に伴う規範意識や感情の変化が、信号無視行動における「同調型」の増加につながったと考えられる。

本研究では、2人組条件における確信犯型を確信犯型グループ、2人組条件における遵守者型を遵守者型グループとして、規範意識と感情の変化の分析を行った。その結果、自分が信号無視をす

ることの許容度の推移パターンが確信犯型グループと遵守者型グループで逆傾向になっていた。すなわち確信犯型グループでは、人数の増加に伴い自分が信号無視をすることの許容度が低くなっていったのに対して、遵守者型グループでは、許容度が高くなっていった。この結果は、「確信犯型は信号無視への許容度が低下することで同調型に変化し、遵守者型は信号無視への許容度が上昇することで同調型に変化する」という予測3と一致する。また、確信犯グループでは人数の増加とともに周囲への意識が変化していたのに対し、遵守者型グループでは自分の行動に対する自信が変化していた。以上より、確信犯型グループは、周囲の人が1人の場合には周囲の人の行動に関わらず信号無視をするが、赤信号を待っている周囲の人数が増加すると、信号無視に対する許容が小さくなり、周囲への意識が高まることで、信号無視が抑制され同調型へと変化したと考えられる。逆に、遵守者型グループは、周囲の人が1人の場合には周囲の人の行動に関わらず信号無視せずに待つが、信号無視をする周囲の人数が増加すると、信号無視に対する許容が大きくなり、自分の行動に対する自信が小さくなることで、信号無視が促進され同調型へと変化したと考えられる。

本研究では、周囲の人数が増加するにつれて、確信犯型や遵守者型が同調型に変化することが示されたが、4人から5人に変化した際には変化量が少なかった。これは、Asch（1955）の結果と一致する。Asch（1955）の実験では、サクラの数が2人、3人と増えるほど同調する実験参加者が増加したが、4人以上はサクラを増やしても顕著な影響は見られなかった。本研究でも同様の結果が示されたことから、周囲の人数が及ぼす影響は線形に増加するのではなくしだいに頭打ちになるのではないかと考えられる。恐らく、人数を増やせば増やすほど一人増やしたことのインパクトが少なくなるためであると考えられる。

本研究では、記述的規範と周囲の人数が信号無視行動、規範意識、感情に及ぼす影響を検討した。

歩行者の行動については、赤信号を渡ったり、止まったりしている周囲の他者の人数が増加するほど、周囲の行動に合わせる同調型が増加することが明らかになった。また、規範意識と感情については、周囲の人数が増加するにつれて赤信号（命令的規範）に対する意識が低くなり、記述的規範の影響を強く受けることで信号無視に対する許容

が大きくなることが明らかとなった。交通場面における歩行者の行動は、危険行為敢行度に関する観察（宇留野，1964），横断歩行者の事故分析（橘田・津村・高田，1967a, 1967b; 小島・池之上，1979）など交通心理学的観点から検討されることが多いが、今後は規範的意識を操作した検討も重要になると考えられる。

付録 1. 場面想定 of 教示

今あなたは徒歩である目的地へと向かっています。そこには約束の時間までにたどり着かなければいけません。とある交差点に差し掛かったとき、歩行者信号が赤へとかわりました。その道路の幅は7mであり、車が来ていなければすぐにわたり終えられる距離です。また、歩行者信号が赤になっている時間は、平均55秒です。車の通行量は、時間帯により多少変動しますが、歩行者信号が赤の間に、平均5台の車の通過が見られます。端的に言えばこの交差点は、車が通過してから次に車が来るまで10秒程度の間隔が空いており、信号を無視して渡ることが明らかに可能です。

以上のことを踏まえて、質問に答えてください

付録2. 質問項目例（5人組条件）

あなたと四人、合わせて五人で赤信号を待っています。

①四人が赤信号を渡っています。あなたは信号無視をしますか？

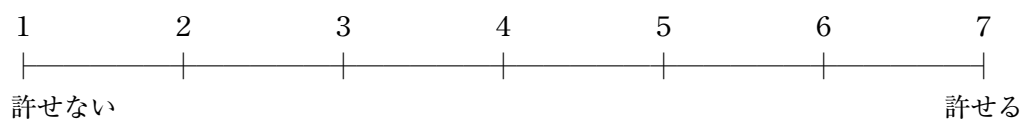
1. する 2. しない

②四人が赤信号を待っています。あなたは信号無視をしますか？

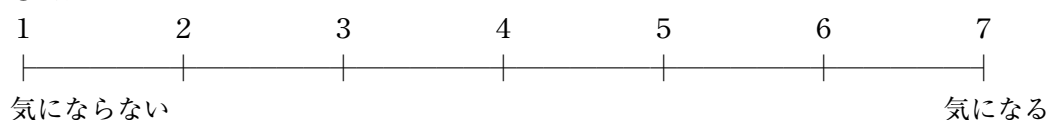
1. する 2. しない

その時の感情について以下の質問に答えてください

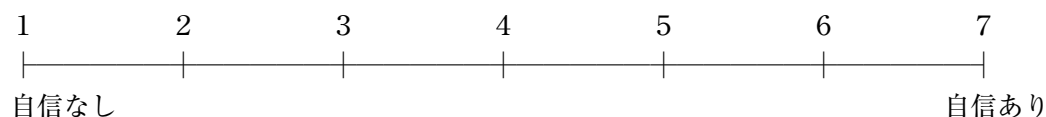
①自分が信号無視することへの許容



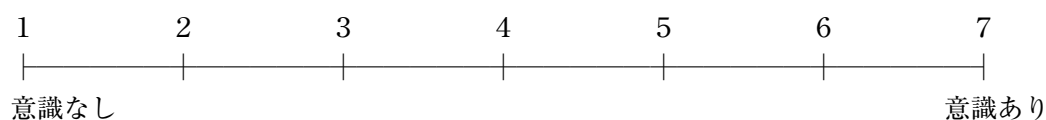
②周圀への意識



③自分の行動に対する自信



④赤信号への意識



引用文献

- Asch, S. E. (1955) . Opinions and Social Pressure Scientific American, 193, 31-35.
- Cialdini, R.B. (1988) . *Influence: Science and practice*. Scott, Foresman and Company. (社会行動研究会 (訳) 1991影響力の武器－なぜ人は動かされるのか－, 誠信書房)
- Cialdini, R.B., Kallgren, C.A., & Reno, R. R. (1991). A focus theory of normative conduct: A theoretical refinement and reevaluation of the role of norms in human behavior. In M.P.Zanna. (Ed.) , *Advances in experimental social psychology*. Vol.24, New York: Academic Press, pp.201-234
- 北折充隆・吉田俊和 (2000a). 記述的規範が歩行者の信号無視行動に及ぼす影響 社会心理学研究, 16, 73-82.
- 北折充隆・吉田俊和 (2000b) 違反抑止メッセージが社会規範からの逸脱行為におよぼす影響について－大学構内の自転車の駐輪違反に着目したフィールド実験－ 実験社会心理学研究, 40, 28-37.
- 小島幸夫・池之上慶一郎 (1979) 信号交差点における歩行者事故の潜在性に関与する交通現象 科学警察研究所報告交通編, 20, 71-75.
- 小林 實・内山絢子・松本弘之 (1977). 交通違反の悪質性意識 科学警察研究所報告交通編, 18, 51-61.
- 橘田 潮・津村 茂・高田 弘 (1967a) 横断歩行者の実態と事故分析 (第1報) 科学警察研究所報告交通編, 8, 91-99.
- 橘田 潮・津村 茂・高田 弘 (1967b) 横断歩行者の実態と事故分析 (第2報) 科学警察研究所報告交通編, 8, 100-108.
- Brousseau, M., Zangenehpour, S., Saunier, N., & Miranda-Moreno, L. (2013) . The impact of waiting time and other factors on dangerous pedestrian crossings and violations at signalized intersections: A case study in Montreal. *Transportation research part F: traffic psychology and behaviour*, 21, 159-172.
- 長山泰久 (1989). 人間と交通社会－運転の心理と文化的背景－, 幻想社
- Rosenbloom, T. (2009) . Crossing at a red light: Behaviour of individuals and groups. *Transportation Research Part F*, 389-394.
- Staub, E. (1972) Instigation to goodness: The role of social norms and interpersonal influence. *Journal of Social Issues*, 28, 131-150.
- 宇留野藤雄 (1964) 歩行者の危険行為敢行度について 科学警察研究所報告交通編, 5, 39-48.

The influence of descriptive norm, and the number of other pedestrians, on illegal crossing at an intersection

Yuya SATO

(Department of Human Sciences & Cultural Studies)

Takayuki OSUGI

(Psychology & Information Sciences, Cultural Systems Course)

The present study examines the on-road behavior of individual pedestrians illegally crossing an intersection. Previous studies have demonstrated that illegal crossing behavior is influenced by two types of social norm: the injunctive norm, or waiting during a red light; and the descriptive norm, or the influence exerted by the behavior of other pedestrians close by. It had remains unclear, however, whether the number of surrounding pedestrians may also have had an effect on crossing behavior. Our results show not only that most people were influenced by the descriptive norm, but also that its effect was stronger as the number of pedestrians increased. This thus suggests that not only the behavior, but also the number, of other people are robust predictors of illegal crossing behavior.

都市域の土地利用変化に対する衛星画像解析の可能性 ～宮城県石巻市を事例にして～

山 田 浩 久

(社会システム専攻 地域政策領域)

1 はじめに

都市計画とは、パレート効率的な都市形成を実現するために、土地利用の整備、誘導、規制を行うことであるが、予測どおりに改善が行われない場合もありうる。また、都市住民の思考は多様であり、総体的思考から生まれる都市計画に必ずしも個々人の意思が一致するわけではない。特に、突発的な大規模災害等によって、都市もそれを構成する個人も混乱状態にある場合は、計画の理論的な再考を含め、平常時よりも短いスパンで土地利用の変化を把握し、細やかに軌道を修正していかなければならない。そのためには、現地測量による詳細な空間データの作成が不可欠となるが、人口規模や市街地面積が大きくなるほどそれに要する時間は長くなる。

本研究では、東日本大震災による広域の土地利用変化が生じている宮城県石巻市を事例にして、都市域の土地利用の広域的な把握を短時間で可能にする手法の一つとして、衛星画像解析の可能性を検証する。本研究で検証する手法は、詳細な空間データが整備されるまでの現況把握を想定しており、従来の方法を否定するものではない。また、そもそも国土地理院は地形図を修正するために空中写真を使用しているし、災害による地形や植物被覆の変化を明らかにするために空中写真や衛星画像が使用されることは珍しいことではない。本研究は、日々更新される衛星画像の精度が上がり、解析ソフトの技術が向上していることから、衛星画像解析が都市活動に伴う土地利用の変化をリアルタイムで把握するのに有効であると考えている。ここで提案する手法の有効性が確認できれば、より解像度の高い衛星画像を用いて個々の人工物の

特定し、短いスパンで市街地内部の人為的な土地利用転換を詳細に把握することも可能であろうが、本研究では主に市街地外縁における土地利用変化を対象にして広域的な状況把握を試みた。

宮城県石巻市は三陸海岸に面する市町村の中では青森県八戸市（24万人）に次ぐ人口規模（16万人、いずれも2010年国勢調査報告）を有しており、東北地方太平洋沿岸域の中心地として機能してきたが、東日本大地震による津波によって中心市街地を含む約73km²が浸水し、全家屋数の約7割に達する53,742棟が被災したほか（全壊22,357棟）、各種事業所をはじめ、学校・病院・総合支所等の公共施設が壊滅的な被害を蒙ったことで都市としての機能がほぼ失われた。震災後の最大避難者数は約50,000人、避難箇所は250カ所にのぼり、2017年に至っても仮設住宅で避難生活を続けざるをえない避難者が存在する。

2 使用する衛星画像

石巻市は、2005年に旧石巻市とそれに隣接していた桃生郡の旧桃生町、旧河南町、旧河北町、旧北上町、旧雄勝町と牡鹿郡の旧牡鹿町が合併することで誕生し、2014年時点における市域面積は554.5km²である。旧桃生町、旧北上町を除く1市4町に設定されていた都市計画区域のうち、旧雄勝町、旧牡鹿町の都市計画区域は2010年に廃止された。旧石巻市と旧河南町の都市計画区域は連続しており（130.0km²）、東松島市、女川町とともに石巻広域都市計画区域を構成している（1970年指定）。一方、旧河北町の都市計画区域は飛び地的に併存し（15.1km²）、特徴的な区域設定となっている（図1）。

衛星画像の切り出しは方形が基本であり、本研

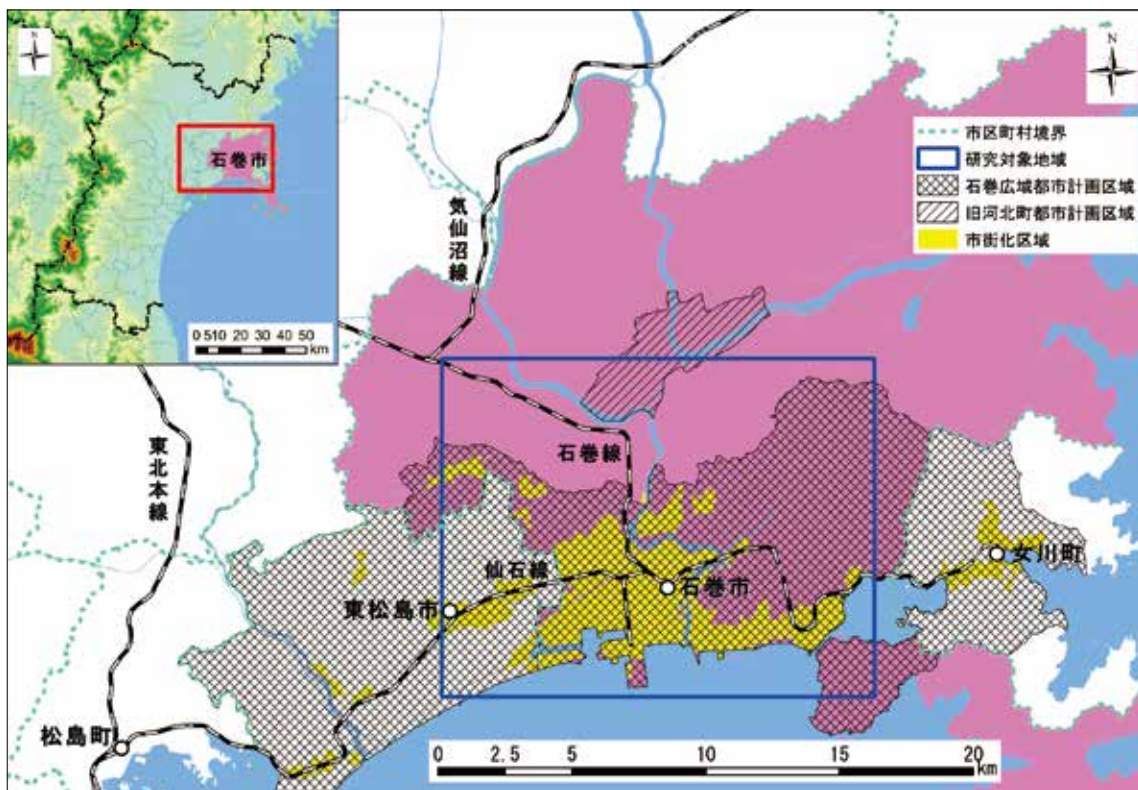


図1 石巻市概観

究の目的からも同市全域を市境界で区切って研究対象地域にする必要はないため、石巻市街地とそれに連たんする東松島市街地を含む方形の区域約200km²を研究対象地域に設定した。なお、本研究で言う市街地とは、区域区分（線引き）された市街化区域を指し、用途地域が設定される。

石巻市の市街化区域は石巻広域都市計画区域内に引かれており（31.7km²，全市域面積の5.4%），そこに総人口の約4分の1が居住している。この割合は全国的に見て高い方ではない。1市6町の大合併によって、人口の集住域が複数存在する多極型の都市になったことが原因と考えられる。

本研究で使用した衛星画像はドイツ国籍の衛星Rapid Eyeによって撮影されたもので、青（440-510nm）、緑（520-590nm）、赤（630-680nm）、レッドエッジ（690-730nm）、近赤外（760-850nm）の5バンドマルチスペクトル画像である。レッドエッジバンドを搭載していることが特徴であり、植生調査に効果的な衛星画像であると言われている。Rapid Eyeの画像はリサンプリング後の解像

度が5mであるため、解像度30cmクラスの画像に比べると人工物の建替え／改修を特定することはできないが、新設や取り壊しを特定することは可能である。本研究は、市街地外縁における土地利用変化を広域的に把握しようとするものであり、緑地の変化を捉えやすく、安価で広範囲のデータを入手できる同衛星画像を採用した。使用した画像の撮影年月日は、森林や水稻の緑色によって緑地が特定しやすい夏季（8月）で撮影時期を統一し、震災前の2010年8月24日（図2）、震災直後の2011年8月9日（図3）、近年の2015年8月6日である（図4）。

使用したソフトは米国Exelis Visual Information Solutions社製のENVIである。研究対象とした衛星画像は、干渉防止のため水域部分をマスク処理した後、クラス分類を行った。その後、米国ESRI社製のGISソフトであるArcGISを使用して各種土地利用を計量的に把握し、同分析結果を石巻市の災害復興計画と対照させた。



図2 2010年8月24日の衛星画像



図3 2011年8月9日の衛星画像



図4 2015年8月6日の衛星画像

3 土地利用のクラス分類

3-1 震災以前

2010年8月24日に撮影された衛星画像に対して、ENVIのクラス分類機能を用いて震災直前の土地利用図を作成した（図5）。同図を見ると、都市計画区域内に都市的土地利用が収まっている様子を確認することができるものの、飛び地的に設定されている旧河北町の都市計画区域（未線引き、

図1参照）と市街地が展開する石巻広域都市計画区域とを連結するような土地利用が区域外の石巻線沿線においてなされていることが分かる。石巻広域都市計画区域内では、仙石線にそって都市的土地利用が带状に広がり東松島市(旧矢本町地区)との連たんが観察される。また、旧桃生町、旧河南町、旧河北町の中心部が郊外の生活拠点となっている。ただし、5mの解像度で現れるほどの更地がほとんど存在しないことから（0.8km²,

表1 研究対象地域内の土地利用の割合（単位：km²，括弧内は％）

	2010		2011		2015	
都市的土地利用	54.1	(26.5)	62.9	(30.9)	59.3	(29.1)
更地	0.8	(0.4)	3.2	(1.5)	8.0	(3.9)
緑地	110.3	(54.1)	92.0	(45.1)	100.3	(49.2)
土	7.3	(3.6)	11.9	(5.9)	5.6	(2.7)
雲	0.3	(0.1)	3.0	(1.5)	0.0	(0.0)
水部（mask処理）	31.0	(15.2)	30.8	(15.1)	30.7	(15.1)
総計	203.8	(100.0)	203.8	(100.0)	203.8	(100.0)

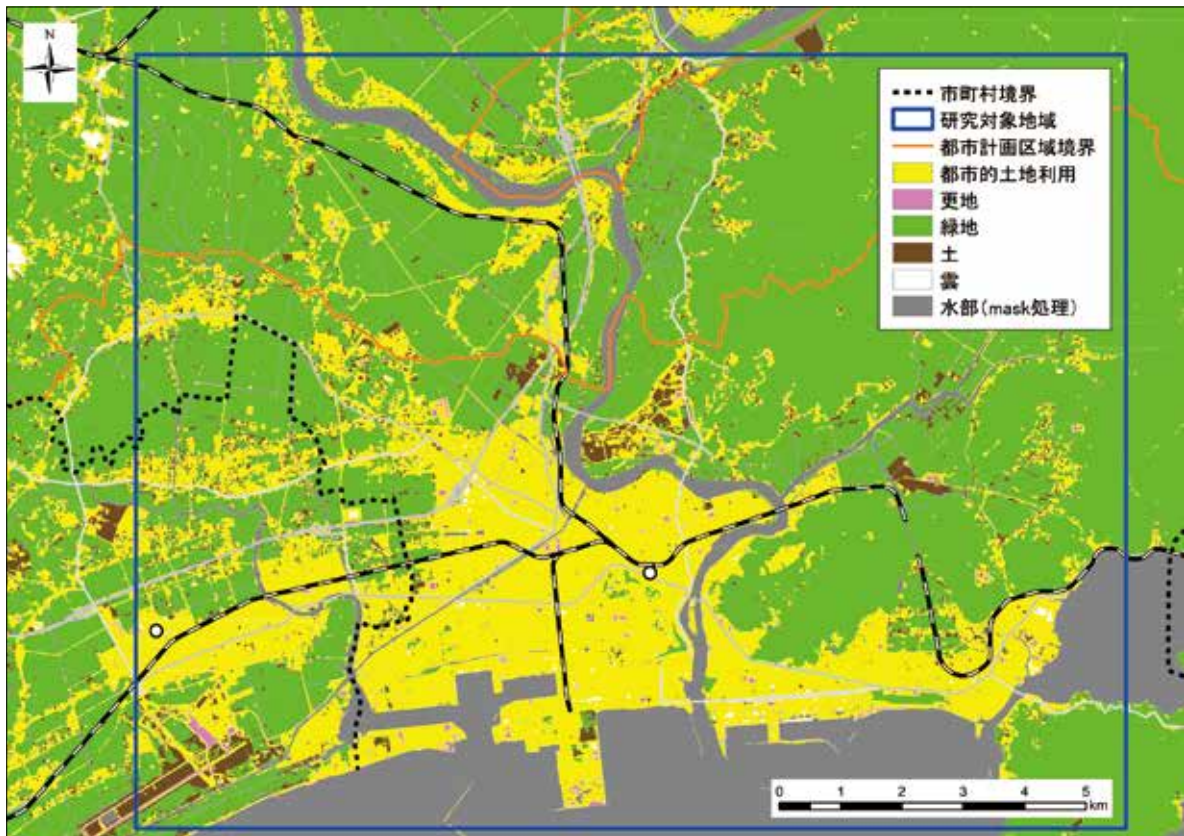


図5 2010年8月24日の土地利用

0.4%), 東日本大震災直前においては, 市街地及びその周辺地域で宅地開発が積極的に行われているというわけではなかったことが分かる(表1)。

3-2 震災5カ月後

津波の被災域を図化してみると, 用途地域が設定されている市街化区域のうち, 仙石線以南で津波による浸水の免れたのは丘陵地になっている日和山地区のみであり, 仙石線以北も旧北上川(図中東側河川)および定川(図中西側河川)に対する津波の遡上によって, 石巻市街地のほぼ全域が被災したことが分かる(図6, 図7)。震災からおおよそ5カ月後の2011年8月9日に撮影された衛星画像に対して, クラス分類を行い土地利用図を描いてみると, 市街地に流れ込んだ土砂や瓦礫が同年8月時点においても残存し, 「土」に分類された(図8)。また, 緑地が 110.3km^2 (54.1%) から 92.0km^2 (45.1%) へ大きく減少し, 市街地を襲った津波が市街地内外の緑地も消滅させたこ

とを示している(表1)。新市街地建設では緑地の再生も大きな課題となるだろう。一方で, 都市的土地利用は 54.1km^2 (26.5%) から 62.9km^2 (30.9%) に拡大した。これは, クラス分類の過程で, 更地でも緑地でも土でもない土地利用が都市的土地利用と判定されたためと考えられる。このように, 災害の痕跡が残る時期の都市的土地利用に関しては, 当該地の土地利用が実際に機能しているのか否かを正確に判読することが難しい。しかし, このような時期においては, 仮に現地調査で視認するにしてもその判定は難しく, 衛星画像解析は被災の程度や被災範囲の確認に利用されるべきである。

2011年の画像解析の結果には, 雲の影響が比較的強く表れた。雲の部分の共通にマスク処理して時期ごとの比較を行う方法もあるが, それは他の時期のデータをマスクの範囲分だけ消すこととなるため, 本研究では他の2時期のデータを優先し, 雲のマスク処理は行わないことにした。

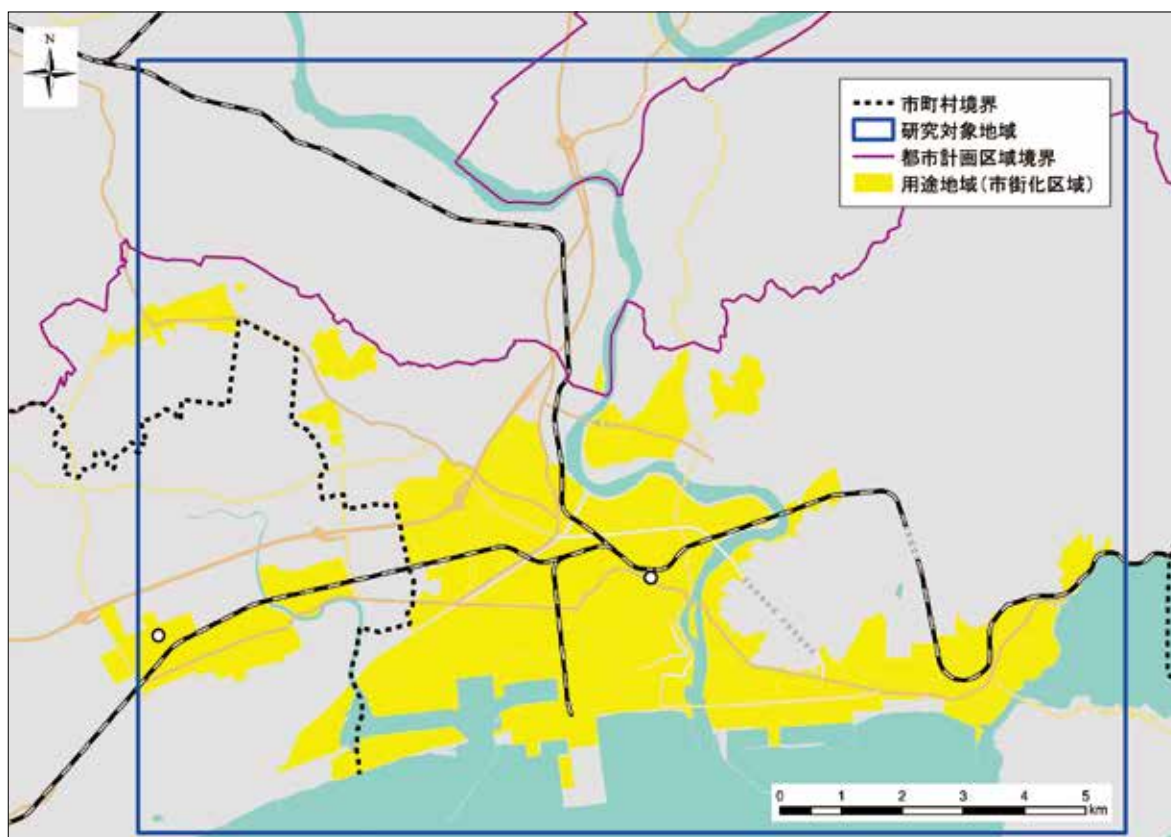


図6 用途地域指定区域（市街化区域）

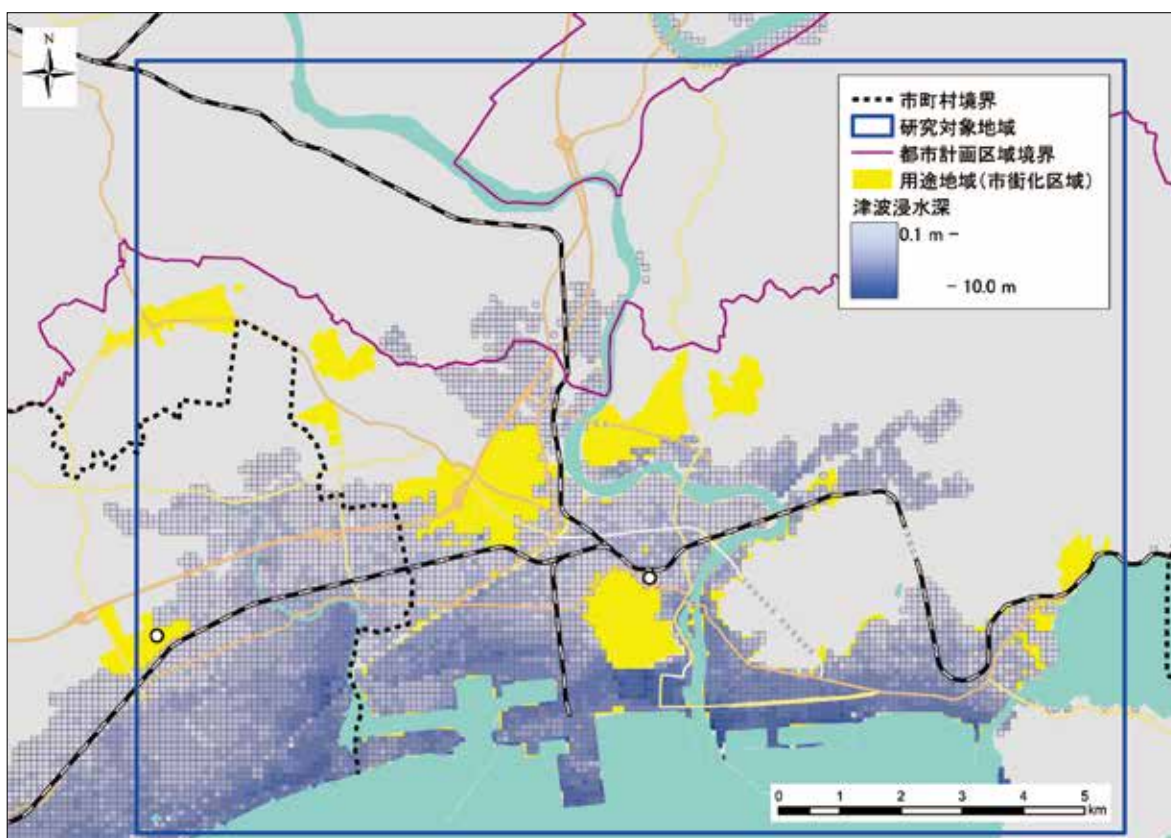


図7 用途地域指定区域（市街化区域）と津波被災域

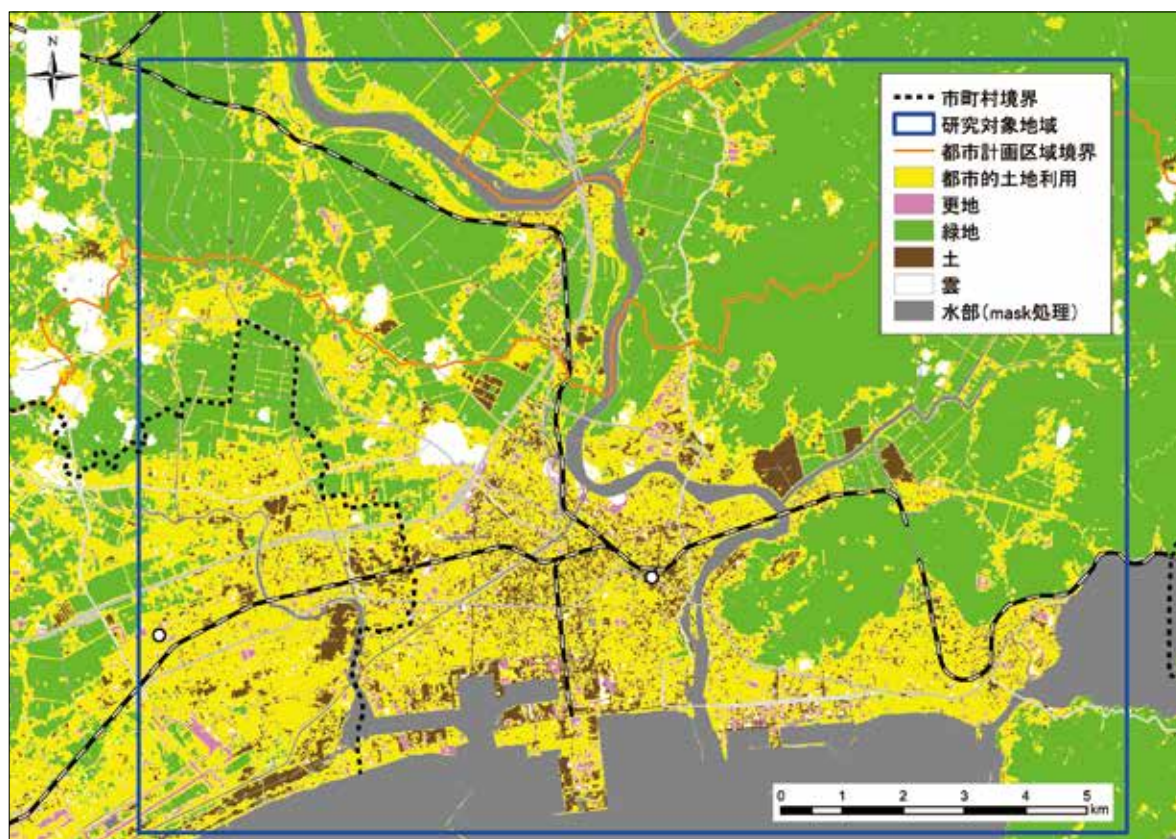


図8 2011年8月9日の土地利用

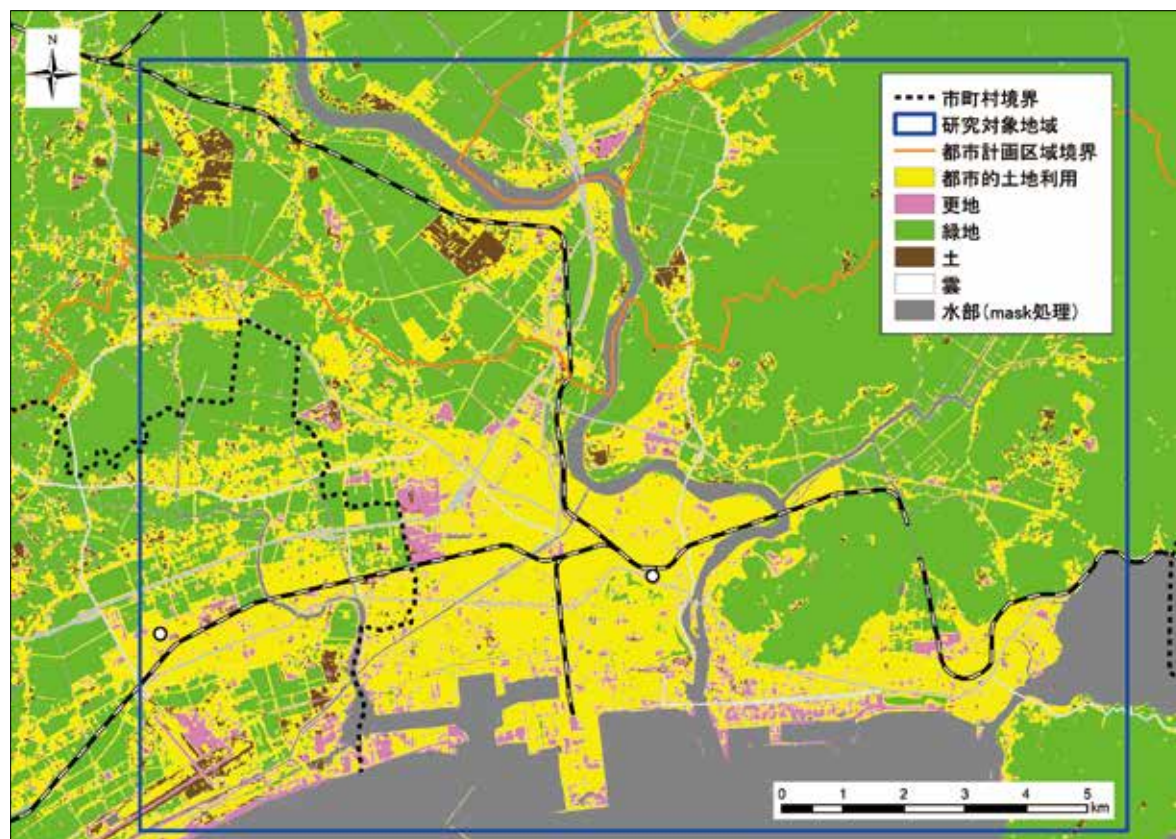


図9 2015年8月6日の土地利用

3-3 近年

2015年8月6日に撮影された衛星画像に対するクラス分類から、近年の土地利用図を作成してみると、土砂や瓦礫が撤去され、被害が大きかった海岸部の土地が更地になっていることが分かる（図9）。また、市街地外縁に大規模な更地が確認される。郊外部に観察される緑地から土に変わった土地も含め、現在生じている土地利用変化の要因と今後の予定については、画像解析で解明できる域を越えており、行政担当者や現地調査に頼らざるをえない。なお、更地に分類された土地の面積は8.0km²（3.9%）に達し、震災前の約10倍にまで拡大した（表1）。

現地調査で補足した結果、市街地外縁の更地は宅地開発による造成地であり、後述する震災復興基本計画に基づく新市街地建設によるものであった。市担当者によれば、震災前に造成されていた土地にも住宅建設が進んだということであり、被災域での住宅建設を避けようとする被災者や住宅建設が制限されることになった土地（災害危険区域）に居住していた被災者による土地需要に郊外の宅地が対応しているようである。一方、郊外農村域に対する土地利用変化は、宮城県が事業主体となる農村整備事業（基盤整備事業）によるものが多い。震災との直接的な関連はない地区もあるが、停滞していた事業が震災による浸水や地盤沈下によって一気に進行した地区もある。

4 震災復興基本計画による市街地の再編

2011年6月に施行された東日本大震災復興基本法（以下、復興基本法）に基づき同年12月に施行された東日本大震災復興特別区域法では、被災した地方公共団体が単独または共同して復興推進計画を策定し、それを国が認定することによって規制の特例等が適用されることになったが、復興基本法によって設置された東日本大震災復興対策本部が提示した復興の基本方針では、「東日本大震災からの復興を担う行政主体は、住民に最も身近で、地域の特性を理解している市町村が基本」と

されており、具体的な復興施策はあくまでも市町村単位で立案、実施する。石巻市も、復興基本法に即して県と県内34市町村との共同で復興促進計画を策定し、2012年2月に国から全国第1号の認定を受けると共に、2014年3月には県と共同で策定した復興整備計画を公表した。両計画は同市が2011年12月に策定した石巻市震災復興基本計画の進行を財政面／制度面でバックアップするものとして位置づけられている。言い換えれば、財政面／制度面でのバックアップが決まるまでは広域かつ高額な復興事業は具現化されないということでもある。

震災の発生から1年を待たずに被災自治体が復興基本計画を策定し、それを国がバックアップすることで計画の実現性を確保するというシステムは論理的であり、実践までのスピードも驚異的なものであったことは明らかである。ただし、その驚異的なスピードは行政が行う計画策定といった尺度での評価であり、住居を失った被災者の尺度とは大きく異なる。復興整備計画の中では土地利用構想図として市街地再編の青写真が示されており、それによって復興事業は具現化にむけて加速したと考えられるが、現地での声を聞く限り、計画の策定が遅々として進まないと批判する被災者は多数存在する。そのため、すべての被災者が復興事業の進行に合わせて行動するとは考えにくく、事業計画から外れた住宅建設が部分的に進行していることが予想される。

研究対象地域内における土地利用の2010年から2015年までの変化を見ると、緑地は110.3km²（54.1%）から100.3km²（49.2%）に減少し、都市的土地利用は54.1km²（26.5%）から59.3km²（29.1%）に増加している（表1）。2015年の更地が8.0km²（3.9%）であることから、都市的土地利用の面積は絶対値、割合ともにさらに上昇するであろう。郊外緑地に対する無計画な開発は持続可能な都市成長の理念に逆行するものであり、今後は、このような土地利用変化が計画的なものであるか否かの検証が必要になると考えられる。

5 おわりに

本研究では、東日本大震災による広域の土地利用変化が生じている宮城県石巻市を事例にして、都市域の土地利用の広域的な把握を短時間で可能にする手法の一つとして、衛星画像解析の可能性を検証した。

冒頭で述べたように、本研究は土地利用変化に対する従来の手法を否定するものではないが、都市域の空間的な拡大が都市の成長と捉えられていた20世紀の都市成長概念から機能集約的な成長を目指す都市成長概念への転換期における都市計画を考えようとする場合、どうしても都市域における短いスパンでの土地利用変化を迅速に捉える必要が生じる。特に、突発的な災害によって従前の土地利用が劇的に変化してしまった被災地の新市街地建設の過程においては、Smart Growth への新たな方向性を模索しつつ、混乱する住民の行動を誘導していくことが求められる。先を見越した軌道修正を行うためには、人為的な土地利用転換に伴う個々の土地に対する価値創出や全域で見た場合の都市機能の変化を的確に捉えていかなければならない。

今回の検証では、総体として解像度が5 m 程度の衛星画像であっても、土地利用を示す空間データが整備されるまでの状況把握には十分使用可能であるという点が明らかになった。ただし、災害直後に撮影された衛星画像は、被災状況の大まかな把握には有効であるものの、都市的土地利用に関する議論には不適である。災害直後は、建築物は残存しているものの機能が失われている土地利用と機能しているにも関わらず画像では変化があったと判読される土地利用が広い範囲で混在するため、土地利用のクラス分類が平常時におけるそれと大きく異なってしまうからである。そして、この傾向は津波や洪水といった災害に特に顕著に現れる。なお、災害直後の被災状況を正確に把握するためには、天候に左右されにくく、個々の建築物の形状変化を捉えやすいSAR(Synthetic

Aperture Radar) を利用した解析を併用する方が目的を達成しやすい。

今後は、被災状況を明らかにする研究というよりは、復興事業が従前の都市機能をどう変えていくのか、あるいは、非計画的な土地利用改変が都市機能にどのような影響を及ぼすのか、といった研究が必要になると考えられる。市街地が壊滅した石巻市のような被災地においては従前の土地利用を再現できるデータは衛星画像しかなく、例えば復興事業を挟んだ土地利用の差分抽出というような分析が、上記テーマの研究には有効であろう。

付記

本研究は、平成28～30年度科学研究費・挑戦的萌芽研究（課題番号：16K13295、研究代表者：山田浩久）による成果の一部である。

Feasibility of Satellite Image Analysis for Land Use Changes in Urban Areas: A Case Study at Ishinomaki City, Miyagi Prefecture

Hirohisa YAMADA

(Regional Policy, Social Systems Course)

In order to study extensive land use change, adjusted data such as the Geospatial Information provided by the Geospatial Information Authority of Japan is generally used. Although the present study does not contest the validity of this method, adjusting such data is time-consuming. This study evaluates the feasibility of using satellite image analysis to evaluate in just a short space of time changes in urban land use over large areas, using the example of Ishinomaki City in Miyagi Prefecture, where land use has changed drastically due to the Great East Japan earthquake.

The images used were acquired by the German satellite Rapid Eye, the first commercial satellite in the world to have a Red-Edge band, suitable for surveying the distribution of vegetation and the classification of tree species.

Comparing satellite images taken by Rapid Eye in 2010, 2011 and 2015, it was found that, after the earthquake, residential areas increased while green spaces decreased. Although these changes run contrary to the compact city policy pursued by Ishinomaki City, residents thrown into confusion by the disaster altered green spaces to residential areas. This study demonstrates that using satellite images is an effective ad hoc means of identifying land use modification in urban areas while geospatial data is being prepared.

社会文化システム研究科 彙報

2016年度開講科目一覧

文化システム専攻

授 業 科 目 名	担当教員	開 講 期
英語学特論Ⅰ	富 澤 直 人	前 期
英語音声学特論Ⅰ	富 田 かおる	前 期
日本語意味論特論Ⅰ	渡 辺 文 生	前 期
日本語史特論Ⅰ	中 澤 信 幸	前 期
言語学特論Ⅰ	池 田 光 則	前 期
英語音声学特別演習	富 田 かおる	後 期
日本語意味論特別演習	渡 辺 文 生	後 期
日本語史特別演習	中 澤 信 幸	後 期
言語学特別演習	池 田 光 則	後 期
言語科学特別研究Ⅰ（前期）		前 期
言語科学特別研究Ⅰ（後期）		後 期
言語科学特別研究Ⅱ（前期）		前 期
言語科学特別研究Ⅱ（後期）		後 期
人間情報科学特論Ⅰ	本 多 薫	前 期
人間情報科学特別演習	本 多 薫	後 期
ヨーロッパ現代思想文化論特論Ⅰ	小 熊 正 久	前 期
英米哲学特論Ⅰ	清 塚 邦 彦	前 期
思想文化特別研究Ⅱ（前期）		前 期
思想文化特別研究Ⅱ（後期）		後 期
日本古代史特論Ⅰ	十 川 陽 一	前 期
日本中世史特論Ⅰ	松 尾 剛 次	前 期
日本近世史特論Ⅰ	岩 田 浩太郎	前 期
ロシア・東欧史特論Ⅰ	浅 野 明	前 期
人類学特論Ⅰ	松 本 雄 一	前 期
日本古代史特別演習	十 川 陽 一	後 期
日本近代史特別演習	吉 井 文 美	後 期
人類学特別演習	松 本 雄 一	後 期
歴史文化特別研究Ⅰ（前期）		前 期
歴史文化特別研究Ⅰ（後期）		後 期
歴史文化特別研究Ⅱ（前期）		前 期
歴史文化特別研究Ⅱ（後期）		後 期
中国中世文化論特論Ⅰ	西 上 勝	前 期
中国古代中世文化論特論Ⅰ	福 山 泰 男	前 期
東アジア近現代文化論特論Ⅰ	許 時 嘉	前 期
北東アジア文化論特論Ⅰ	天 野 尚 樹	後 期
日本近現代文化論特別演習	森 岡 卓 司	後 期

中国古代中世文化論特別演習	福 山 泰 男	後	期
東アジア近現代文化論特別演習	許 時 嘉	後	期
北東アジア文化論特別演習	天 野 尚 樹	後	期
アジア文化特別研究Ⅱ（前期）		前	期
美学・芸術史特論Ⅰ	石 澤 靖 典	前	期
比較文化論特論Ⅰ	伊 藤 豊	前	期
英米現代文化論特論Ⅰ	宇 津 まり子	前	期
ドイツ現代文化論特論Ⅰ	渡 辺 将 尚	前	期
ロシア文化論特論Ⅰ	相 澤 直 樹	前	期
イギリス近現代文化論特論Ⅰ	中 村 隆	前	期
比較文化論特別演習	伊 藤 豊	後	期
英米近代文化論特別演習	佐 藤 清 人	後	期
英米現代文化論特別演習	宇 津 まり子	後	期
ドイツ現代文化論特別演習	渡 辺 将 尚	後	期
イギリス近現代文化論特別演習	中 村 隆	後	期
欧米文化特別研究Ⅰ（前期）		前	期
欧米文化特別研究Ⅰ（後期）		後	期
欧米文化特別研究Ⅱ（前期）		前	期
欧米文化特別研究Ⅱ（後期）		後	期

社会システム専攻

授 業 科 目 名	担当教員	開 講 期	
イギリス経済学史特論Ⅰ	下 平 裕 之	前	期
社会政策特論Ⅰ	戸 室 健 作	前	期
公共経済学特別演習	是 川 晴 彦	後	期
イギリス経済学史特別演習	下 平 裕 之	後	期
社会政策特別演習	戸 室 健 作	後	期
環境地理学特論Ⅰ	伊 藤 晶 文	前	期
都市計画特論Ⅰ	山 田 浩 久	前	期
地域政策学特論Ⅰ	山 本 匡 毅	前	期
環境地理学特別演習	伊 藤 晶 文	後	期
都市計画特別演習	山 田 浩 久	後	期
地域政策学特別演習	山 本 匡 毅	後	期
地域政策特別研究Ⅰ（前期）		前	期
地域政策特別研究Ⅰ（後期）		後	期
地域政策特別研究Ⅱ（前期）		前	期
地域政策特別研究Ⅱ（後期）		後	期
株式会社論特論Ⅰ	安 田 均	前	期
計量経済学特論Ⅰ	砂 田 洋 志	前	期
管理会計特論Ⅰ	尻無濱 芳 崇	前	期
中小企業論特論Ⅰ	吉 原 元 子	後	期
株式会社論特別演習	安 田 均	後	期

企業経営特別研究Ⅰ（前期）		前	期
企業経営特別研究Ⅰ（後期）		後	期
国際政治特論Ⅰ	松 本 邦 彦	前	期
現代政治論特論Ⅰ	北 川 忠 明	前	期
比較政治学特論Ⅰ	星 野 修	前	期
現代中国政治特論Ⅰ	赤 倉 泉	前	期
国際政治特別演習	松 本 邦 彦	後	期
現代政治論特別演習	北 川 忠 明	後	期
比較政治学特別演習	星 野 修	後	期
現代中国政治特別演習	赤 倉 泉	後	期
国際関係特別研究Ⅰ（前期）		前	期
国際関係特別研究Ⅰ（後期）		後	期
国際関係特別研究Ⅱ（前期）		前	期
国際関係特別研究Ⅱ（後期）		後	期
国際金融論特論Ⅰ	山 口 昌 樹	前	期
国際経済論特論Ⅰ	亀 井 慶 太	前	期
国際経済法務特別研究Ⅱ（前期）		前	期
国際経済法務特別研究Ⅱ（後期）		後	期

共通科目

授 業 科 目 名	担当教員	開 講 期
情報処理実習	古 藤 浩	後 期
現代外国語（英語）Ⅰ	RYAN Stephen Bond	前 期
現代外国語（英語）Ⅱ（前期）	富 澤 直 人	前 期
現代外国語（英語）Ⅱ（後期）	小 泉 有紀子	後 期
調査の方法	阿 部 晃 士	前 期
プロジェクト演習Ⅰ	戸 室 健 作	前 期
プロジェクト演習Ⅱ	坂 本 直 樹	前 期
プロジェクト演習Ⅲ	松 本 邦 彦	前 期
	松 尾 剛 次	前 期

2016年度 修士学位論文題目一覧

文化システム専攻

(題 目)	(分 野)	(領 域)	(氏 名)
プロップ理論の考察			
―日本の異類婚姻譚の分析を例に―	国際文化論	欧 米 文 化	浅野 董
東北地方における山下りんのアイコン	国際文化論	欧 米 文 化	久保田菜穂
図像から見るナスカ社会			
～ナスカ期土器の図像研究から～	思想歴史論	歴 史 文 化	桑原 優
Asymmetries in Phrase Structure between Bengali and English	人 間 科 学	言 語 科 学	Forhad Jamila
Voice Onset Time of Native and Non-native Speakers: Case studies of Chinese,Korean and Japanese Native Speakers	人 間 科 学	言 語 科 学	池 玉姫
鎌倉期女房における身分表象			
―女房名に注目して―	思想歴史論	歴 史 文 化	那須 寛之
道德法則の意識			
―自惚れの打破としての尊敬―	思想歴史論	思 想 文 化	布施 京悟

社会システム専攻

(題 目)	(分 野)	(領 域)	(氏 名)
中小企業のEMS（環境マネジメントシステム）の採用状況についての実証分析	企業システム	企 業 経 営	胡 延凱
日本における医療機器産業の構造変化と地方圏への集積形成			
―福島県を事例として―	公共システム	地 域 政 策	田川 友子
地方国立大学の地域連携型インターンシップのあり方			
―山形大学実践教育プログラムにおけるインターンシップを事例として―	国際システム	国 際 関 係	栗野 武文
中国系銀行の海外進出の要因	国際システム	国際経済法務	魏 嘉敏
日本の鉄道における上下分離制度導入に関する一考察	公共システム	地 域 政 策	岸 健太

「山形大学大学院社会文化システム研究科紀要」投稿規程

1. 名称及び発行

本編を「山形大学大学院社会文化システム研究科紀要」(Bulletin of Graduate School of Social & Cultural Systems at Yamagata University) と称する。

2. 投稿資格

本編に投稿できる者は、原則として、社会文化システム研究科ないし人文学部教職員とする。ただし、次のいずれかに該当する場合には投稿を認めることがある。

- (1) 本研究科ないし人文学部に相当年数勤務し、退官した元専任教員
- (2) 本研究科ないし人文学部の客員研究員
- (3) 本研究科ないし人文学部教職員が相当の役割を担っている場合の共同執筆者
- (4) 「特集」などの編集企画により編集委員会が依頼した者
- (5) 本研究科を修了した者
- (6) その他、編集委員会が適当と認めた者

3. 投稿内容

人文・社会科学に関する未発表のものとし、その種類は次の通りとする。

- (1) 人文・社会科学およびその関連分野の論文等で以下のジャンルに属するもの
 - ① 論文
 - ② 研究ノート
 - ③ 資料(史料)紹介・分析
 - ④ 書評, 研究動向
 - ⑤ 翻訳
 - ⑥ 判例評釈
 - ⑦ 史料目録
- (2) 編集企画により編集委員会が依頼した原稿
- (3) 本研究科の研究教育内容にかかわる研究の成果
- (4) 本研究科および人文学部によって助成された研究の成果報告など
- (5) そのほか、編集委員会が適当と認めたもの

4. 原稿の分量および様式

- (1) 原稿は、各号原則として1人1編までとするが、3に定める分類項目を異にする場合には複数掲載を認める場合がある。
- (2) 分量は、原則として、日本語原稿の場合は400字詰め原稿用紙で100枚(40字×40行のワープロ用紙では25枚分)以内とする。欧文原稿の場合はA4判の片面に周囲3cmの空白を残して2段送りタイプすることにし、50枚以内とする。その他の言語の場合の分量は上に準ずる。
- (3) 編集委員会が適当と認めた場合、連載の方式をとることができる。

- (4) 日本語による執筆の場合は外国語の、外国語による執筆の場合は日本語の要旨をつけることとし、要旨は原則として刷り上がり1頁とする。投稿者は、当該言語ネイティブまたは外国語教育担当教員によるチェックを受けたうえで、外国語要旨を編集委員会に提出するものとする。ただし、当該言語ネイティブまたは外国語担当教員に依頼することが困難な場合には、英語による要旨に限り、編集委員会が仲介するものとする。
- (5) (1)に定める制限を超える原稿は相応の理由があるものに限り、編集委員会の承認を得て受理されることがある。ただし、この場合の超過分の印刷経費は執筆者が負担するものとする。
- (6) 特殊な印刷を要するもの（カラー印刷など）は、原則として執筆者が負担するものとする。

5. 版組

刷り上がりの大きさはA4判とする。原則として横組みの場合も縦組みの場合も2段組とする。

6. 原稿の提出

- (1) 原稿は原則としてワードプロセッサで作成し、電子ファイルの形式で編集委員に提出する。その際、プリントアウトしたもの1部を添付する。
- (2) 編集委員は、提出された原稿と引き換えに、原稿題名・受付年月日等を明記した投稿受領書を発行する。

7. 原稿の締め切り

- (1) 創刊号の原稿締め切りは2005年1月31日とする。
- (2) 第2号以降の原稿締め切りは、6月30日（休日の場合は休日明けの日）とする。

8. 論文等の審査及び掲載の可否

- (1) 編集委員会は原稿の審査を査読者に依頼する。
- (2) 編集委員会は、審査の結果、必要ならば原稿の修正を求めることができる。
- (3) 編集委員会は、審査の結果等に基づいて掲載の可否を決定する。

9. 校正

- (1) 校正は執筆者の責任において行い、原則として再校までとする。
- (2) 校正は誤字、脱字、誤植等の訂正に限るものとし、本文の大幅な変更（削除、挿入等）は原則として認めない。
- (3) 前項の規定にもかかわらず、大幅な訂正を必要とする場合は編集委員会の許可を得るものとし、その印刷に伴う経費は執筆者が負担する。

10. 掲載及び別刷りの経費

- (1) 掲載に要する経費は、制限内のページ数であれば、原則として無料とする。
- (2) 別刷りの経費については著者負担とする。

11. 著作権利用の許諾

原稿を投稿する者は、山形大学本研究科に対し、当該論文等に関する著作権の利用につき許諾するものとする。

12. 論文等の電子化及びコンピュータ・ネットワーク上での公開

- (1) 掲載された論文等は、原則として電子化し、人文学部ホームページ等を通じてコンピュータ・ネットワーク上に公開する。
- (2) ただし、執筆者が前項に規定する電子化・公開を希望しない特別の理由を有する場合は、当該論文等の電子化・公開を拒否することができる。その場合は原稿提出時に申し出る。

附 則 この投稿規程は2005（平成17）年1月1日から施行する。

附 則 この投稿規程は2007（平成19）年4月1日から施行する。

附 則 この投稿規程は2010（平成22）年4月1日から施行する。

附 則 この投稿規程は2014（平成26）年4月1日から施行する。

附 則 この投稿規程は2016（平成28）年11月1日から施行する。

Conflict in the representation of ‘homeland’: Kamei Katsuichirō in the Nippon Roman-ha and the Yamagata High School Kōyūkai Zasshi

MORIOKA Takashi

(Asian Cultures, Cultural Systems Course)

This paper aims to examine the significance of how the Tohoku region (in particular, Yamagata) is represented in the later issues of the journal Nippon Roman-ha. Opposed to the romantic aesthetics of the ‘sensuous homeland’ led by Yasuda Yōyuro, Kamei Katsuichirō launched a project in this journal conceptualizing Yamagata as a ‘wild homeland’. According to Kamei, this ‘wild homeland’ was alien to the passive enjoyment of traditional beauty, and was a possible catalyst enabling the embodiment of ‘active realism’, the central concept in his philosophy of literature of this period.

Kamei’s project owed much to Yamagata High School, including his personal connections with alumni but, most importantly, the high school periodical, Kōyūkai Zasshi, which gave him the basis for his strategy. Kamei’s project ended in failure when Yasuda criticized the conceptual abstractness of the ‘wild homeland’.

Many of the past studies agree on the inadequacy of Kamei in his adherence to realism. This paper, however, focuses on Kamei’s strategic opposition to Yasuda, and tries to see the Nippon Roman-ha movement as the site of a controversy between the ‘sensuous homeland’ and the ‘wild homeland’.

における口頭発表「山形高等学校『校友会雑誌』の出版と一九三〇年代浪漫主義文学」に加筆修正を加えたものである。研究会にお招き下さった台湾史研究所許佩賢所長をはじめ関係各位に謝意を表したい。

引用した亀井勝一郎のテキストは、『校友会雑誌』掲載のものを除き、講談社版『亀井勝一郎全集』（一九七二・二）一九七五・二）による。

- 1 藤田省三「天皇制とファシズム」(『岩波講座現代思想 第五巻 反動の思想』岩波書店 一九五七・七)
- 2 橋川文三『増補版 日本浪漫派批判序説』(未来社 一九六〇・二)
- 3 小林秀雄「故郷を失った文学」(『文芸春秋』一九三三・五、初出原題「文芸時評」)
- 4 大久保典夫『転向と浪漫主義』(審美社 一九六七・九)
- 5 ケヴィン・マイケル・ドーク『日本浪漫派とナショナリズム』(小林宣子訳 柏書房 一九九九・四、Kevin Michael Doak, *Dreams of Difference: The Japan Romantic School and the Crisis of Modernity*, University of California Press, 1994)
- 6 渡辺和靖『保田與重郎研究』(ぺりかん社 二〇〇四・二)
- 7 ドーク『日本浪漫派とナショナリズム』(前掲)による。
- 8 小高根二郎「日本浪漫派とは何か」(『解釈と鑑賞』一九七九・一)
- 9 磯田光一『比較転向論序説 ロマン主義の精神形態』(勁草書房 一九六八・一一)
- 10 亀井勝一郎『現代史のなかのひとり』(文藝春秋新社 一九五五・一〇)
- 11 板垣直子『現代の文芸評論』(第一書房 一九四二・一一)
- 12 中谷孝雄『同人 青空・日本浪漫派』(前掲)
- 13 注10前掲。
- 14 第十一号(一九二五・一一)以降「雑誌部」と改称、さらに亀井の卒業後には「学芸部」へと改組された。
- 15 『校友会雑誌』第一〇号(一九二五・六)掲載の「部報」によれば、亀井は、同年五月十四日開催の第一回例会に「美の進化」という演題で、五月三十日

開催の山高二高連合演説会には「主観主義強調の芸術に就て」という演題でそれぞれ参加しており、前者については「いつもながらの卓見、深遠なる文学上の見解感服の外なし」と評されている。

- 16 山形高等学校でドイツ語を教えた吹田順助は有島武郎の同僚として勤めた経験があり、亀井は彼の指導のもと、「ドモ又の死」の主役を演じたことがあるという(大隈秀夫「山形高等学校」週刊朝日編『青春風土記旧制高校物語 2』一九七八・一二)。

- 17 亀井が神保に抱いた信頼には、政治的なイデオロギーというよりは、そうした運動体験における内面の劇への関心があった。

「文学評論」五月号に小さな感想を書いたのですが、その中にあなたの「陳述」といふ詩の一節を引用しました。あの感情が、つまりあの敗北の心理が、今日の僕らの心理の一番奥にひそんであるものなのです。それを押しかくして粉飾してきた僕らの仲間に、僕は何かしら空しさをみ出していつも不満だったのです。(神保光太郎宛亀井勝一郎書簡 一九三四・三・二九)

- 18 佐藤治助・斎藤たき編「年譜 一九〇七(明治四十)年～一九八四(昭和五十九)年」(東北芸術工科大学東北文化研究センター『真壁仁研究』第一号 二〇〇〇・一二)

- 19 たとえば、第二巻第九号(一九三六・一一)の亀井による「編集後記」は、「今月はゲーテ研究を主として編集してみた」と書き出されたのち、その亀井の趣意が詳述されている。

- 20 大久保典夫「日本浪漫派の運動―出版期をめぐって」(『解釈と鑑賞』一九七九・一)

- 21 こうした言説を見る限り、保田の「彼(引用者注…亀井)がどういふいきさつで浪漫派を離れたのか、さういふ事情を誰かにいつたのか、そのどちらについても私には何の記憶もない。『中略』亀井氏もそのひとりとして、いつか文学界の同人となつて、日本浪漫派を自然に離れたのであらう」(保田與重郎『日本浪漫派の時代』至文堂 一九六九・一二)という証言には亀井に対する配慮が働いていたと思われ、これにそのまま従うことは難しい。

山形という地域を素材とし、そこに培った人脈を活用している、という意味だけではなく、それを支える戦略的な意図の源泉を山形高等学校『校友会雑誌』にたどることができる、という意味においても、このプロジェクトは、亀井が旧制山形高校から得たものによって成り立った、とすることができよう。

保田の主情主義的なリテラリズムを「日本浪漫派」の核心と捉え、リズムへの拘泥を残す亀井の態度を未熟かつ不徹底なものと思ふことは、従来の「日本浪漫派」研究の通説である。しかし、本稿においては、亀井がむしろ戦略的に保田に対抗しようとしていたことを重視し、「感性的郷土」と「野性の故郷」というふたつの「郷土」の葛藤の場として『日本浪漫派』を捉えようとした。

だが、「野性の故郷」が含む観念性を保田に批判されることによって、このプロジェクトは失敗に終わる。その観念性は、座談会における亀井の発言だけではなく、結城哀草果に「日本詩歌の節操」を見、万葉の伝統の中心に位置づけ普遍化しようとする真壁の批評にもまた現れていた。皮肉にも、伝統的な美との切斷を主張し人間の能動性を強調した亀井よりも、対象への絶対的な没入を主張する保田の方が、より強靱な具体性を備えていたと言わざるを得ない。

このプロジェクトに関わった者たちのその後の歩み、すなわち、『文学界』に加わりつつ日本古典研究に重点を移していく亀井、あるいは宮澤賢治研究に没頭していく真壁、そしてシンガポールに設立された昭南日本学園で植民地教育に従事することになる神保の、それぞれの「日本浪漫派」以後の営為については、また稿を改めるより他ないが、最後に、戦後の亀井が記した総括的な回想を参照したい。

僕らが十年前、「日本浪漫派」を始めてから、日本の古典に傾くやうになったことを、僕としては感謝してゐる。それまで、およそ

古典を学ぼうなどといふ気はなかつたからである。直接的には昭和初頭の左翼崩壊から、自分の再生の道をそこに求めたといへるし、大にすれば西洋に対する東洋の確信といふ、民族としての自信の問題にもつながつてゐた。ところで、僕の絶えざる疑惑といふのは、自分において、古典が果して古典でありえたであらうかといふことである。ヨーロッパ古典の美を求むるごとくに、いはばその翻案において、古典日本を夢みたといった方がよささうだ。

僕にとつて、古典日本はすでに異国なのである。これは明治末葉に生れて、大正に生育したものの悲しき運命といへるかもしれない。君の故郷大和を訪れても、そこにみらるるものはすでに一種の博物館である。帰るべき故郷の、一切の古典性は崩壊した、いはば廢墟なのである。この嘆きを深く語つたのは萩原朔太郎であつたと思ふ。おそらく君もまた同じ嘆きを以て、仕事を始めたに相違ない。君の著作の中核に流れるものは廢墟の悲歌である。それが日本浪漫派を称した所以であつた。

しかしこの廢墟感が、いつのまにか往時のごとき實在感に膨張したとき、ロマンチズムは傲慢な国粹主義に転じたのである。(亀井勝一郎「保田與重郎へ」『新潮』一九五〇・三)

この亀井の回想は、やや言い訳じみた点を残すとは言え、全体的には「日本浪漫派」の運動をよく総括するものとも言える。ただ、ここには一つの自己忘却がある。それは、こうした「廢墟の悲歌」への依存に甘んずることを拒否し、山形という「野性の故郷」によってそこから脱しようとした一時期が彼にはあつた、ということである。

〔付記〕本稿は、国立台湾師範大学台湾史研究所主催「台北高等学校創校九五周年紀念國際學術檢討会」(台湾師範大学、二〇一七・四・二一～二二)

には、僕の伝統を自覚した一つの決意があつたのだ。それを表現する明確な言葉を知らない。が、何か熱い血のやうに湧いてくる感情は、「人間はシベリアででも生きて行ける」といふ一語にこもる無限の愛であつた。吹雪に耐へ、氷を踏んで、なほ力づくよく生きて行くもの、内心にほとばしる無限の同胞愛であつた。たとへ美の伝統がなくなつても、人類はこのもの、ために立派に生きて行く、僕のひそかに確信するところである。（亀井勝一郎「東洋の希臘人」）

真壁への書簡では「土まみれになつたやうな思索と、地上を這ひづりまはつて苦しんでゐるやうな根づよさ」と呼ばれていたものは、ここでは「内心にほとばしる無限の同胞愛」と呼び変えられているが、審美の対象である「美の伝統」から遠く切り離された「野性の故郷」において発揮される能動性がそこには通底している。保田の示す廃墟の美学の受動性を批判し得るものとして『日本浪漫派』誌上に亀井が呼び込もうとした東北・山形の表象とは、こうした「野性の故郷」に他ならなかった。しかし、こうした亀井のプロジェクトは、保田の反撃によって失敗に終わることになる。

『日本浪漫派』第三巻第六号（一九三七・八）における座談会「浪漫派の将来」（出席者は、亀井、保田のほか、神保、中谷、芳賀檀）において、亀井と保田とは冒頭から激しい議論を戦わせている。文化の大衆化から古典的な作品への接し方、さらには同時代の世界政治体制へと次々に話題はうつろうが、その対立は一貫して対象に対する認識の方法という点に関わって生じている。「対象の方をまづ尊敬して」「総合といったことを急がない」という没主体的な立場を強調する保田に対して、亀井は、「僕らは、一つの思想なら思想を以て大衆といふものを見るので、あるが儘に大衆に接するといふのは、ナンセンスだらう」と、認識する側の観念の介入、能動性を主張し続ける。「歴史は運動法則を持つ

ている」のに対し「文学史には発展法則はない、連鎖した運動法則もない」と文学作品の個別性を強調し、「文学は粒ですよ。偉大な尊い」と大見得を切つてみせる保田に対し、「大衆といふ」「組織」を「自分の観念の中で作る」際に生じる「理想社会」という「体系」への夢に「文学の最後の目的」を認めようとする亀井の議論の、まさしく観念的な脆弱性は明らかで、結局亀井は「とにかく評論をかきあげますから読んで下さい」とこの話題を引き取るほかなくなっている。

そして次の第三巻第七号（一九三七・九）誌上においては、保田が批評「文芸雑誌の編集方法総じて未し」を発表し、「実質」より「体系」を重視する『日本浪漫派』の編集方針を厳しく批判した。

「体系」という語を意図的に用いることで前号の座談会記事を明らかに引き継いでいる保田のこの批判が、しかし直接的にその議論における亀井の発言を組上に乗せるのではなく、『日本浪漫派』の「編集方法」をその対象に据えたことには意味がある。保田は、山形表象の導入という亀井の編集戦略とその意図に間違いなく気づいており、それを明確に否定したのである²¹。そしてこの否定が誌上に掲載されたその月に、亀井は「日本浪漫派」を脱退することになる。

5 おわりに

本稿においては、後期『日本浪漫派』誌上における東北、とりわけ山形の表象に注目し、それを、日本の古都「大和」という「感性的郷土」に支えられたロマン主義的な廃墟の美学への拮抗を目指した一連のプロジェクトとして捉えるべきことを論じてきた。そのプロジェクトを主導した亀井勝一郎の意図は、伝統美の受動的な享受とは切り離された「野性の故郷」として山形を捉え、そこに要請される能動性の意義を強調することにあつた。

あなたや神保や僕でなければならぬと信じます。同人の間でも、緑川とか渡辺寛とか中谷とか工場に住み農村に住んだことのある人は、皆さういふ氣質をもつてゐますし、あなたの詩を支持するものこの人達です。僕ら東北の人間は、繊細な人工において欠けてゐます。が、不逞の思索力と粘着力を授つてゐると思ひますので、その点に最大の誇りと自信とを^マをもつて進んで行きたいものです。（真壁仁宛亀井勝一郎書簡 一九三六・七・三）

これは、多数の餓死者を出した一九三四年の冷害を極点とする東北大飢饉の記憶を引きずる東北の農村を舞台にした真壁の詩「浸種の朝」（『日本浪漫派』第二巻第五号 一九三六・六）を賞賛し、「あなたの農村の随筆もほしい」という「希望」を述べた後に続く部分である。「土まみれになつたやうな思索と、地上を這ひづりまはつて苦しんでゐるやうな根づよさ」を加えることこそが、『日本浪漫派』に山形の表象を呼び込んだ亀井の意図であつた。

ではなぜ、「気品と繊細な審美眼」に拮抗し得るそうした「思索」や「根づよさ」を、山形を表象するテキストによって誌面に加えられる、と亀井は考えたのか。

大久保典夫は、「保田と亀井との違い」について、「いかに生くべきか」を「文学」以前の問題として無視する保田の「一種高踏的な文学主義（リテラリズム）」に対して、「亀井はプロレタリア文学のリアリズムの呪縛から逃れられずにのたうち廻つていた」²⁰とした。ただし、この時期の亀井が、既存のプロレタリア文学者たちへの強い批判意識を持っていたことは先に見たとおりであり、亀井の「リアリズム」には単なる素材重視の意識以上のものがあることには注意が必要だろう。亀井は、地方を題材にした平田小六「囚はれた大地」を論じて、次のように述べていた。

しかし、この作品が更に大きな興味をよぶのは、一地方部落の全貌が極めて客観的に描かれてゐるためのみではない。作者は一種の風俗史を横に織りながら、同時にそれを客観視できない能動的心理を、縦から織りまぜて行つてゐる。そこがこの作品の重要なところである。（亀井勝一郎「地方主義文学と作家の意欲」『新潮』一九三四・一一）

亀井にとって、地方を舞台にする作品の最も重要な点は、素材としての地方の「客観的」全貌よりも、それを「客観視できない能動的心理」の側にある（したがって、山形を描くのは、他の地方に生まれ、育つた文学者ではなく、「あなたや神保や僕でなければならぬ」）。『校友会雑誌』の「編集後記」に表明していた「実行」への強い関心と明らかに連動するこの「能動的心理」への要求こそが、この時期の亀井が拘泥した「リアリズム」の中心に見出されなければならない。そして、この「能動的心理」において、亀井は保田に対抗しようとしていた。

その意図は、「我々の友情はつねに憎悪をふくんでゐた」と書き出される亀井の「東洋の希臘人」（『日本浪漫派』第三巻第一号 一九三七・一）に、明確に表現された。「日本最古の都」に「生を享け」た保田の批評を、「すでに滅んだ王朝、芸文の最も美事に花さいた日への思慕」を語るものとした上で、亀井は、自身が「立派な寺院も絵画も彫刻もおよそ美の血統と名づくべく何ものもない北方の荒野」に生まれたことによって、「単に見解や理論の相違ではなく、後天的な経験の差異でもな」い二人の対立が形作られるのだと述べる。

日本で一等シベリアに近い僕の故郷は、あらゆる伝統の美を蹂躪し、侵略してゆく野性の故郷かもしれない。嘗て保田與重郎に僕は云つた。「君は東洋の希臘人、僕は東洋のイスラエル人。」と。こ、

逃避を廃した「実行」への指向性が息づいていることを確認できよう。

亀井にとつて、保田への接近、そして「日本浪漫派」の結成は、現実からのロマン主義的な遊離を意味してはいない。その全く逆に、プロレタリア文学運動理論の空疎な教条性に対する批判においてこそ、亀井は保田へと接近し、神保を「日本浪漫派」へと誘ったのであった。そうした亀井の志向に、山形高等学校時代の活動からの連続性が存在することはいま確認したとおりだが、まさしく同じその志向性によって、保田との明確な対立を意図した後期『日本浪漫派』誌上における山形表象は作り上げられていくことになる。

4 後期『日本浪漫派』誌上における山形表象というプロジェクト

「日本浪漫派」との関わりについて言及することに対して後年極めて消極的であったこともあり、真壁仁がどのようにしてこの雑誌に参加したのか、その経緯は現在に至っても必ずしも明確にされているわけではない。しかし、山形市立第三小学校時代からの友人であり、共に『至上律』（第一次）の同人でもあった神保が真壁を勧誘したと考えることが自然であろう。真壁の年譜には、一九三二年八月に「神保光太郎から新しい雑誌に加わるよう誘いをうける。しかし、同人費の負担を考えて断わりの返事を書く」との記述¹⁸もあり、神保は、自らの参加する雑誌の同人に真壁を加えるという構想を、継続的に持ち続けていたであろうとも推測される。

しかしその一方で、山形に題材をとった詩や評論を集中的に『日本浪漫派』に発表するよう真壁を誘ったのが、誌面の編集に深く関わっていた亀井であったことについては、明確にその跡をたどることができる。

『日本浪漫派』第二巻第八号（一九三六・一〇）の「後記」に、「な

は今月から編集の仕事を亀井がすることになった。雑誌に関する用件は一切亀井方へお願ひする。これまでともすれば渋滞勝ちであつた事務も、これからはよくゆくことになるだらうと思ふ」という中谷による告知が出て以降、一九三七年九月の脱退に至るまでの期間、亀井は誌面編集の主たる担当者となった。その間、さまざまに意図を凝らして編集にあたつた¹⁹亀井は、真壁に何度も出稿の依頼を行っており、真壁もそれに応えて第二巻第九号（一九三六・一一）、第二巻第十号（一九三六・一二）、第三巻第一号（一九三七・一）、第三巻第二号（一九三七・二）、第三巻第三号（一九三七・四）、第三巻第六号（一九三七・八）に作品を発表した。これ以前にも真壁は『日本浪漫派』誌上に四度登場しているが、それらは全て詩作の投稿であり、亀井の編集担当後は、批評も寄稿するようになっていく。その一つ「萬葉を継ぐもの」が第三巻第一号（一九三七・一）の巻頭を飾ったことは既に述べた。一九三七年一月一日付の葉書では、「たとへば万葉の憶良論などいかにですか、あるひは東北農村の実生活に関するエッセイでも結構です」と、亀井は真壁に宛ててテーマに関する直接的な示唆まで与えており、また実際に真壁はその示唆を受け容れて第三巻第二号に評論「山上憶良」及び山形の尾花沢地区の農民を題材にした詩「雲と馬」を掲載した。これらの状況から見ると、亀井の編集戦略上、重要な役割のひとつを担っていたのは真壁だったと言つても過言ではない。

亀井が真壁に何を期待したのかは、一九三六年七月三日付の書簡に雄弁に述べられている。

僕は、現在の日本ロマン派が必ずしも満足すべき状態にあるとは思つてゐません。気品と繊細な審美眼とは発達してゐます。しかし土まみれになつたやうな思索と、地上を這ひづりまはつて苦しんでゐるやうな根柢よさは欠けてゐると思ひます。それをみたまふのは、

七・一）には神保が「反逆の血」と題した短歌群をそれぞれ発表している。しかし、それらの作品の水準は、各々の習作の域を出ているとは言い難い。一九二三年全寮寮歌として現在も歌い継がれる「ああ乾坤」の作詞者でもある阪本の作品は青年らしい感傷癖を隠そうとはせず、亀井の戯曲はいずれも過度に観念的な科白劇とでも言うべきもの¹⁶になっている。わずかに、後の政治運動への接近を思わせるような革命運動への憧れとヒロイズムとを看取しうる神保の短歌¹⁷に留意すれば足りようか。

ただし、『校友会雑誌』の編集を担当した亀井が、この雑誌の性格を変えようとする意図を表明していることには注目するべきだろう。第一〇号の「編集後記」において「この雑誌にのせるには何かしら、非常に技巧的にすぐれた大作でなければならぬやうに思ふ方もありますが、今まではともかく、これからはむしろ通俗的なものが載つてもいい」、「そう深刻に考へて、年中深刻になつて、そこからのみ良い作品が生れてくるわけでもなく、況や芸術至上主義などは一切御免蒙つて、万事直接の人生から端的に率直に何ものかが生れてくるなら」と、従来の同誌に見られた術学趣味や誇張癖を批判した亀井は、第一一号「編集後記」においてはさらに踏み込んで次のように述べている。

雑誌は創刊以来既に拾号、第三者の立場からは是を冷酷に批判すれば、こゝに見らるゝもの過去の自然主義的乃至淡いローマンティックな作品の反映に外ならぬ。つまり文壇がある時代ある型に陶醉しきつてしまふ如く、こゝにも亦かやうな伝統的本流を見ると言ふのである。従つて一の飛躍なく一の創造なく、然かも読者僅少。若し微温的な純文芸雑誌に終らんとするならば雑誌部はあつてもなくても差支へないであらう。然し是は稍々悲観的な立場かもしれない。所が委員の側から言へば否一般の立場として考へても、決して絶望はしてゐない。かゝる傾向を打破して真の科学と新鮮な芸術を開展せし

むることは特に大きな希望であり同時に実行の過程であらねばならぬ。（亀井勝一郎「編集後記」）

能動的な意志を超越した自然との接触において生じる感傷的な悲哀に主眼を置く自然主義的な態度、いまここにある現実を否定して想像的な世界に逃避しようとするロマン主義的な態度の双方への「陶醉」を批判し、「真の科学と新鮮な芸術」の「実行の過程」を求める若き亀井の主張には、後の『日本浪漫派』創刊期における彼の思想への確かな連続を認めることができる。

一九三四年三月、神保に宛てた手紙の中で、亀井は保田の評論について次のように述べている。

保田君の評論に心ひかれるのもあの人が革命前期のロマンティックの精神を最も率直にうつし出してゐるからです、あそこにある高揚して行く精神は、もつとも下降のどん底にあるものをさへ包括して行くほど現実的な精神だと思つてゐます、プロ文学の術語をひとつも使はずに、あれほど真のプロ文学に近い精神をあらはしてゐるものはないようです（神保光太郎宛亀井勝一郎書簡 一九三四・三・二九）

この亀井の評価は、若干意味の取りづらい、文脈依存度の高いものになっている。だが、これより以前の部分に「空々しくもプロ文学の機械論をふりまわしてゐるのを見ると、真実腹が立つて仕方がありません」「あけてもくれても文学文学とさわいでゐるプロ文学者ほど今日あはれなものはない」という、プロレタリア文学者たちの理論的な教条主義に對する非難が置かれてゐることを併せ考えるならば、ここで「現実的な精神」と呼ばれるものの中に、先の「編集後記」にも見られた、感傷や

明確な意図があると考えられる。先に見た、中谷の「山形高校時代からの友人」という印象も、保田が主導した、大和という「感性的郷土」に支えられた日本主義と、亀井が主導した、山形という「郷土」表象との間に存在した、このような緊張関係の記憶によってこそもたらされていたのではないだろうか。

3 『日本浪漫派』同人の山形高等学校時代

『日本浪漫派』誌上における山形表象言説を検討する前提として、それらを執筆した同人たちの関係について、時を遡って確認しておきたい。

私が山形高校に入つたとき、上級に阿部六郎がゐて、学校の雑誌に詩を発表してゐた。同級には阪本越郎がをり、私たちが二年になったとき、神保光太郎が入学してきた。阪本はこのころから詩をつくり、神保光太郎はまづ弁論部に入つて、山形弁で「お、太陽よ」といつたふうな演説をしてゐた。阪本等と同人雑誌を出したのもこの頃である。「樞音」といふ雑誌で、たしか二号でつぶれたが、私は生れてはじめて小説を一篇と戯曲を一篇書いたわけで、これが私のものの書きはじめである。(亀井勝一郎『現代史のなかのひとり』¹³⁾)

山形高校出身の亀井、神保、阪本の三人が、後に京都帝国大学教授となった高山岩男らとともに同人誌『樞音』を出していたことは、当人たちの回想などによって知られているが、雑誌は散逸し、その内容を現在確かめることはできない。ただ、彼らが共通して発行に関わった山形高等学校『校友会雑誌』誌面に、当時の様子を窺い知ることができる。創立勅令が一九二〇年四月一九日に公布され、同年十月五日に開校式を迎えた旧制山形高等学校は、一九一八年までに開校された一高から八

高までのいわゆるナンバーズスクール、そして一九一九年に開校された新潟、松本、山口、松山の各高等学校に次ぐものとして、水戸、佐賀と同年に設置された高等学校であった。すなわち、当時の東北地方には、第二高等学校の他には山形高校しか存在せず、提灯行列で招致を祝ったという地域の人々はもとより在学生たちもそれを大いに誇りにしていた。

開校に伴い、山形高等学校校友会は『校友会雑誌』第一号を一九二一年三月に発行した。その「編集後記」には「自分達はわが校友会雑誌をして少くも高等学校のそれとしてあまり恥しくないものであらしめた」¹⁴「然し紙数に制限もあり、雑誌の品位というふものもあるから、充分自信のある、精選した物を出していたゞきたい。何でものせる訳には行かないから。それから何等の意味も背景もない、安価な、ふやけ切った肉感描写などは、この雑誌では排斥することにしたと思つてゐる」と、いささか勢い込んだ方針が披露され、また第七号(一九二三・一二)の「編集後記」には、「東北西方に咲く唯一の文化、而もその存続が永久であるべき此の山高校校友会雑誌」と、東北地方における文化的な存在感への自負が語られている。

亀井と阪本が入学したのは一九二三年、神保が入学したのは一九二四年であったが、『校友会雑誌』巻末の部報によれば、亀井は会誌部¹⁴⁾、阪本と神保は弁論部に所属した。亀井は弁論部主催の例会の常連弁士であった¹⁵⁾らしく、三名はこれらの部活動においても濃厚な交流を持ったようだ。

そうした活動の成果は、『校友会雑誌』上にも示された。第七号(一九二三・一二)には阪本が「若人の秋」と題した短歌群を、第八号(一九二四・六)には亀井が戯曲「独唱」を、第一〇号(一九二五・六)には阪本が「さみしき童」と題した詩群四編を、亀井が戯曲「診察」を、第一一号(一九二五・一一)には亀井が戯曲「進行の一例」を、阪本は「春かなしく」と題した短歌群及び小説「耳」を、そして第一三号(一九二

的な詩精神が、先述の政治的運動からの退避と同時に、当時の高等教育によって形作られた知識的基盤の上に醸成されたと見ることは、半ば通説ともなっている。

だとすれば、ここで出身旧制高校の名前が持ち出されることには、ある程度の必然性もあるとは考えられよう。しかし、ここで「山形高校時代からの友人」と言われた神保は、先述したように『現実』の同人でもあり、また『コギト』の有力な寄稿者でもあったのだ。

もちろん、これは単なる呼び方の違いに過ぎないとも言える。しかし、ここで問題にしたいのは、亀井と神保とを「山形高校時代からの友人」という言葉で中谷が振り返りたくなるような事情が、『日本浪漫派』誌上にあったのではないか、ということだ。

この回想記の別の箇所において中谷は、「保田君の饒舌なのに比べ、亀井君は余りしやべらない」という対比的な人物観察の一端として、亀井と神保とが東北方言を用いたことにも触れている¹²。山形市生まれの神保はともかく、北海道函館に生まれ旧制山形高校卒業後は東京に進んだ亀井がどれほど東北方言話者であったか疑わしいが、中谷の認識においては、亀井と神保とは東北¹³山形のイメージにおいて強く印象づけられていたことがここにも傍証される。

『日本浪漫派』第三巻第一号（一九三七・一）の目次を参看しよう。

萬葉を継ぐもの 真壁仁／方法論（四） 芳賀檀／かがやく藤壺のころの歌 保田與重郎／故郷落想 阪本越郎／「魔園」の魅力 澤西健／亜寒帯の詩人 郡山弘史／保田與重郎 中河与一／この人 伊藤佐喜雄／大和について 高橋幸雄／友情 神保光太郎／感想 伊東静雄／東洋の希臘人 亀井勝一郎／保田與重郎 芳賀檀／夜の歌 中谷孝雄／夜の歌 保田與重郎／悪夢 檀一雄／白鳥は死ぬかも知れぬ 阪本越郎／輪燈（四） 斎藤信／奴婢 北村謙次郎／花

宴 伊藤佐喜雄

この号が発行される直前には、保田の『英雄と詩人』（人文書院 一九三六・一一）『日本の橋』（芝書店 一九三六・一一）の刊行があり、保田に関する評が多数目につく。それらは一様に「この国の真詩に確乎と地盤を与える」（伊東静雄「感想」）、「我々の芸術の伝統」「血統」（中河与一「保田與重郎」）など、保田の日本主義者としての側面を絶賛しており、一躍時の人となって同人間にも強い影響力を持った当時の保田の立場をそこからうかがい知ることができるのだが、その中であって、高橋幸雄「大和について」は、保田の故郷大和に対する態度を「廢墟的憧憬」と指摘している。これは、先に見たイロニーとしての「郷土」意識¹⁴日本主義という保田に関する理解が、刊行当時の同人間にも既に共有されていたことを示す。

しかし、そうした雑誌の巻頭を飾っているのは、「村夫子然たるモンペ姿」の地方歌人、「ぼくらの父祖」であり「野良に於ける親しい仲間」でもある結城哀草果についての真壁仁の論文だった。言うまでもなく、哀草果と真壁とはともに、山形に育ち、山形に住み続けた文学者である。彼ら二人以外にも、山形ゆかりの人物が同号の誌面に登場している。

「故郷落想」を書いた阪本越郎も、山形高校で亀井の同級生として学んだドイツ文学研究者である。阪本は福井県の生まれで、東京にある芝中学校の出身だったが、このエッセイのなかで彼が扱っている「故郷」とは、実は山形のことであった。

以上のような誌面の状況をまとめるならば、この『日本浪漫派』第三巻第一号において、保田への賞賛が中心的な位置を占める中に、あたたかもそうした流れをせき止め介入するかのようには、山形という土地に関係のある記事が挿入されている、ということになろう。後述するように、ここには、この号を含む一定の期間、雑誌の編集を取り仕切った亀井の

新しい雑誌の計画は、私達の間でかなり速かに進められたやうだ。

やがて亀井もそれに加はり、三人で同人を選ぶことになった。しかしその時の話では、同人はなるべく少人数にしようといふことで、各自がひとりづつ友人を連れてくることにした。私は「世紀」の同人のなかで最年少の緒方隆士の将来を大いに期待してゐたので、彼を誘ふことにした。そして保田は「コギト」の同人で評論家の中島栄次郎を、また亀井は彼の山形高校時代からの友人で詩人の神保光太郎を連れてくることになった。（中谷孝雄『同人 青空・日本浪漫派』）

この中谷の回想について、第一に注目されるのは、『日本浪漫派』の出版に際して最も大きな母体となった雑誌として、通説の『コギト』のみを中谷が重視していたわけではない、ということである。

雑誌『コギト』は、保田が旧制大阪高等学校時代の級友を軸に創刊した同人雑誌で、『日本浪漫派』とも並行して刊行が続けられた。『日本浪漫派』を一躍著名にした「『日本浪漫派』広告」（『コギト』一九三四・一一）が同誌に掲載されたこと、また、保田をはじめとして多数の有力寄稿者の重なりがあったことなどから、「そもそも日本浪漫派の母体となったのは、『コギト』であることに異論を挟む者はあるまい」とまで言う同人の回想もある。しかし、創刊時の中心人物であった中谷によれば、保田亀井の両名を中谷に結んだ雑誌として意識されているのはあくまで『現実』であり、『コギト』は『世紀』と同格のものに過ぎなかったことになる。

雑誌『現実』には、亀井、保田の他、本庄陸男、田辺耕一郎、神保光太郎らが参加していたが、二年間の投獄の果ての転向を経験した亀井だけでなく、田辺耕一郎にはナップの雑誌『戦旗』の編集に関わった経験

があり、また神保光太郎も築地小劇場を介して社会主義運動に近づいた一時期があった。保田が高等学校在学時代にソビエトをモチーフにした短歌を書いていたことは、磯田光一の紹介¹⁰以降つとに知られている。しかしもちろん、プロレタリア文学運動の弾圧と非法化を経て、『現実』

創刊の一九三三年までには彼らのマルクス主義体験はそれぞれの終わりを迎えていた。

『現実』の同人について、亀井は、「単に文学好きだけの集りではなく、「程度の差こそあれすべて左翼に関心を持ち、動揺不安の気持ちを抱いてゐた」者たちが、「左翼の退潮と戦争への第一歩と、あはせて政界の墮落やテロリズムの発生等によつてかもし出された時代の危機感、その不安から何か寄りどころを求めて集まつた」ものだったと回想している¹⁰。すなわち亀井は、特定の文学的エコールの拠り所としてではなく、イデオロギーからの離脱を経験した青年たちが今後の方向性を模索する、より雑多な場として『現実』という雑誌を捉えていることになる。中谷の回想が『コギト』を特別視しないのも、彼がそこに参加していなかったからだけではなく、そうした雑多な寄り合いの先に『日本浪漫派』という雑誌の出版があったという彼の認識を示唆していると考えられる。

しかし、本稿において中谷の回想からとりだしておきたいより重要な問題は、そうした背景の中に、「山形高校」の名前が持ち出されていることである。

政治的な指針を見失った青年文学者たちが、しかし経済的にも社会的にも恵まれた背景を持っていたことには早くから言及があった。板垣直子は、そのことを、「彼等自身の考へる新時代の建設と到来を助けることの確信」が「彼等の大部分が経済的に恵まれた生立ちと生活とをもつてゐることに助けられてゐる」¹¹と指摘しており、「日本浪漫派」が帯びた「専ら青春の歌の高き調べ以外を拒み。昨日の習俗を案ぜず、明日の真諦をめざして滞らぬ」（『日本浪漫派』広告）前掲」という高踏

しかしもちろん、橋川の意図は、保田と小林との差異を強調することにはなかった。そうではなく、「感性的郷土」への依存と都市生活における「故郷喪失」という、それぞれのあり方で「現実の郷土」との断絶を抱えた「かれらが」、共に、「インテリ層の戦争への傾斜を促進する上で、もつとも影響多かつたこと」を示すことが、ここでは目指されていた。「これらに共通する」「一種の反政治的思想」こそが、「もつとも政治的に有効な作用を及ぼした」のであり、その根底には「現実に対する独特なオプスキュランチズム」が存在した、というのが橋川の議論の骨子である。

保田のいわゆる「イロニーとしての日本」に看取される、こうした「感性的郷土」と「反政治的」ナショナリズムとの関わりは、大久保典夫⁴によって再度問題化された。「故郷にまつわる土着のくらしと不可分離」な思想として保田の日本主義を理解しようとする大久保は、橋川の「感性的郷土」という分析を批判した。しかし、大久保の意図も、「土着」性を強調することによって、保田を当時の日本の政治体制に浸透していた近代ナショナリズムから分離しようとするところにあり、既存の政治運動との乖離を強調する橋川と全面的に対立しているわけではない。

このように、藤田、橋川の提起を受けて、一九六〇年代に活況を呈した「日本浪漫派」研究は、二〇〇〇年代を前にケヴィン・マイケル・ドーク『日本浪漫派とナショナリズム』⁵が出版されたことなどを契機に再度盛り上がりを見せた。とりわけ保田のテクストに示されるイロニーの内実について、『日本浪漫派』同人、さらにそれ以外の詩人・批評家との比較において様々に検討が深められ、橋川の議論にも、いくつかの修正が提案されることになった。

ドークは、橋川の「日本浪漫派」理解が、他の同人たちの活動を軽視して専ら保田のみに注目し、とりわけその出自を巡る伝記的な解釈に過度な比重を置いていることを指摘した。同じく保田の「郷土」を巡る神

話を批判する渡辺和靖⁶も、初期保田の思想形成を同時代の思想史的動向の中に批判的に再定位しようと試みた。

「日本浪漫派」の提示した問題を保田ひとりの思想に収斂させることには確かに無理があり、その結論として「大和」の再神話化に荷担することにもさしたる意義はないだろう。ただし、後にも触れるように、『日本浪漫派』誌上において、「郷土」を巡る言説が大きなテーマのひとつとしてとりあげられていたこともまた、否み難い事実である。本稿は、それらの言説を単なる意匠として切り捨てるのではなく、むしろナショナリズムをはじめとした同時代の思想的潮流とも深く関わった複数の「郷土」表象言説が葛藤する場として、『日本浪漫派』の全体を捉え直すことを試みたい。それはもちろん、保田の伝記的な事実や彼の「郷土」言説にのみ還元されるものとして『日本浪漫派』を捉えることを意味しない。橋川の評価に修正を提案してきたこれまでの論者においてすら注目されてこなかったことだが、この雑誌は、日本の文化的な伝統の淵源に夢見られた幻想の「大和」ではない、別の「郷土」の表象を積極的に行なったと思える一時期を持っていたのである。

2 『日本浪漫派』の中の「山形高校」

中谷孝雄『同人 青空・日本浪漫派』（講談社 一九七〇・四）によれば、中谷の妻平林英子が雑誌『現実』の同人会議に出席し、同雑誌の同人であった亀井勝一郎と保田與重郎とを中谷に紹介したことをきっかけに、『日本浪漫派』刊行の相談ははじまった。

太宰治、檀一雄らがいた『青い花』との合流を経て、同人の拡大路線に転じ、終刊時までの同人五十六名、寄稿・関係者まで含めると六十八名をも数える⁷と言われる『日本浪漫派』グループは、当初は少人数による運営を志向して出発していた。

故郷をめぐる抗争

―『日本浪漫派』における亀井勝一郎と山形高等学校『校友会雑誌』―

森岡卓司

(文化システム専攻 アジア文化領域担当)

1 はじめに

一九三〇～四〇年代日本におけるナショナリズムの高揚、とりわけ文芸思潮における〈日本回帰〉以降のロマン主義的な動向の主軸を担ったとみなされる雑誌『日本浪漫派』(一九三五・三～一九三八・八、なお、以降の論述において、雑誌そのものは『日本浪漫派』、同人グループについては「日本浪漫派」とそれぞれ表記する)については、その研究が現在に至るまで盛んに続けられている。そこに大きな評価の振幅を伴いはするが、しかし、僅か三年ほどの期間、同人雑誌の形態をとって発行されたに過ぎない『日本浪漫派』を、日本近代文学史上に看過し得ぬ問題を提示する文学運動として認める点においては、既に共通の理解があると言つてよい。

ドイツロマン派からの影響、プロレタリア運動からの断絶と連続、昭和抒情詩史における位置、同時代の政治権力との関係など、「日本浪漫派」に関する論点は多岐にわたるが、その中心には、雑誌が帯びたナショナリズムの内実の解明という課題がある。戦後、「日本浪漫派」についての学術的な再検討の端緒を開いた藤田省三は、「官僚機構の命令政治に反対して非政治的な自主的共同体をつくろうとする運動」としての「農本主義」と『時務』すなわち政治を拒否してイロニーの世界で「孤高の反抗」を行わんとする「日本浪漫主義」との対応を主張した¹⁾。こ

の藤田の問題提起を引き継いだ橋川文三²⁾は、「現実の「革命運動」につねに随伴しながら、その挫折の内面的必然性を非政治的形象に媒介・移行させることによって、同じく過激なある種の反帝国主義に結晶したもの」として「日本浪漫派」の本質を定義した。

「日本浪漫派」について、既存の政治運動とは乖離した主情的なものであることに注目する橋川の議論は、現在でも基本的な評価軸として用いられ続けている重要なものだが、その議論の中で橋川は「日本浪漫派」の中心となった保田與重郎のナショナリズムについて、小林秀雄によって示された当時の都市生活者における故郷喪失の感情(「故郷を失った文学」³⁾)と対比しつつ、特徴を検討している。橋川によれば、「保田の歴史ないし伝統は」彼が生まれた大和という特殊な土地柄に育まれた「感性的郷土に基礎をおいて」いる。「感性的郷土」とは、「伝統」に支えられた固有の場所でありながら、現実のその場所とは異なる、という性質を意味しており、その「郷土」は、「大和」でありながら「大和」ではないという、イロニーとしての相貌を帯びることになる。そして、この「感性的郷土」への信頼は、「自分には……そもそも故郷という意味がわからぬ」という小林とは「明かに異なっている」。この対比によって、当時の都市部に生活する青年の日本主義、即ち決断主義的な反近代、反西洋の態度とは異なる、保田の「没主体」的な「国学的主情主義」、即ち「ロマン化されたイロニー」としてのナショナリズムの様相が描き出される。

The development of the Gokuraku Temple and its branches in medieval Japan, with a focus on the succession of its chief priests

Kenji MATSUO

(History & Culture, Cultural Systems Course)

Through a focus on the succession of its chief priests, this paper aims to show that the Gokuraku Temple in Kamakura had a much bigger influence in the Kamakura period than originally thought. Previous research has focused solely on Ninshō (1217-1303), the temple's founder. This research will show, however, that until the 14th century, Gokuraku Temple played a significant role in public works, including improving port facilities, running hospitals and curing leprosy. It will be shown that such public works were conducted by Ninshō's successors and that especially Junnin (1265-1326), the third, and Shunkai (?-1334), the fourth chief priest, played a substantial role, successfully founding many branch temples not only in the east but also the west of Japan.

- * 七十九 「西大寺代々長老名」〈前注（七二）〉七三頁。
- * 八十 『極楽律寺史 中世・近世編』〈前注（五）〉一四七頁。
- * 八十一 松尾「西大寺光明真言過去帳の紹介と分析」〈前注（七〇）〉九六頁。
- * 八十二 「常楽記」〈前注（五〇）〉応安三（一三七〇）年八月一五日条。
- * 八十三 「西大寺代々長老名」〈前注（七二）〉七三頁。
- * 八十四 松尾「西大寺光明真言過去帳の紹介と分析」〈前注（七〇）〉九八頁。
- * 八十五 「西大寺代々長老名」〈前注（七二）〉七三頁。
- * 八十六 「西大寺代々長老名」〈前注（七二）〉七三頁。
- * 八十七 石井進「都市鎌倉における「地獄」の風景」〈前注（二）〉。
- * 八十八 たとえば、松尾『中世叡尊教団の全国的展開』〈前注（三二）〉など。

追記

本稿は科学研究費基盤研究(c)「中世叡尊教団の全国的展開」(代表松尾剛次)の成果の一つである。

- *三十七 「北条貞時十三年忌供養記」(『鎌倉市史 第二』鎌倉市、一九五六) 一〇七頁。
- *三十八 『性公大徳譜』「正応四年条」(『極楽律寺史 中世近世編』(前注(五)七五頁)。
- *三十九 『極楽律寺史 中世・近世編』(前注(五)) 三六頁。
- *四十 松尾『中世都市鎌倉の風景』(吉川弘文館、一九九三) 一三四頁。
- *四十一 『金沢文庫古文書』六一九六号文書。
- *四十二 松尾監修『興正菩薩御教誡聴聞集』「訳注研究」(『日本仏教総合研究』二、二〇〇四) 一〇六頁。
- *四十三 田岡香逸氏「結界石考」(『歴史考古』一八、一九七〇)、垂水稔氏著『結界の構造』(名著出版、一九九〇) など参照。
- *四十四 松尾『中世都市鎌倉の風景』(前注(四〇)) 一五六頁。
- *四十五 「源喜堂古文書目録二」『鎌倉遺文』三四卷、二六五一六号文書。
- *四十六 『救済の思想 叡尊教団と鎌倉新仏教』(角川書店、一九九六) 五四頁。
- *四十七 文保頃の「廻向・光明真言再興願文」『極楽律寺史 中世近世編』(前注(四)) 九八頁。
- *四十八 『金沢文庫古文書』四五五六号文書、「氏名未詳書状」。
- *四十九 『日本史大事典 三』(平凡社、一九九三) の「常楽記」の項目参照。
- *五十 「常楽記」(『群書類従第二九』続群書類従完成会、一九七七) 建武元(一二三四) 年一月二一日条。
- *五十一 松尾『中世都市鎌倉の風景』(前注(四〇)) 一五六頁。
- *五十二 「周防国吏務代々過現名帳」(前注(三〇)) 五九六頁。
- *五十三 「周防国吏務代々過現名帳」(前注(三〇)) 五九六頁。
- *五十四 「相模極楽寺文書」『鎌倉遺文』三九卷、三〇一三九号文書。
- *五十五 『山口県史 史料編 二』(前注(二八)) 四〇五頁。
- *五十六 『山口県史 史料編 二』(前注(二八)) 四〇五頁。
- *五十七 『山口県史 史料編 二』(前注(二八)) 四〇五頁。
- *五十八 『山口県史通史編 中世』(前注(二六)) 七六八頁。
- *五十九 「相模極楽寺文書」『鎌倉遺文』四一卷、三二四八二号文書。
- *六十 『愛媛県史資料編 古代・中世』(愛媛県、一九八三) 五一六頁。
- *六十一 「伊予大三島東田坊所蔵銅饒鉢銘」『鎌倉遺文』四一卷三二八七六号文書。
- *六十二 「播磨報恩寺文書」『鎌倉遺文』三四卷、二六〇九一号文書。
- *六十三 「常楽記」(前注(五〇)) 暦応元(一二三三) 年七月二七日条。
- *六十四 『愛媛県史資料編 古代・中世』(前注(六〇)) 五三四頁。
- *六十五 『愛媛県史資料編 古代・中世』(前注(六〇)) 五三四頁。
- *六十六 「律苑僧宝伝」(『大日本仏教全書一〇五』名著普及会、一九七九、一五九頁)「照玄律師伝」。
- *六十七 永村真『中世東大寺の組織と経営』(塙書房、一九八九) 三四六頁所載の「東大寺大勸進職一覽」参照。しかし、『大日本古文書 東大寺文書之九』六二頁によれば、前年の康永三年一〇月二四日において大勸進として活動している。
- *六十八 『律苑僧宝伝』(前注(六六)) 一六〇頁。
- *六十九 『極楽律寺史 中世・近世編』(前注(五)) 一四六頁。
- *七十 松尾「西大寺光明真言過去帳の紹介と分析」(速水侑編『日本社会における仏と神』吉川弘文館、二〇〇六) 九一頁。
- *七十一 「西大寺代々長老名」(『西大寺関係史料(一) 諸縁起・衆首交名・末寺帳』七三頁)。
- *七十二 「西大寺代々長老名」(前注(七一)) 七三頁。
- *七十三 『極楽律寺史 中世・近世編』(前注(五)) 一四六頁。
- *七十四 本光房は文保二(一一三一) 年二月七日附後伏見上皇院宣では、殺生禁断命令を證賢(報恩寺長老) に仰せ伝えるように命じられている(『播磨報恩寺文書』『鎌倉遺文』三四卷、二六〇九〇号文書)。このほかの活動については松尾「関東祈禱所再考—禪・律寺に注目して」(『日本仏教総合研究』一四号、二〇一六) 五四・五五頁を参照されたいが、正和三(一二三四) 年一〇月には大和久米寺の勸進責任者として活動している。
- *七十五 『極楽律寺史 中世・近世編』(前注(五)) 一四六頁。
- *七十六 『極楽律寺史 中世・近世編』(前注(五)) 一五一頁。
- *七十七 松尾「西大寺光明真言過去帳の紹介と分析」(前注(七〇)) 九五頁。
- *七十八 「西大寺代々長老名」(前注(七一)) 七三頁。

真が、二六一頁には解説がある。二六七頁には銘文の翻刻がある。

- *十一 『極楽律寺史 中世近世編』〈前注(五)〉。『生誕八〇〇年記念特別展 図録 忍性』〈前注(一〇)〉一七八頁に本舍利容器の写真が、二五九頁には解説がある。二六六頁には銘文の翻刻がある。

- *十二 『極楽律寺史 中世近世編』〈前注(五)〉、『鎌倉遺文』巻三八、二九五〇号文書。

- *十三 本骨蔵器銘については『大仁町史 資料編二』(伊豆の国市観光・文化 部文化振興課、二〇一二) 五二四頁、『大仁町史通史編二』(伊豆の国市観光・文化 部文化振興課、二〇一五) 四二六頁、『増訂豆州志稿巻一〇下』(長倉書店、一九六七) 四二九頁などを参照。

金剛廢寺については、史料がほとんどないが、極楽寺とその末寺が天竜川・大井川・富士川・木瀬川などの管理を任されていたこと(湯山学「駿河国木瀬河・沼津と靈山寺」『地方史静岡』一五、一九八七)から推測すれば、狩野川中流の右岸に位置し、おそらく、狩野川の川津を管理する役割を担っていたのかもしれない。また、『増訂豆州志稿巻一〇下』によれば、永和三(一三七七)年二月一〇日に造立供養されたという銘のある大日如来を刻んだ石塔もあったというので、その頃まで存続していた。現在の玉洞院にある永和三年銘の石塔こそ、その石塔であろう。順忍の「故郷」に立つ金剛寺であり、おそらくは大いに栄えていたはずである。

- *十四 二〇一七年四月五日に修善寺にて本骨蔵器の調査を行った。その際、修善寺住職吉野真常氏にお世話になった。

- *十五 松尾『忍性』〈前注(七)〉参照。

- *十六 この順忍の極楽寺長老任命状は將軍より出されており、極楽寺は將軍家祈禱寺であった(小野塚充巨「中世極楽寺をめぐる」『莊園制と中世社会』東京堂出版、一九八四) 四七七頁)。その任命状は一〇月五日附けであり(『金沢文庫古文書』二五五四号文書)、第二代長老榮真の死去日はそれ以前ということになる。江戸時代の過去帳では元亨二年七月一二日とする。その年次は明らかに間違いが、月日が正しいとすれば、正和四年七月一二日に亡くなったということになる。長老任命は前住の四九日法要などの終了後とすれば、その日附けも可能性はある。後考を期したい。

- *十七 大三輪龍彦「廢多寶律寺について」(『鎌倉』一七、一九六八)。

- *十八 松尾『忍性』〈前注(七)〉九二頁参照。

- *十九 『仏教辞典』(岩波書店、二〇〇二)の「勸進」の項目参照。

- *二十 松尾『勸進と破戒の中世史』〈前注(三)〉。

- *二十一 松尾『中世律宗と死の文化』(吉川弘文館、二〇一〇)。

- *二十二 松尾『勸進と破戒の中世史』〈前注(三)〉所収「勸進の体制化と中世律僧」一四・一五頁。

- *二十三 「周防国分寺文書」一『防府市史 史料I』(防府市、二〇〇〇) 三六三頁。

- *二十四 松尾『勸進と破戒の中世史』〈前注(三)〉所収「勸進の体制化と中世律僧」二七頁。

- *二十五 長門国分寺は一九箇寺の「外」とされるので(森茂暁「鎌倉末期・建武新政期の長門国分寺」(『山口県史研究』二、一九九三) 二五頁)、二〇箇国の国分寺の興行を担っていた。

- *二十六 大塚「鎌倉極楽寺流律家の西国展開」〈前注(九)〉など参照。長門長光寺も極楽寺仙戒(海)上人によって律寺化しており(『山口県史通史編 中世』山口県、二〇一二、七七三頁)、明徳以前は極楽寺末寺であった可能性が高い。

- *二十七 松尾『西大寺末寺帳考』(『勸進と破戒の中世史』〈前注(三)〉) 一三七頁。

- *二十八 『山口県史 史料編 二』(山口県、二〇〇一) 三九九頁の八月一日付「周防国目代覚順書状」。

- *二十九 大塚「鎌倉極楽寺流律家の西国展開」〈前注(九)〉。

- *三十 「周防国吏務代々過現名帳」(『山口県史 史料編 中世I』山口県、一九九六) 五九六頁。

- *三十一 「周防国吏務代々過現名帳」〈前注(三〇)〉 五九六頁。

- *三十二 松尾『忍性』〈前注(七)〉 一九二・一九四頁。

- *三十三 「撰津多田神社文書」『鎌倉遺文』三四卷、二五八五号文書。

- *三十四 松尾『西大寺末寺帳考』(『勸進と破戒の中世史』〈前注(三)〉) 一四四頁。

- *三十五 「土佐村上文書」『鎌倉遺文』三五卷、二六九七四号文書。

- *三十六 「土佐安芸文書」『鎌倉遺文』三四卷、二六五四六号文書。

その間に死去したのであろう。

おわりに

「はじめに」で触れたように、石井進氏は、極楽寺が和賀江津の港湾管理など鎌倉幕府の公共事業を請け負っていた点を踏まえて、極楽寺の役割の大きさに光を当てた^{*八十七}。しかしながら、極楽寺研究の基本ともいえる長老次第すら明かではなかった。それは、史料の少なさというよりも、史料の扱いが困難であったからだ。それゆえ、本稿では極楽寺第三代長老善願房順忍と第四代長老本正性(性)房俊海の事績に注目しつつ、極楽寺の第九代までの長老次第を明らかにし、極楽寺流の形成と展開についてみてきた。それによって、叡尊教団内に極楽寺流ともいえる鎌倉極楽寺を中心とした末寺群の存在に光を当てることができたと考える。とりわけ、初代忍性のみならず東大寺大勧進に登用された順忍と俊海が重要な役割を果たしたことも明らかにできた。

ところで、叡尊教団の全国的な展開を考える際に、明德二(一二三九)年に書き改められた「明德末寺帳」がよく使用される。私もしばしば利用してきた^{*八十八}が、なぜ明德二(一二三九)年に書き改められる必要があったのか謎であった。今回、極楽寺流の成立と展開を考えてみると、謎が解けたような気がする。本稿で述べたように、南北朝初期までは極楽寺流は三河国以西の西国にも展開していたが、南北朝動乱の終結を機に、西大寺と極楽寺で調整がなされ、基本的に西国の末寺は西大寺が、東国は極楽寺が統括するという結論にいたり、「明德末寺帳」が作成された。以上の仮説が当たっているかは、ともかくとして順忍、俊海といった極楽寺流の高僧の活躍に光りを当てられたことをもってよしとしたい。

*一 石井進「都市鎌倉における「地獄」の風景」(『御家人制の研究』吉川弘文館、一九八一、九三頁など)は忍性と極楽寺の役割の重要性に大きな光を当てた。

*二 追塩千尋「中世南都の僧侶と寺院」(吉川弘文館、二〇〇六)。

*三 松尾剛次「西大寺末寺帳考」(『勧進と破戒の中世史』吉川弘文館、一九九五)一三七頁。西大寺末寺帳などを使いつつ現地調査を踏まえて中世叡尊教団の全国的展開を明らかにした松尾『中世叡尊教団の全国的展開』(法蔵館、二〇一七)も参照されたい。

*四 西岡芳文「忍性の後継者と関東律宗の展開」(『生誕八〇〇年記念特別展 忍性菩薩 関東興律七五〇年』神奈川県立金沢文庫、二〇一六)。西岡論文は陸奥長福寺、駿河鬼岩寺などこれまでさほど光が当てられなかった極楽寺末寺に注目している。

*五 『極楽律寺史 中世近世編』(極楽律寺、二〇〇三)。

*六 遁世僧については松尾剛次『新版 鎌倉新仏教の成立』(吉川弘文館、一九九八)など参照。

*七 松尾「忍性」(ミネルヴァ書房、二〇〇四)。

*八 田中敏子「極楽寺二代長老に就て」(『鎌倉』五、一九六〇)。

*九 この点は松尾「西大寺末寺帳考」(前注(三))一三七頁で指摘した。大塚紀弘「鎌倉極楽寺流律家の西国展開―播磨報恩寺を中心に」(『地方史研究』三五七、二〇一二)は極楽寺流の存在に大きなスポットを当てた点は注目に値する。しかし、大塚氏は、第四代極楽寺長老俊海が嘉暦元年に死去したとするなど、間違いも犯している。そうした誤りを回避するために、

も、極楽寺長老次第の確定は望まれるところである。また、都市鎌倉との関係で極楽寺の役割に注目した石井進「都市鎌倉における「地獄」の風景」(前注(一))も示唆にとむ研究であるが、和賀江津の管理権と前浜の殺生禁断権を安堵した足利尊氏書状宛の宛名(極楽寺長老本光房心日)を極楽寺長老とのみ記すなど、極楽寺長老次第に踏み込んではいない。

*十 『極楽律寺史 中世近世編』(前注(五))一〇五・一〇六頁、『鎌倉遺文』

卷三八、二九五四九号文書。『生誕八〇〇年記念特別展図録 忍性―救済に捧げた生涯』(奈良国立博物館、二〇一六)一八四頁に本舍利容器の写

賀江嶋の管理権と前浜の殺生禁断権を安堵されたことがある。^{*七十五}

第七代長老は、本一房明賢である。

史料(二六) ^{*七十六}

極楽寺第七長老明賢大徳遺骨、貞治七年戊申三月十五日

史料(二五)は、極楽寺の塔頭西方時跡から出土した骨蔵器の銘文である。それゆえ、

明賢は貞治七(一三六八)年三月一日に死去したことがわかる。
ところで、明賢の房名は本一房である。

史料(二七) ^{*七十七}

當寺第十三長老沙門信尊

(中略)

○(アトカ)本一房 極楽寺長老

智照房 弘正寺

(中略)

○當寺第十四長老沙門堯基 (後略)

史料(二六)は、「光明真言過去帳」で、極楽寺長老本一房が、貞治五(一三六六)年九月二〇日に七〇歳で亡くなった西大寺第一三代長老信尊^{*七十八}と、応安三(一三七〇)年四月四日に七五歳で亡くなった西大寺第一四代長老堯基^{*七十九}との間に記されている。それゆえ、極楽寺長老本一房は、その間に亡くなったと考えられる。とすれば、本一房とは貞治七(一三六八)年三月一日に死去した明賢ということになる。
明賢は、文和二(一三三三)年一月八日に「極楽寺宝物目録」に署判している^{*八十}。その頃には確実に長老であった。

第八代長老は義空房である。本一房明賢は貞治七(一三六八)年三月

一日に死去した。その跡を継いだのは義空房であった。

史料(二七) ^{*八十一}

○當寺第十四長老沙門堯基 (中略)

覺日房 金剛寺

俊一房 桂宮院

(中略)

真浄房 花蔵寺

玄寥房 称名寺

素静房 神弘寺

○義空房 極楽寺長老

(中略)

○當寺第十五長老沙門興泉

史料(二七)は、「光明真言過去帳」の一部で、極楽寺長老義空房が、応安三年八月一日に死去した桂宮院長老俊一房^{*八十二}と、康暦元年(一三七九)年六月晦日に八六歳で亡くなった西大寺第十五長老興泉^{*八十三}の間に記されている。義空房は、その間に亡くなったのであろう。
第九代は空日房である。

史料(二八) ^{*八十四}

○當寺第十五長老沙門興泉

(中略)

○空日房 極楽寺長老

道了房 大御輪寺

(中略)

○當寺第十六長老沙門禪譽

史料(二八)は、「光明真言過去帳」の一部で、極楽寺第九代長老空日房が、康暦一(一三七九)年六月晦日に八六歳で亡くなった西大寺第一五代長老興泉^{*八十五}と、嘉慶二(一三八八)五月五日に九〇歳で亡くなった西大寺第一六代長老禪譽^{*八十六}との間に記されている。空日房は

それゆえ、一見すると、覚行房照玄が康永四年以後のある時期に極楽寺長老であったと考えられる。照玄は康永四年三月には東大寺大勧進となった^{*六十七}という。

史料(二四) ^{*六十八}

圓淨為律師伝

律師諱正為、圓淨其字也、落髮于十達国師、学富道高、繼覚行律師後、住極楽戒壇両利、常講華嚴及三大部、由是名流四遠、為時賢所慕、應安元年八月二十二日歸眞于極楽寺、

さらに、注目されるのは、史料(二四)のように、『律苑僧宝伝』の「圓淨為律師伝」には、覚行の弟子の円浄房正為が覚行房照玄の跡を継いで極楽寺と東大寺戒壇院に住し、応安元(一三六八)年八月二二日に極楽寺で亡くなったとある。すなわち、『律苑僧宝伝』を信じるとすれば、第六代長老は覚行房照玄、第七代長老は円浄房正為ということになる。はたしてそうであろうか。

史料(二四) ^{*六十九}

観応元年三月廿一日於開東極楽寺自第六住持心日大徳奉相伝之畢、

極楽寺住僧金剛仏子珠篋

(花押)

史料(二四)は、「綜芸種智院式並序」の奥書である。それによれば、極楽寺第六代長老心日が観応元(一三五〇)年三月二一日に「綜芸種智院式並序」を極楽寺住僧珠篋に相伝している。すなわち、第六代住持は心日であったと考えられる。

また、心日は、「極楽寺宝物目録写」には康永三(一三四四)年四月初安居日(一六日)附で「沙門心日(花押)」と署判している。それに

は「第六住時代」と後世の注記もある。それゆえ、康永三(一三四四)年四月頃から観応元(一三五〇)年には心日が第六代住持として活動している。

とすれば、覚行房照玄(円浄房正為もだが)を極楽寺長老とする『律苑僧宝伝』は間違いと考えられる。おそらく、極楽寺の一塔頭の院主となったというのを「主鎌倉極楽寺」と誤断したのであろう。

史料(二五) ^{*七十}

當寺第六長老沙門澄心

(中略)

本智房 當寺住

本光房 極楽寺長老

(中略)

當寺第七長老沙門信昭

また、史料(二五)の「光明真言過去帳」によれば、本光房が極楽寺長老として記載されている。それによれば、貞和三(一三四七)年九月五日付で死去した西大寺第六代長老澄心^{*七十一}と、文和元(一三三二)年三月二日付で亡くなった西大寺第七代長老信昭^{*七十二}との間に、極楽寺長老本光房が記載されている。それゆえ、その間に、極楽寺長老本光房は亡くなったのであろう。とすれば、本光房とは第六代長老心日のことを指している。

また、先述のように、観応元(一三五〇)年三月二一日に極楽寺第六代長老として「綜芸種智院式並序」を極楽寺住僧珠篋に相伝している^{*七十三}。それゆえ、心日は観応元(一三五〇)年三月二一日から文和元(一三五二)年三月二日までの間に死去したのであろう^{*七十四}。

本光房心日の長老期における重要な出来事として、貞和五(一三四九)年二月一日附で足利尊氏によって、忍性の先例に任せて鎌倉の内港和

海が伊予大三島の三島社に銅饒鉢を寄付しており、その頃には伊与国と関係があったのであろうか。

さらに、播磨報恩寺も、俊海が長老であった嘉暦元（一三二六）年から建武元（一三三四）年一月二日までの間は極楽寺末寺であった。^{*六十二}

以上のように、第四代長老俊海も第三代長老順忍の跡を継いで、極楽寺流を一括して後醍醐天皇の勅願寺とするなど、極楽寺流の発展に大きな役割を果たしていたのである。

第五代、第六代、第七代についても詳しく考察すべきであるが、史料的な制約と紙幅の都合もあって、在任期間に注目して述べておこう。

第五代長老は印教房円海である。建武元（一三三四）年一月二日に死去した俊海の跡を継いで、円海は極楽寺第五代長老となった。「常楽記」によれば暦応元（一三三八）年七月二七日に六九歳で亡くなっている。^{*六十三}

史料（二一）^{*六十四}

天下静謐御祈事、相催諸国末寺并国分尼寺事、殊致丹誠可祈念海内安全者、依

院宣執達如件、

^{建武三}
七月十八日 雅仲^{（高階）}

極楽寺長老上人御房

史料（二二）^{*六十五}

諸国散在末寺僧尼寺同寺領等事、任先例可被致其沙汰之状如件

建武三年七月十九日 左馬頭 御判

極楽寺長老

史料（二一）は建武三（一三三六）年七月一日附光厳上皇院宣写である。史料（二二）は建武三年七月一日附足利直義御判御教書写である。史料（二一）からは、極楽寺長老円海に対して末寺と国分・尼寺を動員して天下静謐の祈禱を丹誠こめて行うように命じている。史料（二二）からは、先例にまかせて「諸国散在末寺僧尼寺同寺領等」の支配を行なうように極楽寺に安堵している。いずれも写で、伊与国分寺に伝わっている。

史料（二一）、史料（二二）からわかるように、円海の時代も諸国末寺支配を認められ、ことに、西国に所在する伊与国分寺の支配も継続して認められたことがわかる。

第六代長老は、本光房心日である。心日は暦応元（一三三八）年七月二七日に亡くなった円海の跡を継いだ。

ところで、先述のように、第六代長老を覚行房照玄とする説もある。それは、『律苑僧宝伝』の「照玄律師伝」に依拠しているのであろう。

史料（二三）^{*六十六}

覚行玄律師伝

律師諱照玄、字覚行、本無律師之門人也、随十達国師習戒律、深得其旨、兼稟二秘密瑜伽、旁研華嚴、康永四年募衆、於東大寺建香積厨、厥後受請主鎌倉極楽寺、又領戒壇院之命、居二歳、宗風大振、竟於京兆大通寺、脱去、時延文三年六月初五日也、報年五十有八

それによれば、延文三（一三五八）年六月五日になくなった、覚行房照玄が康永四（一三四五）年に東大寺に香積厨を建てたあと、鎌倉極楽寺の主となったとある。また、東大寺戒壇院長老にもなったという。

れを受けて関東申次が執権に伝達している。史料(一七)は、鎌倉幕府が、その繪旨を受けて周防国分寺を興行するように、俊海に命じている。

ところで、史料(一五)と(一六)には年次がなく、『山口県史』は、それらの文書の年次を嘉暦二(一三三二)年とする。しかし、史料(一七)が史料(一五)と(一六)と関連しているとすれば、それらの文書の年次は元徳二年であろう。

史料(二五)から史料(二七)は、善願房順忍の死去後の大勧進交代後、本正(性)房俊海による周防国分寺興行活動を保障する文書群である。

俊海は、順忍と同様に幕府の支援を受けて周防国分寺の興行を行ったのである。「当寺開山菩薩以降代々名簿控」では、俊海のことを周防国分寺中興者とする^{*五十八}。

また、先述のように、後醍醐天皇は極楽寺とその末寺を一括して勅願寺としていた。そうした極楽寺流保護政策は、俊海の時代の成果である。

史料(一八) ^{*五十九}

極楽寺諸末寺、勅願寺并寺領安堵 繪旨、被成下候之間、諸寺可触申之由候、仍案文二通進之候、任被仰下之旨、被致御祈祷、^可被修朝敵并合戦之輩滅罪之善根候也、恐々謹^言、

元弘三年八月十九日 沙門俊海(花押)

謹上 称名寺長老

史料(一八)は元弘三(一三三三)年八月十九日附けの「俊海書状」である。それによれば、鎌倉幕府滅亡後において、極楽寺諸末寺を一括して勅願寺とし、また寺領を安堵する繪旨が出されたことがわかる。俊海は極楽寺長老として、案文二通を作成し、その旨を末寺である称名寺に伝え、「朝敵并合戦之輩滅罪之善根」のために祈祷するように指示している。

さらに、次の史料(一九)のように、俊海の長老時代には伊与国分寺も興行を任されている。

史料(一九) ^{*六十}

伊豫国々分寺、宜致執務専興隆者、

天氣如此、仍執達如件

^(三三三)元弘三年十一月三日 左少弁 御判

極楽寺長老御房

追伸 寺領以下任旧記可致管領由、同被仰下候也

鎌倉幕府が蒙古襲来を契機として、国分寺(尼寺)・一宮の復興に務め、その担い手が西大寺・極楽寺であったことは先に述べた。その結果一九箇国の国分(尼)寺が両寺によって興行された。史料(一九)は元弘三年十一月三日附後醍醐天皇繪旨である。それによれば、伊与国分寺の興行が極楽寺長老俊海に命じられている。寺領以下の管領も任されている。極楽寺は、周防国分(尼)寺、丹後国分(尼)寺、伊与国分(尼)寺の興行をゆだねられていた。

伊与国分寺との関係がいつから始まったのかははっきりしないが、次の史料(二〇)からは、正慶元(一三三二)年閏一〇月頃には極楽寺と伊与国とは関係があったようである。

史料(二〇) ^{*六十一}

奉施入伊与国三島神社御宝前

正慶元年壬申十月関東極楽寺

沙門俊海

すなわち、史料(二〇)によれば、正慶元年閏一〇月に極楽寺長老俊

元亨三年癸亥二月廿四日

羯广師 極楽寺長老一忍公大徳

答法 多宝寺長老俊海律師

唱相 湛睿

それによれば、結界儀礼において多宝寺長老俊海は答法師を務めている。俊海も、忍性、順忍と同じく多宝寺長老から極楽寺長老へと榮転したのである。

俊海が重要視されていた証として、順忍の跡を受けて東大寺大勧進に任命されたことがある。^{*五十二}

史料(一四) ^{*五十三}

一、東大寺大講堂造営料国

国司造東大寺

同極楽寺長老^(鎌倉)

本性上人俊海

嘉暦元十二月三日

史料(一四)は、「周防国吏務代々過現名帳」で、それから嘉暦元(一二三六)年一二月三日附で俊海が極楽寺長老として東大寺大勧進兼周防国司に就任したことがわかる。

順忍のところでも述べたが、当時の東大寺大勧進は名誉職ではなく、優れた勧進能力を有することが求められた。とりわけ、鎌倉幕府との密接な関係のある僧侶が大勧進に求められていた。そういう背景のもと、俊海が大勧進に任命されたのである。

また、嘉暦三(一二三二)年二月一三日には、俊海の申請を受けて忍性へ菩薩号宣下が許可されることになった。^{*五十四} このことは、忍性の

仏教者としての偉大さが第一義であったにせよ、俊海の朝廷・幕府への交渉の成果でもあった。

さらに、俊海は順忍と同様に実順を周防国の目代に任命し、東大寺大勧進としての職務を遂行した。ことに、国守として周防国分寺の興行にも務めた。

史料(一五) ^{*五十五}

周防国分寺興行事、俊海上人申状副具書如此、可被申関東之由
天氣所候也、上啓如件

四月十九日

^(周防寺)
左大弁資房 奉

謹上 西園寺中納言殿^(公宗)

史料(一六) ^{*五十六}

周防国分寺興行事、綸旨 副俊海上人申状、并具書如此、仍執達如件、

四月廿二日

公宗

相模守殿

史料(一七) ^{*五十七}

周防国分寺事、早任綸旨、可令致興行沙汰之状、依仰執達如件、

^(三三〇)
元徳二年十一月六日

右馬権頭 在判

相模守 在判

^(俊海)
本正上人御房

史料(一五)は、元徳二(一二三〇)年四月一九日付後醍醐天皇綸旨で、極楽寺俊海の願いを受けて、周防国分寺興行を鎌倉幕府もサポートするように関東申次(西園寺公宗)に命じている。史料(一六)は、そ

証する伝法灌頂や許可灌頂を僧尼に行ったことが、「伝法灌頂門□^第僧、六十人、許可僧三十五人、伝法尼僧三十七人、許□^可尼僧二人」と記されている。実際に、文保二(一三二八)年正月九日附で称名寺剣阿に伝法灌頂を行っている。^{*四十五}

また、「極楽寺長老順忍舍利器銘」に「伝法尼僧三十七人、許□^可尼僧二人」とあるのが注目される。順忍は女性にも伝法灌頂を行っていたことに注意を喚起したい。

順忍は、密教僧であったが、叡尊・忍性らもそうであった。それゆえ、叡尊教団においても多数の密教系の法会を行っていた。とりわけ、叡尊が文永元(一二六四)年九月四日に西大寺建立の本願称徳女帝の忌日を期して開始した法会である光明真言会は重要である。七昼夜にわたって亡者の追善、生者の現世利益のために光明真言を誦誦する法会であり、諸国の末寺から僧衆が集まり、西大寺内に寄宿して法会を勤修する叡尊教団の年中行事の中で最大のものであった。^{*四十六}

注目されるのは、極楽寺流も光明真言会を開催していたことである。忍性は極楽寺に真言堂を建設し、そこで光明真言会を開いていたと考えられる。それは忍性の死後は一時期中断したようであるが、おそらくは忍性への廻向のために文保期には順忍によって再興されたと推測される。^{*四十七}

史料(一二) ^{*四十八}

五ヶ日談義候也、開白御分、二日本性上人、三日本光房、四日覚也上人、印教上人、 □此候也、

□^恒例光明真言、自四月八日初夜被始行候、同九日開白御説法、為御存知□録、大概進之候、相構、

史料(一二)は『金沢文庫古文書』所収の「氏名未詳書状」であるが、それにより四月八日より恒例の光明真言会が開かれていたことがわかる。なお、五日間にわたって開催された談義をつとめた五人は、初日が順忍、二日目、第四代長老となる本性房俊海、三日目は第六代長老となる本光房、最後が第五代長老印教房であり、覚也上人以外はいずれも極楽寺長老となる人物である。それゆえ、この恒例光明真言会は奈良西大寺ではなくて、極楽寺の光明真言会であろう。

以上のように、善願房順忍は非常に重要な活動を行なった。とりわけ、東大寺大勧進として東大寺の復興を成功させ、さらに忍性没後の極楽寺を発展させていった。次に第四代本性房俊海以降の長老について見よう。

第二章 第四代長老本正(性) 房俊海以後の長老達

嘉暦元(一三二六)年八月一〇日に亡くなった極楽寺第三代長老善願房順忍の跡を継いだのは第四代長老本正(性)房俊海である。史料には房名が本性房とも本正房とも出てくるが音通で同じ人物である。

鎌倉時代末から室町時代初期に書かれた一種の過去帳である^{*四十九}「常楽記」という記録によれば、俊海は建武元(一三三四)年十一月二日に死去した^{*五十}とあるので、建武元年十一月二日に亡くなったと考えられる。

この本正房俊海についても専論はないが、順忍の跡を引き継ぎ極楽寺流の発展を支えた人物であった。俊海の史料上の初見は、先述した金沢称名寺に残る「称名寺結界絵図」の元亨三(一三二三)年二月二四日附の裏書きである。

史料(一三) ^{*五十一}

と、二上山より東で、三河国より西のそれを管理する西大寺、三河国より東のそれを管理する極楽寺の大まかな三つに管轄が分れていた可能性がある。

ところで、極楽寺絵図に戒壇堂が描かれている^{*四十}。授戒自体は、戒

壇堂といった建物が必要としないが、正応四年に始まった極楽寺での授戒が恒常化するにつれて、戒壇堂という建物まで作られたのであろう。

『金沢文庫古文書』などには、「暦応四年十二月三日、卯時計、夢想云く、極楽寺において受戒し畢」^{*四十一}と見え、暦応四（一三四一）年においても、極楽寺での授戒が継続していたと考えられる。

ところで、興味深いことに、叡尊は、西大寺での授戒と比較して極楽寺での授戒は劣っていると考えていた。『聴聞集』「中有不定の事」^{*四十二}によれば、叡尊は、鹿島神が円心房栄真に乗り移って託宣した際の、忍性との問答を引用して、西大寺での授戒が極楽寺のそれより優れていると述べている。

良観房が鹿島神に質問して次のように言った。ここ（極楽寺か）において受戒する者は皆（戒体を）得ているのでしょうか。鹿嶋大明神は次のように答えた。西大寺において受戒する人は皆（戒体を）得ている。ここ極楽寺において受戒する人の場合は、（戒体を）得る人もいるし、得ない人もいる。良観房は質問して次のように言った。それでは、西大寺で受戒した者で、この極楽寺におります何名かよりも良くない者がいるのは、どうしたことでしょうか。鹿嶋大明神が答えておっしゃるには、人の善悪は、（正しく戒法を授かり、）戒体を得たかどうかには関らない。非常に立派な人であっても得ていない人もいる。また悪いと思われるような人でも得ている人もいるのである。ですから、皆様各々安心なさって下さい。この西大寺にて受戒する人は疑いなく無表戒を身に発得するのです。実にもっともだと思われる事は、信心の浅い深い、智

慧の有無という違いはあっても、身体と寿命とを犠牲にしない人はそれぞれ、身体と寿命とを顧みなくなつた時に戒体を身に発得するのです。また、このように遭遇し難く成就し難い事であるとお考えになって、なんとか工夫して修行なさって下さいませ。

戒体というのは、受戒によつて発する戒の種で、それが悪をなさうとするのを止めるという。『聴聞集』では、鹿島神の託宣という形であるが、西大寺で受戒した者は、すべて戒体を得られるが、極楽寺では得られない者も出るというのである。忍性が戒壇を造つて授戒を行ったのが、叡尊の没後であつたのは、そうした師叡尊に対する遠慮があつたのだらう。

こうした忍性以来の極楽寺（戒壇）での授戒制こそ、極楽寺流を支える基盤となつた。それゆえ、先述の「極楽寺長老順忍舍利器銘」にも順忍の業績として授戒活動についても言及され、比丘戒を重受した者は一百人、比丘尼戒を（重）受した者は一百七人、比丘戒を新受した者は二百四十三人、比丘尼戒（を新受した者）は六十四人、式叉尼戒（を新受した者）は六十一人、沙弥戒（を新受した者）は二百九十四人、沙弥尼戒は七十四人、十重禁戒は道俗四百四十七人と記されている。

こうした授戒に関連する活動として結果がある。結果は、一般論的に言えば領域を仮構的に限って、内と外とを区別することである^{*四十三}。

仏教僧とりわけ律僧たちは結界儀礼によつて聖化された域内での清浄な生活をめざした。金沢称名寺には、元亨三（一三二三）年二月二四日の裏書きを有する「称名寺結界絵図」が残されているが、その裏書きによつて、その結界儀礼において順忍が羯摩師（いわば議長役）を務めていることがわかる^{*四十四}。

ところで、順忍は、律僧であるとともに、密教を極めた僧であつた。先述の「極楽寺長老順忍舍利器銘」にも、密教の奥義を究めたことを

史料(一〇)は、忍性の伝記たる『性公大徳譜』の「正応四年条」である。それによれば、正応四(一二九一)年、七五歳の時に、極楽寺で初めて戒壇を結び、別授戒を行った。朝・夕二度、四日間で六〇人に授戒したという。

別受というのは、『四分律』という戒律書に説く戒の護持を戒律に精通した一〇人の戒師の前で誓う儀礼である。その場を戒場といい、壇になっているので戒壇ともいう。この別受の代表的なものは、二百五十戒(完全に揃っているという意味で具足戒ともいう)の授戒である。それを行うには一〇人の戒師が必要であるが、一〇人も戒師が揃にくい僻地では、五人の戒師の前で戒律護持を誓った。

忍性が正応四年になって極楽寺に戒壇を結び、授戒儀礼を行ったのは注目される。それが、もし事実であるならば、それまで、忍性は極楽寺で具足戒の授戒を行わなかったということになるからだ。忍性が、極楽寺へ入った文永四(一二六七)年から、二五年目になって、具足戒の授戒を行えたことになる。そうしたことが可能になった背景には、正応三(一二九〇)年八月二五日に師叡尊が死去し、忍性が叡尊教団の頂点に立ったことがあるのは間違いないだろう。

叡尊が樹立した戒壇として、「新に戒壇を築くこと五所、謂く西大寺、家原寺、淨住寺、海竜王寺、法華寺也」(『西大寺叡尊行実年譜』)があった。いずれも、畿内ばかりであり、関東の律僧で授戒希望者にとつては、関東から授戒のために畿内に行かねばならず、不便であっただろう。それゆえ、極楽寺に戒壇を樹立したと考えられる。

さらに注目されるのは次の史料である。

史料(一一) *三十九

先師御入滅、力なき次第に候といえども、仏法衰微事、都鄙皆大いに歎

き申し候、しかりと雖も、我等遺弟、彼素意に任せて、各おの手を分け弭いよ別法を守護すべく候なり、しかれば、貴辺、殊なる御意樂なく貴寺に止住候て、山より西の諸国僧尼授戒伝法の御勤、闕退せしめ給ふべからず候なり、各互に一味和合を勧め、今更相励べく候、此に同意候ば、山川隔の煩なく候、委細淨賢御房可被詰申候、恐々謹言

十一月十九日

沙門忍性(花押)

謹上 日淨御坊

本史料は、河内延命寺所蔵の忍性書状である。宛名の日淨房は、諱を惣持といい、叡尊の俗甥で、叡尊弟子中の有力者の一人であった。河内(大阪府)西琳寺を中心に活動を続けた。西琳寺は、現大阪府羽曳野市にあり、東西に走る飛鳥道(竹内街道)と南北に走る東高野街道の交差点の北東部に位置する(『大阪府の地名Ⅱ』)。西琳寺は古代以来の寺院であるが、叡尊教団によって復興され、建長六(一二五四)年三月以来、西大寺末寺となった。その初代長老が惣持である。

先の書状には、年号が欠けているが、「先師御入滅、力なき次第に候」という文言から叡尊が入滅した正応三(一二九〇)年の書状だと考えられる。忍性は、叡尊死去後、教団の総帥として活躍した。本書状によれば、忍性は、惣持に対して、西琳寺に止まり、二上山より西の諸国の授戒・伝法灌頂の権限を行使することを認めたようである。奈良西大寺は、おそらく叡尊の遺志と忍性らの支持によつて、信空が跡を継いだ、高弟であった信空と叡尊甥の惣持の間で、微妙な対立があったのかもしれない。

忍性が、正応四年に極楽寺で授戒を行っているのを考え合わせると、極楽寺も授戒・伝法灌頂の権限を有したと考えられる。そして、極楽寺は三河国より東の西大寺末寺を管轄していた。とすれば、叡尊死後、授戒と伝法灌頂に関して、二上山より西国のそれを管理する惣持の西琳寺

俊海らの代までは極楽寺末寺であったのだろう。

ところで、極楽寺忍性といえば、ライ病患者の救済など貧者・病者の救済活動で知られる。とりわけ、その財源として土佐国大忍庄が与えられたが、順忍の代においても大忍庄を管理していた。

史料(七) *三十五

(花押)

□□清遠名開発事

大忍庄東川分年貢銭相積之間、当名之内、有可開発之所者、速令開発、可為御年貢要路者也、仍下知状如件、

文保二年二月十日

政所

史料(八) *三十六

(花押)

下 土左国大忍庄

補任 若王子別当職事

僧増源

右、以人補彼職、任親父禅源讓状、有限神事仏事等、無懈怠致其沙汰、可令補任安堵、神人等宜承知、不可違失、故以下、

文保三年三月十六日

史料(七)は文保二(一三二八)年二月一日附「土佐大忍莊政所下知状」である。大忍庄東川分の年貢未納のために年貢銭が相積っている、清遠名内を開発して年貢銭に当てるように命じている。その袖の花押は、順忍のもので、大忍庄の管理責任者であったことがわかる。史料(八)は、文保三(一三二九)年三月一六日附「土佐若王子社別当職

補任状」で、大忍庄の若王子別当職の継承を順忍が安堵しているが、それも大忍莊管理と関係しているのであろう。以上の史料(七)や史料(八)のように、文保期においても極楽寺は大忍庄を管理していた。それゆえ、逆に言えば順忍の時代においても、貧者・病者などの救済活動を継続していたと考えられる。

史料(九) *三十七

(前略)

御布施

(中略)

錢百貫文

非人施行料 送極楽寺

錢三十貫文

放生料 同

(以下略)

史料(九)は、元亨三(一三二四)年一〇月に円覚寺で行われた北条貞時一三回忌の「供養記」の一部である。傍点部より、極楽寺が非人施行(非人への施物の給付)を担当したことがわかる。円覚寺で一三回忌の供養をやったのだから、円覚寺が非人施行をやってもよいはずなのに、幕府はわざわざ極楽寺に非人施行をさせたのである。すなわち、忍性没後の順忍の時代においても、極楽寺は都市鎌倉内の非人とよばれる人々を対象とする幕府の「慈善事業」を一手に代行していた点にも注目しておこう。

つぎに、叡尊教団内の分派といえる極楽寺流が生まれていった背景を授戒と光明真言会に注目して整理しておこう。

史料(一〇) *三十八

七十五歳同ク四年、始メテ戒壇ヲ結び、別受ヲ行フ、両度四日六十人

東大寺大勧進となり、嘉暦元(一二三六)年八月一〇日に死去している。嘉暦元年(一二三六)三月三日には第四代極楽寺長老本性房俊海が東大寺大勧進となり、元弘三(一三三三)年一〇月二九日には法勝寺円観房恵鎮が拜命している^{*三十一}。それゆえ、史料(五)は、元亨二年から元弘三年までの八月一日に出されたのであろう。

しかし、一三三二年から一三三三年までと二年もの幅がある。それゆえ、年附けをより特定すべく内容を検討すると、重要な手がかりがある。傍点部の「今度の亡魂等を訪ぶらうべき」という文言である。すなわち、その文言から覚順と周防国分寺の関係者であって、朝廷(後醍醐天皇)側もその死を悼むほど重要な人物が死去して程なく出された書状だということがわかる。とりわけ、日附けが八月一日で、「今度の亡魂」とある。それらを考え合わせると、前日の嘉暦元(一二三六)年八月一〇日に死去した善願房順忍の鎮魂のためと考えられるが、善願房が鎌倉で死亡したとする情報が翌日に京都に届いたとは考えがたい。それゆえ、やはり元弘の動乱での死者の鎮魂のためとするのがもっとも自然である。

とすれば、史料(五)は元弘三(一三三三)年八月一日附け覚順書状と考えられる。つまり、元弘の動乱での死者の鎮魂の祈禱のために、極楽寺諸末寺が勅願寺化され、それを安堵する論旨などが出された。だが、一紙しかないので覚順がその写を作って極楽寺末寺であった周防国分寺長老に送ったことがわかる。

こうした周防国分寺といった西国の寺院を含む、極楽寺末寺群は、元弘三年八月一日以前に後醍醐天皇によって一括して勅願寺化していたという注目すべき事実がわかる。その背景には、その時の長老本性房俊海の努力があったとはいえ、前長老善願房順忍の多大な功績もあったのであろう。従来、善願房順忍はほとんど注目されてこなかったが、大いに注目されるべきであらう。そこで、次に順忍の西国との関係について

見ておこう。

極楽寺と西国との関係といえば、忍性による摂津多田院の修造成功が挙げられる。忍性は多田院修造を成功させ、北条氏の家督である得宗との結びつきを強めたことは周知の事実である。忍性は建治元(一二七五)年一〇月一日に、得宗から摂津多田院の別当職と本堂修造および勧進を任された。弘安四(一二八二)年には本堂供養を行なったように多田院の修造に成功する^{*三十二}。

重要なのは忍性以後も極楽寺は摂津多田院および得宗領の多田庄の管理を行っていた。順忍の代もそうであった。それゆえ、極楽寺長老として、多田院に対して管理に関わる文書が出されている。

史料(六) ^{*三十三}

多田院条々

一 当院百姓観蓮入道構種々謀計、致過分之訴訟之間、適地下之管領当参之時、可申所在之由、雖相触、其身乍在于鎌倉中、都不能参申、奸曲之至、顯然之上者、父子三人追放寺領内、永不可令安堵、云寺僧、云百姓、於奸謀同心之輩者、可改易所帶事、

一 都維那・寺主両職、任文永十年十二月十七日御下知并今年五月廿二日御下知之旨、寺家之知行、不可有相違事、

右、守条々旨、可被執行之状如件、

正和五年五月廿九日 沙門順忍(花押)

多田院行覚御房

たとえば史料(六)は正和五(一二三六)年五月二九日付「摂津多田院条々事書」と言われるもので、順忍が多田院百姓、都維那・寺主両職などに対して管理責任者であったことがわかる。多田院は「明德末寺帳」では西大寺から長老が任命される西大寺直末寺であるが^{*三十四}、順忍・

如法儀、向後者僧衆可令勤行也、(中略)

正中二年歲次乙丑十二月廿六日 散位土師宿祢 在判

(中略)

権介

権介

目代 在判

史料(四)は正中二(一三二五)年二月二六日附「周防国留守所下文案」^{*二十三}である。それによると、極楽寺長老善願房順忍が東大寺大勧進として周防国守だった時に、目代覚順によって周防国分寺・国分尼寺の再興がなされたことがわかる。また、正月の吉祥御願会に際して、従来は「国の名僧」が招かれていたが、その行儀はもつての他に悪かったという。すなわち、勤行が終わって堂内で酒宴があり、甲乙人が乱入し、狼藉を行ったという。そこで、今年正中二(一三二五)年からは律僧が如法に執行することになった。

このように、順忍が東大寺大勧進となったこともあって、周防国分寺・国分尼寺の復興が進んだことがわかる。また、注目すべきことには、それと同時に周防国分寺(おそらく尼寺も)の律寺化、とりわけ極楽寺末寺化が進んだことである。

こうした国分寺・同尼寺の復興は、蒙古襲来退散祈祷をさせるための国家的政策の一環であった。この点は、別の機会に詳しく論じたので、ここでは略述に止めるが、その政策の担い手に選ばれたのが叡尊教団で、西大寺と極楽寺であった^{*二十四}。その際に、一九箇国^{*二十五}の国分寺の興行が任されている。実際、周防国分寺、伊与国分寺、丹後国分寺、長門国分寺などの興行を成功させていった。

さらに、注目されるのは、順忍の国分寺興行成功を契機として、極楽

寺流の僧が西国へ展開し、西国の寺院までも極楽寺末寺化していったことがある。周防国分寺、伊与国分寺、丹後国分寺は極楽寺末寺であったし、播磨報恩寺、丹後金剛心院も極楽寺末寺化していた^{*二十六}。

明德二(一三九一)年に書き改められたという「西大寺末寺帳」(「明德末寺帳」)によれば、三河国より以东は多くが極楽寺に属すとある^{*二十七}が、極楽寺は西国にも末寺を展開していた。中世叡尊教団は、西大寺を中心とする西国を主な領域とする西大寺流と東国を主な領域とする極楽寺流の二勢力があったが、順忍らの活躍もあって、西国にも末寺を展開していった。こうした極楽寺流の展開は、次の史料からも読み取れる。

史料(五) ^{*二十八}

極楽寺諸末寺被成 勅願寺候間、安堵 綸旨等被成下候、一紙候間、案文書進之候、又礼紙ニ、今度之亡魂等可訪候由、被仰下候、成 勅願寺候間、能々可有御訪候、又国転変候て未治定候間、何事も委細不申候、委細等此人々可被申入候、諸事期後信候、恐々謹言

八月十一日

覚順(花押)

謹上 周防国分寺長老

史料(五)は年未詳の覚順書状である。従来、ほとんど注目されてこなかった史料である。おそらく、年附けがわからなかったからであろう。ただ、極楽寺流と西国寺院の律寺化に注目した大塚紀弘氏がその年次を元弘三(一三三三)年と考えている^{*二十九}。そこで、まず、その年次を確定しよう。

差出人の覚順房覚恵は、いずれも第三代と第四代極楽寺長老であった善願房順忍と本性房俊海が東大寺大勧進の時に周防国目代を務めている^{*三十}。先述のように、順忍は、元亨二(一三二二)年十一月一日に

年には東大寺大勧進となり、東大寺の塔婆以下の修造を先代たちに劣らず立派に行った。嘉暦元(一一三二)年八月一〇日に六二歳で死去した。

一生において化導した僧として、比丘戒を重受した者は一百人、比丘尼戒を受けた者は一百十七人、比丘戒を新受した者は二百四十三人、比丘尼戒は六十四人、式叉尼戒は六十一人、沙弥戒は二百九十四人、沙弥尼戒は七十四人、十重禁戒は道俗四百四十七人であった。また、伝法灌頂を受けた僧は六十人、許可灌頂を受けた僧は三十五人、伝法灌頂を受けた尼僧は三十七人、許可灌頂うけた尼僧は二人であった。以上のような履歴が簡潔ながら記されている。それによって順忍の活動の大枠が知られる。いわば、戒律と密教(禪も)を二本柱として救済活動に邁進した律僧であった、と評価できる。

さて、順忍の活動において、注目すべきものとして、東大寺大勧進としての活動がある。

順忍は元亨二(一一三二)年十一月一日に東大寺大勧進となった。

勧進とは、もともとは、仏教用語で人を勧めて仏道に入らせ、善根・功德を積ませることを意味したが、平安時代の終りごろからは、寺社の堂塔や仏像の造立・修理のために、人々に勧めて米・銭の寄付を募ることを意味するようになった言葉である^{*十九}。

中世における官寺には、大勧進とよばれる役職が置かれ、修造などを担った。東大寺大勧進も、けっして名譽職ではなく、東大寺の復興を実質的に担う役職で、資金・資材・職人の調達までも担当した。それゆえ、大勧進に任命された僧には優れた勧進能力が求められた^{*二十}。

忍性は、永仁元(一一九三)年八月に東大寺大勧進に任命された^{*二十一}が、大いに東大寺復興に努力し成功した。この忍性の成功が先例となり、極楽寺長老となった順忍も東大寺大勧進に任命されたのである。順忍に関しても、その骨蔵器に「元亨二奉東大寺大勧進、塔婆已下之修造、不恥前古」と記されている。順忍の東大寺大勧進としての活

動も特筆すべきことだったと考えられる。そこで、順忍の東大寺大勧進としての活動を見よう。

順忍は、元亨二年十一月一日に東大寺大勧進となると、東大寺造営料国である周防国に目代として実順を派遣し、国衙領の収入を確実に東大寺へ送らせ、東大寺の塔婆以下の修造に当てた。この東大寺大勧進としての成功は、順忍の勧進能力の高さによったのであろう。その一つは、極楽寺長老として鎌倉幕府の後援を得やすかったことがある。東大寺側の文書には、「関東多知識禪律僧」、すなわち、鎌倉に住む優れた勧進能力を持った禅僧・律僧が大勧進の時は修造がうまくいくと記されている^{*二十二}。それは、周防国の国衙領を横領するなど邪魔をするのは武士であり、鎌倉幕府の権力なくしては周防国支配が不可能であったからであろう。もちろん実務を担当した弟子の実順との協働事業がうまくいったことにもよる。

史料(四)

留守所下 周防国

国分・法花両寺興行并下地奉免事

右倩檢 聖武皇帝之往 勅、為東大寺・法花寺惣国分寺、日本六十余州仁建立国分・法花両寺、国分寺名金光明四天王護国寺、居二十僧、毎月八日讀誦最勝王經、同令講讀、尼寺名為法花滅罪之寺、居一十尼、令講法華云々、爰関東極楽寺住持善願上人任国之時、目代覚順、如旧再興彼両寺、則居僧尼、令致 天下泰平国衙安全之祈祷、彼敷地院内地、自元寺家令進止、寺辺之公田下地里坪別紙在之、奉免事、始而非寄付、公田之儀、国分寺・尼寺差廿五丁、諸郷保在之、為令無僧尼之煩、引移遠所差少々置寺辺者也、移跡者即可為公平、(中略)次吉祥御願事、国名僧等令勤仕之、雖然彼行儀以外不儀也、勤行以後即於堂内執行酒肴之間、甲乙人等令乱入、殆擬及狼藉、所詮適持律僧止住之上者、自今年正中二以

六十二、夏藤四十二、

史料(一)から史料(三)は、いずれも嘉暦元(一二三二)年八月一〇日になくなった極楽寺第三代長老善願房順忍の骨蔵器の銘文「極楽寺長老順忍舍利器銘」である。史料(一)と史料(二)は各々、鎌倉極楽寺と大和額安寺の順忍の墓塔から出た骨蔵器の銘文であり、史料(三)は伊豆金剛廃寺跡の石塔下から出た順忍骨蔵器の銘文である^{*十三}。すなわち、順忍の遺骨は、鎌倉極楽寺と大和額安寺と伊豆金剛廃寺の三つの墓塔に分骨されたのである。

極楽寺は順忍が第三代長老を務めた寺であり、それゆえ極楽寺に分骨されたと考えられる。額安寺は、順忍が尊敬する忍性の墓所がある寺であり、順忍は死後も忍性のそばに眠りたかったのであろう。

史料(三)の骨蔵器はさほど注目されてこなかった。天明五(一七八五)年伊豆牧之郷字寺中(現、伊豆の国市、金剛寺という大寺院の跡)の古い石塔の下から出土した。高さ約一二cm、直径約五・三cmの円筒形銅製で筒面に上人の履歴が刻銘されている。現在は修善寺宝物館に保管されている^{*十四}。金剛寺跡のある伊豆牧之郷は、順忍の祖たる加藤景廉一族の故郷であり、六基の西大寺様式の五輪塔すらある。ただ、それらは後に積み直されたもので、オリジナルのものではないのが惜しまれる。おそらく金剛寺歴代の墓であろう。順忍は、自分の祖先の故郷にあった金剛寺を律寺化し、そこに分骨させたのであろう。

別著で述べたように、忍性は、遺言して鎌倉極楽寺、生駒竹林寺、大和額安寺の三箇寺に墓塔を建てて分骨させた。それらからは、忍性の略伝が記された優美な骨蔵器が見つかった。それらの三箇寺はいずれも忍性ゆかりの寺院であった^{*十五}。忍性が三塔に分骨させた背景には弥勒信仰があった。史料(一)にも「撫遺骨以納五輪塔、緬期三會砌而已」とあって、順忍も、五六億七千万年後の弥勒三會を期待している旨が書

かれている。順忍が三つに分骨させたのは、忍性にならったからであろう。

「極楽寺長老順忍舍利器銘」は、簡略ながら、順忍の伝記をまとめている。それによれば、順忍は、文永二(一二六五)年十一月二七日に誕生した。「備州鎭郷」(吉備国鎭郷)に加藤景廉の四代孫加藤五郎と藤原氏を両親として生まれた。弘安三(一二八〇)年一六歳で忍性を師として出家し、二〇歳で忍性から受戒した。すなわち、一人前の僧侶となった。さらに、正応二(一二八九)年八月一三日には叡尊から具足戒を受けている。その後、密教と禅を学んだ。三五歳で南都元興寺小塔院長老となり、徳治元(一二三〇)六月十五日には鎌倉多宝寺の長老となった。正和四(一二三三)年一〇月一九日には將軍や得宗に授戒し、極楽寺の長老(長老)となった^{*十六}。

順忍が極楽寺長老として入る以前に長老だったのは多宝寺であった。忍性もそうであったが、おそらく、極楽寺流では健康であれば、多宝寺長老を経て極楽寺長老となるルートになっていたのであろう。それほど、多宝寺は極楽寺流内で寺格が高い寺院であった。多宝寺は、扇谷山といい、鎌倉の多宝寺谷を中心とする一帯に所在した。現在は、廃寺である。寺域は、南は泉の井あたり、東は「現在妹尾小児科の前から泉ヶ谷の奥に通じる市道」^{*十七}、北は泉ヶ谷最奥部の谷までと考えられている。西ははっきりしない。多宝寺にも、安山岩製の総高三・一八・一センチもの大きな五輪塔が存在する。かつて、その五輪塔は、忍性塔と伝えられてきた。ところが、関東大震災後の復旧工事中に、反花座より青銅製舍利器五個が発見された。そして、その内の一個に銘文が施されていて、その五輪塔が嘉元四(一一三〇)年二月十六日に死去した多宝寺長老覚賢のものであることが明らかとなった^{*十八}。順忍は嘉元四年に多宝寺長老となるが、覚賢は順忍の前任者であった。

「極楽寺長老順忍舍利器銘」によれば、順忍は、元亨二(一二三二)

第一章 第三代長老善願房順忍

律寺としての極楽寺の初代長老が良観房忍性であることは周知のごとくである。ひとまず文永四(一二六七)年から嘉元元(一二三〇)年までが忍性長老時代であった。忍性の活動について詳しくは拙著『忍性』など^{*七}を参照されたい。

第二代長老は、円真房栄真だが、田中敏子の研究^{*八}が詳しいので、それを参照されたい。田中氏によれば、栄真は安貞元(一二二七)年に河内国生まれ、嘉元元年に忍性を継いで極楽寺長老となった。正和四(一一三五)年に亡くなったと考えられている。

第三代長老は善願房順忍である。この善願房順忍に関する専論はないが、忍性以後の極楽寺とその末寺を束ね、叡尊教団内に極楽寺流ともいえる大勢力を築き^{*九}、極楽寺流の西国への展開をも主導した人物と評価できる。以下史料を挙げつつ論じよう。

善願房順忍は正和四(一一三五)年一〇月に長老を嗣いだだが、彼の事績を知る手がかりとして、「極楽寺長老順忍舍利器銘」が参考になる。

史料(一) ^{*十}

極楽寺第三代長老善願上人
舍利瓶器

先師大德法諱順忍、俗姓藤原、建久幕府士卒加藤判官景廉四代孫也、父加藤五郎、其母又藤原氏、文永二十一廿七誕生、弘安三十六歳随良観上人忍性剃髮、同七年二四随性公和尚受年満戒、正応二八十三値興正菩薩別受、同元年於東大寺登壇、究二明奥義、積參禪工夫、徳治元六十五始住多宝寺、正和四十九奉将府并太守戒師、掌当寺住持、毎月勤仕授戒、加以伝密宗諸流、授印璽於衆人、元亨二奉東大寺大勧進、塔婆

已下之修造、不恥前古、今年八月十日辰尅、手結密印端坐入寂、俗年六十二、夏臘四十二、闍維之後、撫遺骨以納五輪塔、緬期三會砌而已、

史料(二) ^{*十一}

関東極楽律寺第三住持善願

上人諱順忍於備州鎗郷誕生、双親藤原氏也、十六歳出家学道、十八歳受沙弥戒、廿歳受具足戒、卅五歳南都元興寺小塔院住持、四十二歳関東多宝寺管領、五十一歳同極楽寺執務、六十二歳、嘉暦元年丙寅八月十日〈己尅〉入滅、結秘印端坐、一期化導

比丘戒重受一百人、比丘尼一百十七人、比丘戒新受二百四十三人、比丘尼戒六十四人、式叉尼戒六十一人、沙弥戒二百九十四人、沙弥尼戒七十四人、十重禁戒道俗四百四十七人、(蓋裏銘)

伝法灌頂門^第僧

六十人、許可僧三十五人、

伝法尼僧三十七人、

許^可□尼僧二人

史料(三) ^{*十二}

極楽寺第三代長老善願上人

舍利瓶記

先師大德法諱順忍、俗姓藤原、建久幕府士卒加藤判官景廉孫也、父加藤五郎、其母又藤氏、文永二十一廿七誕生、弘安三十六歳、随忍性大德出家受具、値興正菩薩別受、公家専崇敬、将府太守仰戒師、万人帰顕密之行化、一朝貴濟生之悲願、時嘉暦元年八月十日辰尅端座入寂、俗年

鎌倉極楽寺流の成立と展開

― 初代から九代までの極楽寺歴代住持に注目して ―

松尾 剛次

(文化システム専攻 歴史文化領域担当)

はじめに

一三世紀後期から一四世紀における鎌倉極楽寺と忍性(一二一七―一三〇三)の果たした役割の大きさはつとに知られている*^一。とりわけ、忍性の非人救済活動に象徴される社会救済事業は、その規模の大きさ、活動期間の長さにおいて、極めて重要である。鎌倉極楽寺は、忍性の活動の一大拠点であった。忍性らの活動は単に宗教的に重要であったのみならず、政治的、経済的にも重要な意味をもっていたことは大いに注目すべきである。

ところで、従来、忍性のそうした活動が彼の没後も継承された点は等閑に付されがちで、さほど注目されてこなかった。西大寺第二代長老(住持のこと)信空、河内西琳寺惣持といった僧にはようやく光が当てられつつある*^二が、忍性没後の鎌倉極楽寺を中心とする東国における僧らの活動は史料的な制約もあってまだまだ十分ではない。しかし、栄真、順忍、俊海といった第二、第三の忍性の出現によって、忍性以後も鎌倉極楽寺を中心とした社会救済活動が継続された点を忘れてはならない。

本稿では極楽寺の長老たちに注目して、忍性以後の極楽寺僧の活動を明らかにする。ことに、西国においても極楽寺末寺が形成・展開していた明德二(一三九一)年以前の長老たちに注目する。というのも、明德

二年に書き改められた「西大寺末寺帳」(明德末寺帳)では、極楽寺は三河国以東の末寺支配を認められた*^三が、それ以前においては、西国にも数多くの末寺を展開していたからだ。つまり、叡尊教団内において極楽寺流(極楽寺とその末寺群)も大いに栄えていたといえる。そこで、その時代の極楽寺長老の活動に注目することによって、叡尊教団内における極楽寺の果たした役割を明らかにしたいと考える。

この極楽寺住持歴代については、『生誕八〇〇年記念特別展 忍性菩薩 関東興律七五〇年』*^四が忍性没後の極楽寺住持第七代までを簡略に指摘している。しかしながら、図録という性格もあって論拠が示されておらず、また、第六代長老を覚行房照玄とするなど間違いもある。

本稿では、『極楽律寺史 中世・近世編』*^五を典拠としながら、原史料などと対校して使用する。なお、長老というのは、禅寺(院)・律寺(院)など通世僧*^六寺院の住持の呼称である。以下、本稿では長老で統一する。また、従来、律寺のことを律院と表記する研究が多いが、寺と院とは、明確に区別されている。極楽寺などの塔頭(支院)、たとえば真言院とか石塔院などの場合は律院と表記すべきであるが、極楽寺のような複数の塔頭を有する寺などは律寺と表記する。

編 集 委 員

伊 藤	豊	(文化システム専攻)
アーウィン	マーク	(文化システム専攻)
森 岡	卓 司	(文化システム専攻)
阿 部	未 央	(社会システム専攻)

編 集 者	山形大学人文学部
発 行 者	〒990-8560 山形市小白川町一丁目 4 番12号
責 任 者	清 塚 邦 彦
印 刷 所	田宮印刷株式会社
発行年月日	平成29年 9 月30日

BULLETIN of Graduate School of Social & Cultural Systems at Yamagata University

No. 14

CONTENTS

Articles

- The development of the Gokuraku Temple and its branches in
medieval Japan, with a focus on the succession of its chief priests Kenji MATSUO (1)114
- Conflict in the representation of 'homeland': Kamei Katsuichirō in
the Nippon Roman-ha and the Yamagata High School Kōyūkai Zasshi
..... MORIOKA Takashi (21)94
- Two Smiles in Magdeburg Cathedral Kōichi MOTOKI 1
- “Neutralität” und “Phantasie” bei Edmund Husserl
—— über den Begriff “perzeptive Phantasie” in den 1920er Jahren ... Masahisa OGUMA 23
- On the relation between straight line geoglyph forms and the Construction Periods
..... MONMA Tadasuke, HONDA Kaoru 35
- Der Nazismus, als Prozess der gedanklichen Perspektivänderungen betrachtet
..... WATANABE Masanao 45
- The influence of descriptive norm, and the number of other
pedestrians, on illegal crossing at an intersection..... Yuya SATO, Takayuki OSUGI 55

Research Note

- Feasibility of Satellite Image Analysis for Land Use Changes in Urban Areas:
A Case Study at Ishinomaki City, Miyagi Prefecture Hirohisa YAMADA 65
- 2016 : List of Graduate School Courses and Submitted Master's Theses75
- Requirements for Contributors.....79

SEPTEMBER 2017